

安曇野市都市計画マスタープラン



平成 22 年 11 月

安 曇 野 市

安曇野市都市計画マスタープランの策定にあたり



安曇野市は、北アルプスの秀麗な山並みを背景に、清らかな水と、緑豊かな田園に育まれた美しい風土のなかで、地域の個性を活かし、創造的な文化と産業が程よく調和し発展してきた5つの町村が合併して誕生しました。

近年、私たちを取り巻く社会経済の情勢が刻々と変化し、人々の暮らしに求める価値観の多様化が進むなか、地球環境問題や高度情報化社会への対応など、責任ある行政運営が求められています。

また、合併した5地域の均衡ある発展と、地域の一体性の確保、福祉の充実を市政課題として掲げた「新市建設計画」に沿ったまちづくりを進めていくために、平成20年に策定した「第1次安曇野市総合計画」に示す基本構想を実現に導く、より具体の施策展開が必要とされています。

そうしたなかで、先人が築いてきた足跡を大切にしながら、美しい自然や景観を守り、活かし、秩序ある産業の発展と固有の文化を継承し、育むことによって、誰もが住みたい、働きたい、訪れたいと想える「田園産業都市」を創り、次の世代に引き継いでいくことが、私たちに課せられた責務であります。

安曇野市都市計画マスタープランでは、この田園産業都市構想を推進するために、「集約重視の土地利用」や「暮らしや産業の発展を支える都市施設整備」を基本に据え、少子高齢化や人口減少社会に対応した活力あるまちづくりの将来像及びその実現方策を明らかにしました。この計画を今後のまちづくりの“手引き”として活用し、市民の皆様と共に、市政繁栄のため邁進して参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

終わりに、この計画策定にあたり長期にわたりご尽力いただいた都市計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました都市計画審議会及び市民の皆様、事業者の皆様は心より感謝を申し上げます。

平成22年11月

安曇野市長 宮澤 宗弘

目 次

第1章 はじめに

- 1. 1 計画の策定目的 1-1
- 1. 2 計画期間 1-1
- 1. 3 計画対象区域 1-1
- 1. 4 計画の位置付け 1-2

第2章 まちづくりにおける現状・課題の整理

- 2. 1 人口動態 2-1
- 2. 2 本市の成り立ち ～集落・市街の形成過程と土地利用管理の現状～ ... 2-4
- 2. 3 市民の声 ～アンケートの結果～ 2-6
- 2. 4 現在の強みと今後の懸念・課題 2-8
- 2. 5 社会情勢の変化や本市を取り巻く環境への対応 2-18

第3章 まちづくりの将来像

- 3. 1 まちづくりの目標 3-1
- 3. 2 将来人口のあり方 3-2
- 3. 3 まちづくりの基本方針 3-3
- 3. 4 目指すまちの基本構造 3-12

第4章 まちづくり構想

- 4. 1 土地利用計画 4-1
 - 4. 1. 1 土地利用の基本方針 4-1
 - 4. 1. 2 土地利用種別の誘導方針 4-2
 - 4. 1. 3 特に土地利用上の調整を要する区域における対応方針 ... 4-10
- 4. 2 都市施設整備計画 4-12
 - 4. 2. 1 都市施設整備の基本方針 4-12
 - 4. 2. 2 分野別の取り組みの具体的な方向性 4-14
- 4. 3 全体構想 4-29
 - 4. 3. 1 エリア別のまちづくりの方針整理 4-29
 - 4. 3. 2 都市空間の機能的な関係整理 4-30
 - 4. 3. 3 まちづくり構想図 4-31

第5章 地域別のまちづくり構想

5.1	地域区分	5-1
5.2	北東部地域	5-2
5.3	北西部地域	5-3
5.4	中部地域	5-4
5.5	南部地域	5-5

第6章 実現のための方策

6.1	構想実現に向けた方策の考え方	6-1
6.2	方策の具体化にあたっての前提条件の整理	6-2
6.2.1	土地利用管理制度の統一化	6-2
6.2.2	都市計画区域の統合化	6-3
6.3	土地利用に関する実現方策	6-4
6.3.1	条例及び計画の策定	6-4
6.3.2	都市計画制度の活用	6-5
6.3.3	新たな産業用地の確保	6-6
6.4	都市施設整備に関する施設別の実現方策	6-7
6.4.1	道路・交通	6-7
6.4.2	公園・緑地・河川	6-8
6.4.3	上下水道施設	6-9
6.4.4	その他公共公益施設	6-9
6.5	主な施策の展開フロー	6-10
6.6	計画の推進体制	6-11

安曇野市都市計画策定委員会名簿	付1
-----------------	----

安曇野市都市計画策定委員会検討経過	付2
-------------------	----

第 1 章 はじめに

本章では、計画の策定目的、計画期間、計画対象区域及び計画の位置付けを示します。

第1章 はじめに

1.1 計画の策定目的

安曇野市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）は、都市計画法第18条の2に基づき、安曇野市（以下、「本市」）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画は、まちの将来像、まちづくりの構想及びその実現のための方策を示し、今後の都市計画の指針となることを目的とします。

1.2 計画期間

計画期間は、今後20年程度先を見据えるなかで、平成23年を基準として、平成32年までの10年間とします。ただし、今後の社会情勢などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.3 計画対象区域

本計画は、本市に定められている5つの都市計画区域（豊科、穂高、三郷、堀金、明科の各区域）を対象とします。ただし、必要に応じて市内全域を対象とした状況把握や計画検討を行っています。

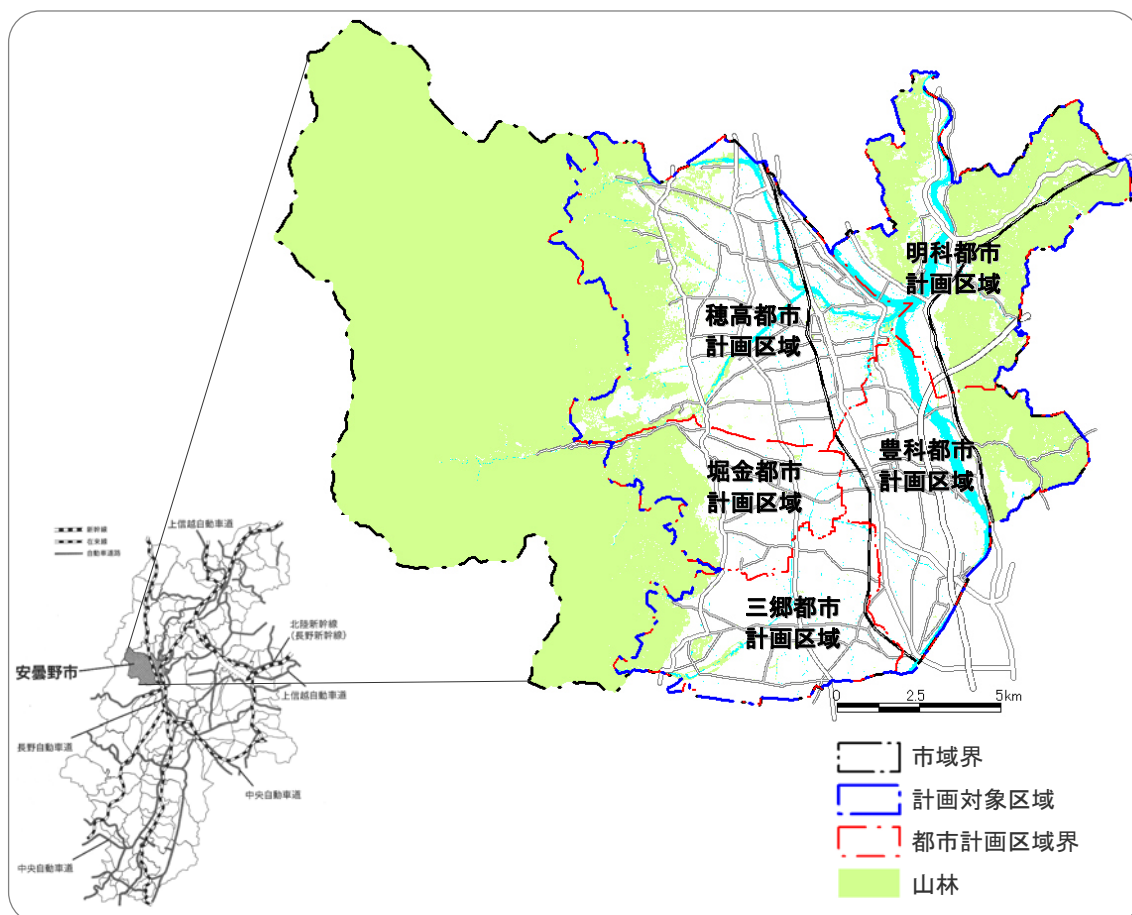
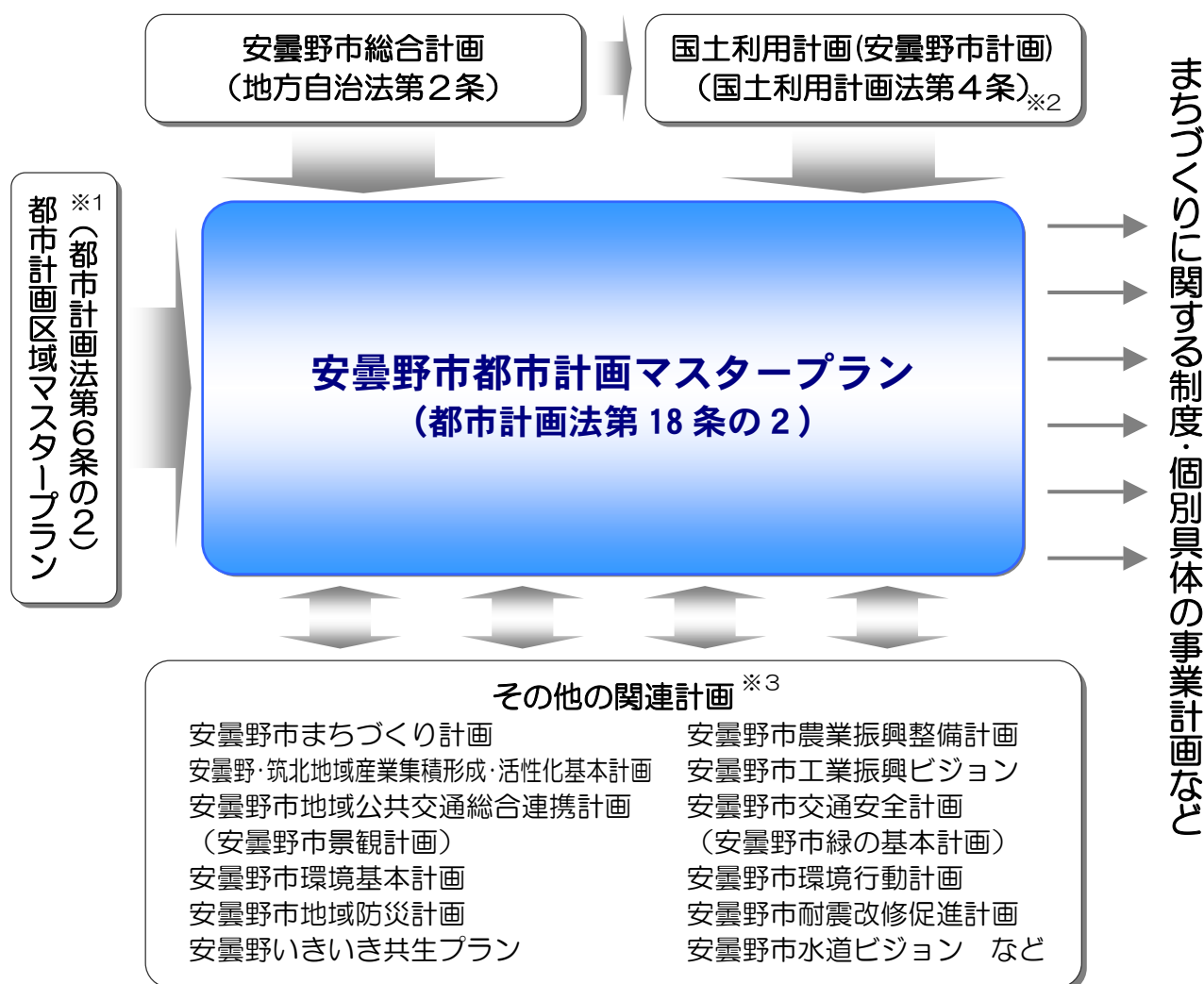


図 本計画の対象区域

1.4 計画の位置付け

- 本計画は、第1次安曇野市総合計画（平成20年3月策定）に即して定める、都市計画に関する個別計画として位置付けられます。
- また本計画は、同時に検討を進めてきた土地利用に関する統一制度（平成23年4月運用予定）とも関連することから、その内容を踏まえます。

なお、土地利用に関する統一制度については、「本市の成り立ちや地域の実情などを勘案するなかで、自主条例による制度を主体に、都市計画法に基づく制度（用途地域、地区計画など）も有効に活用していく」という方針が定まっています（平成20年9月）。



※1 本計画の上位計画として位置付く都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）については、平成23年4月以降、計画策定主体である長野県に対し、現在5つある計画の一本化、本計画の内容との整合など必要な調整を働きかけていきます。

※2 土地利用に関して本計画の指針として位置付く国土利用計画（安曇野市計画）については、本計画の内容を踏まえ、平成23年3月までに策定する予定です。

※3 （ ）内に示す計画は、平成22年度段階で策定中または平成23年度以降に策定する予定です。

図 安曇野市都市計画マスタープランの位置付け

第 2 章 まちづくりにおける現状・課題の整理

本章では、人口動態や本市の成り立ち、市民の声などを踏まえて、現在の強みと今後のまちづくりにおける懸念や課題、対応すべき要点を整理します。

第2章 まちづくりにおける現状・課題の整理

2.1 人口動態

1) 人口・世帯数の推移

- 人口・世帯数（合併前は旧5町村の合計値）はいずれも増加傾向にある。
- 平成17年以降は、人口・世帯数の増加率が低下している。
- 1世帯当たりの人数は、昭和20年代から一貫して減少傾向にある。

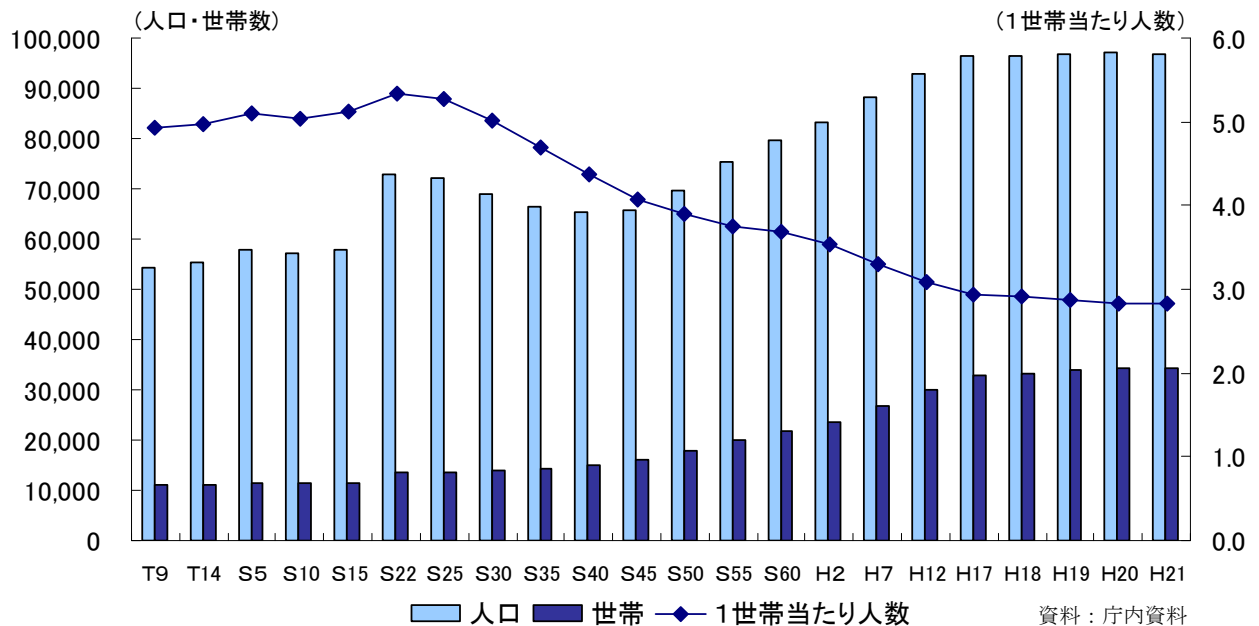


図 人口と世帯数の推移

2) 年代別の人口増加率（平成15年度～平成21年度）

- 10代後半の世代を除き、50代後半まではすべての世代で増加している。
- とくに20代後半から30代前半の転入による人口増が顕著である。

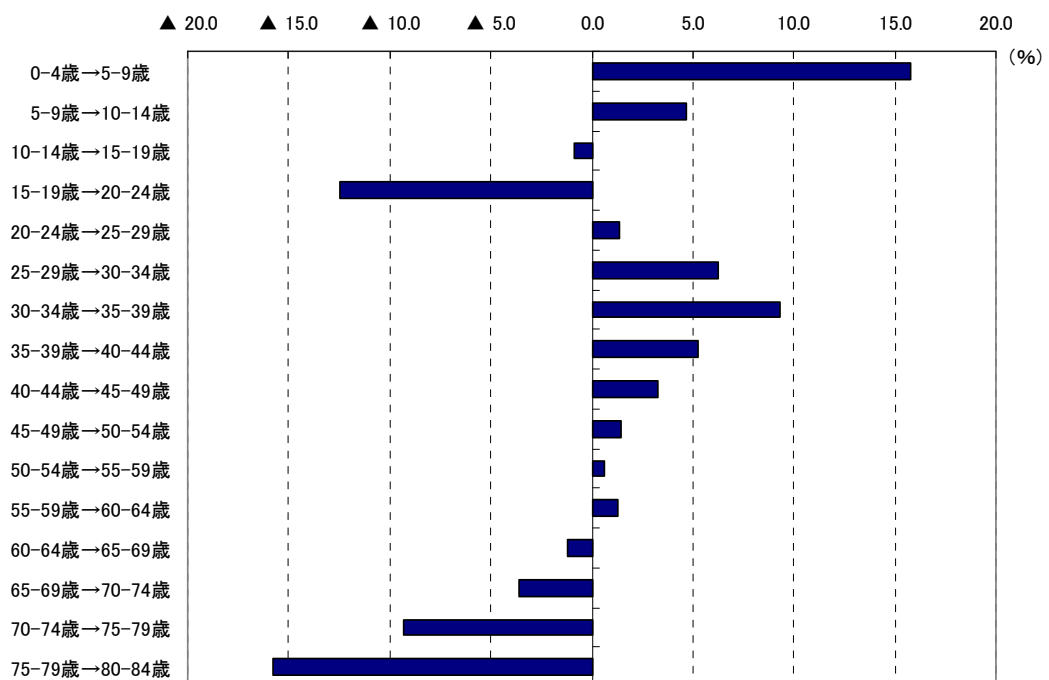
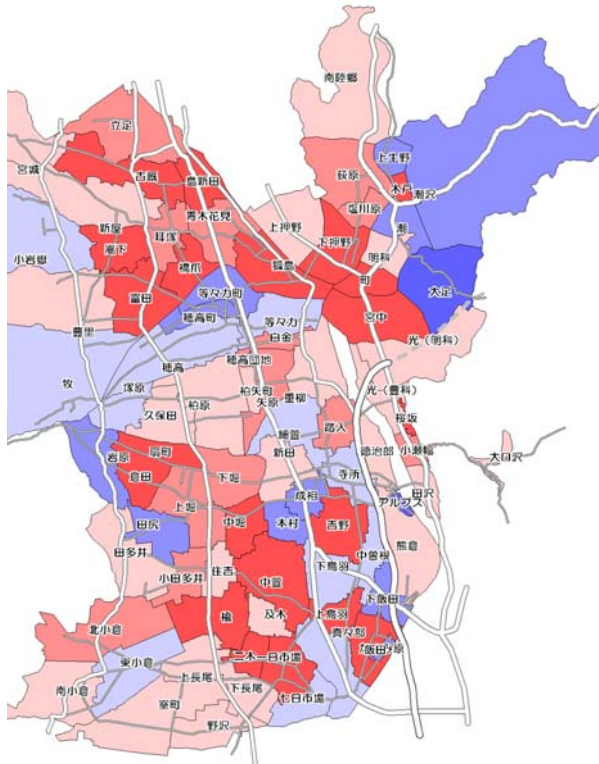


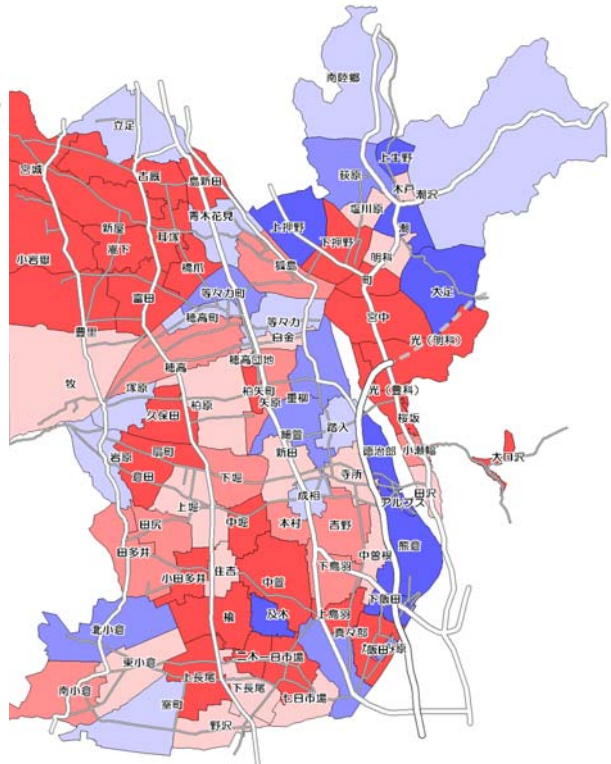
図 年代別人口増加率

3) 地区別・年代別の人口増加率（平成 16 年度→平成 21 年度）

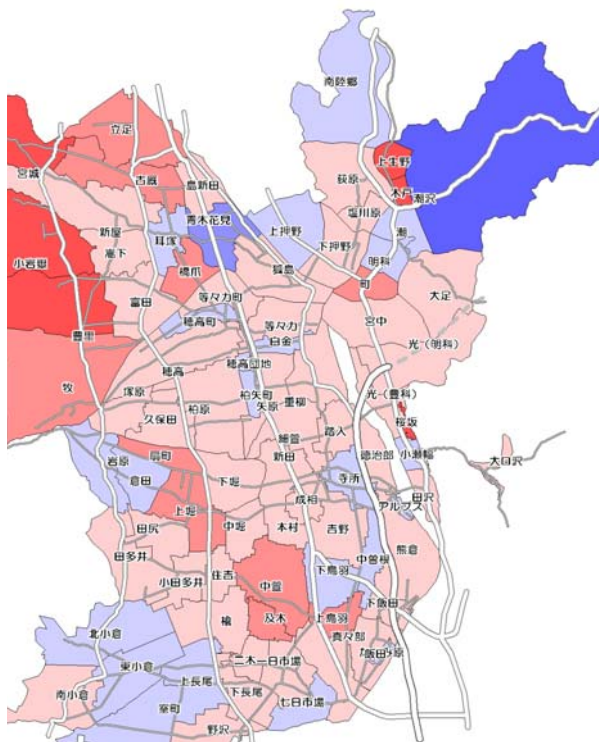
- 20 代後半から 30 代は、郊外をはじめ、全体的に増加している地区が多いが、豊科・穂高・明科の市街地にあたる地区の一部では減少している。
- 50 代後半は、全体的に若干減少している地区が多いなかで、穂高の西山山麓にある地区の一部では増加している。



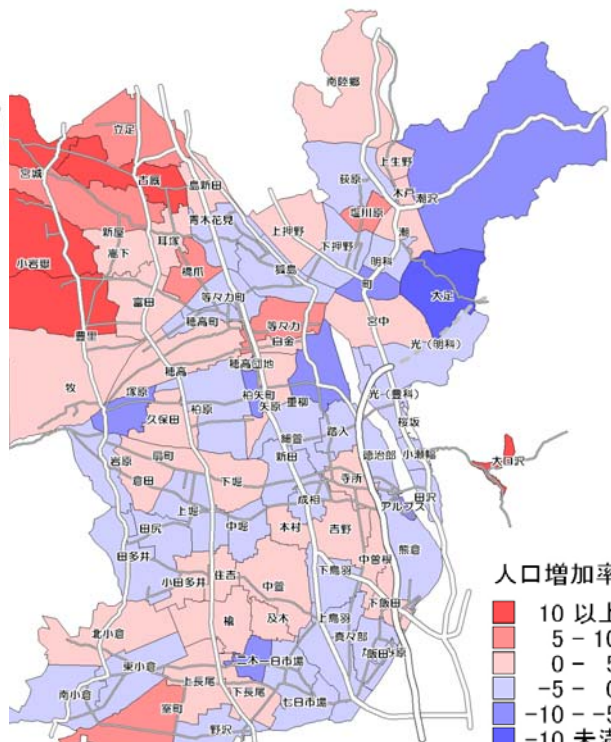
0～14 歳が 5～19 歳になる間の変化



25～39 歳が 30～44 歳になる間の変化

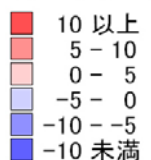


40～54 歳が 45～59 歳になる間の変化



55～64 歳が 60～69 歳になる間の変化

人口増加率(%)

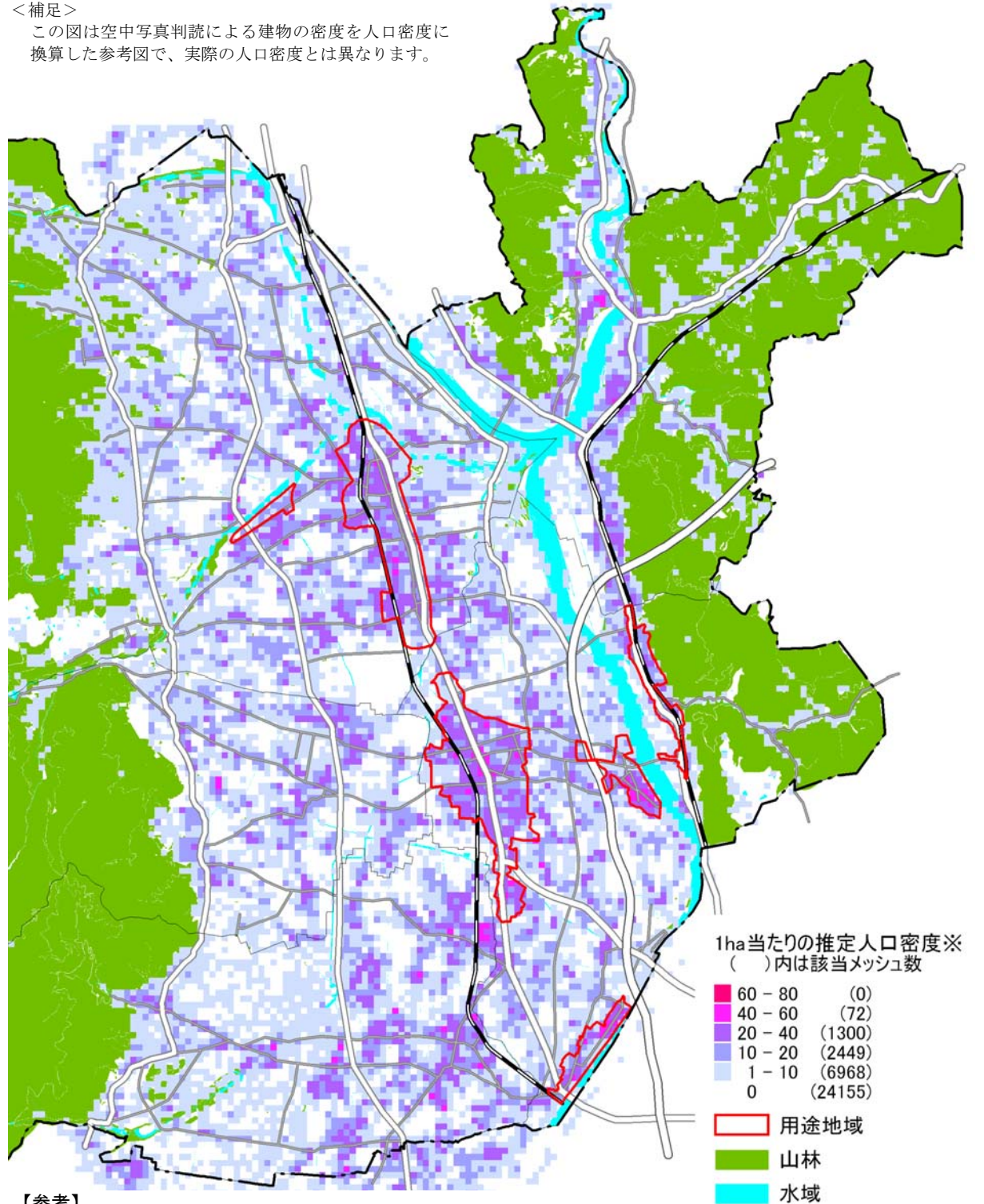


4) 人口分布と推定人口密度

- 市街地の人口密度が比較的低く、郊外との差も小さい。
- 市内の可住地全体に居住が分散している傾向がみられる。

<補足>

この図は空中写真判読による建物の密度を人口密度に換算した参考図で、実際の人口密度とは異なります。



【参考】

- ・都市計画運用指針に定める市街化区域の住宅用地の人口密度: 1ha 当たり 60 人以上
- ・都市計画法施行規則に定める既成市街地の人口密度: 1ha 当たり 40 人以上

※推定方法

1戸当たり1.35人で建物戸数を人口に換算
 $1.35 = 134,107 \text{戸} (2007 \text{年} 5 \text{月: 空中写真})$
 $\div 99,321 \text{人} (2007 \text{年} 5 \text{月: 広報あづみの})$

図 1ha 当たりの推定人口密度

2.2 本市の成り立ち ～集落・市街の形成過程と土地利用管理の現状～

1) 地形条件

- 東西を山が囲むなかで、比較的平坦な複合扇状地が南北に広がっている。
- 西側には常念岳をはじめ、2,500～3,000m 級の山々が連なっている。
- 可住地面積が比較的広い（県内 7 位／80 市町村：平成 21 年）。

2) 集落・市街の形成過程

- 戦後の復興と人口増加の流れのなかで、散在していた小集落が各々徐々に拡大し、それらが集まることで大きな塊の集落を形成してきた。
- 市内を南北に貫く大系線や篠ノ井線の駅（特に豊科、穂高、柏矢町、一日市場、明科、田沢の各駅）を中心に市街が発展してきた。
- 自動車交通の発達とともに整備が進んだ道路によって、各集落が相互につながり、まちとしての機能が向上してきた。

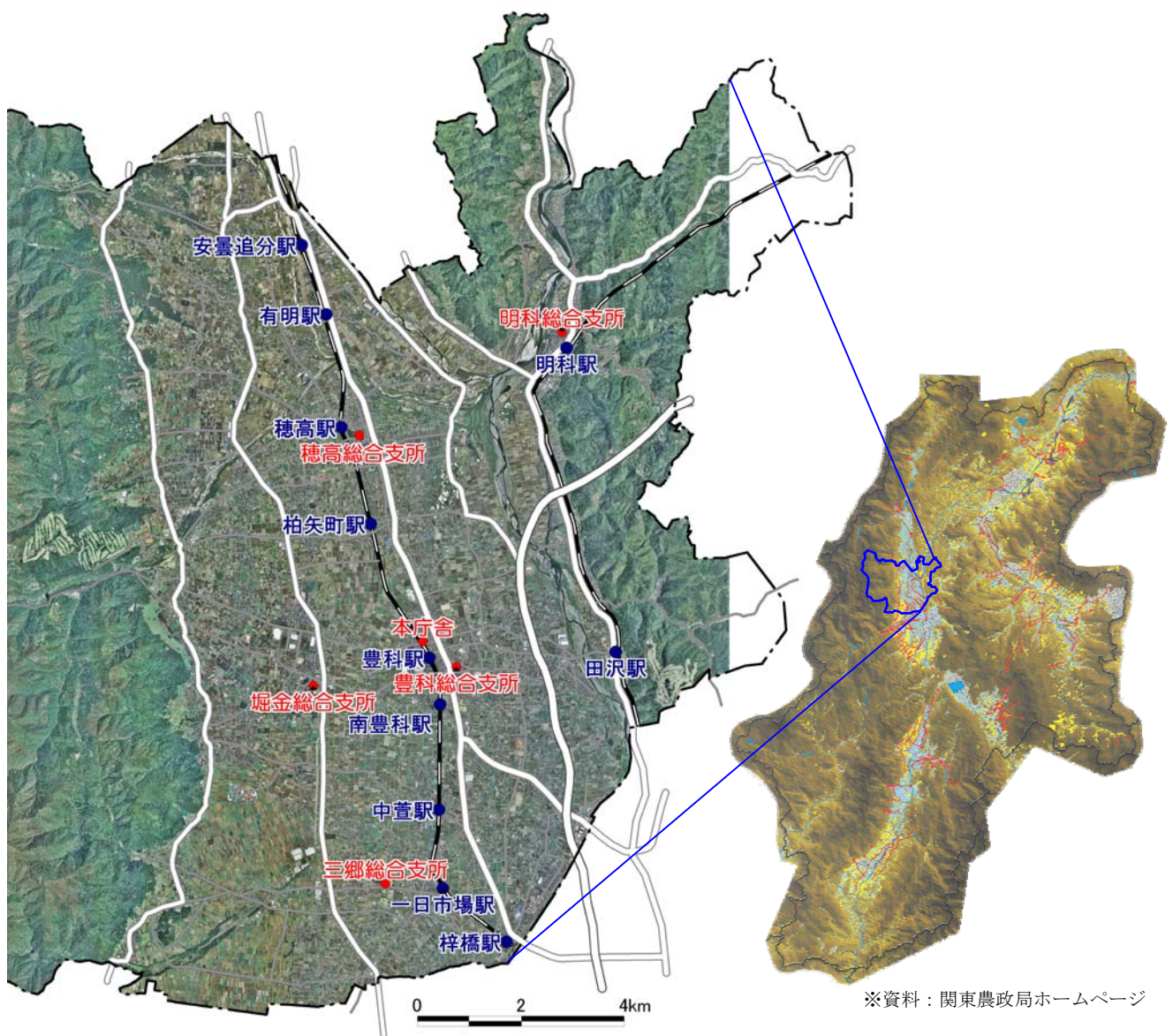
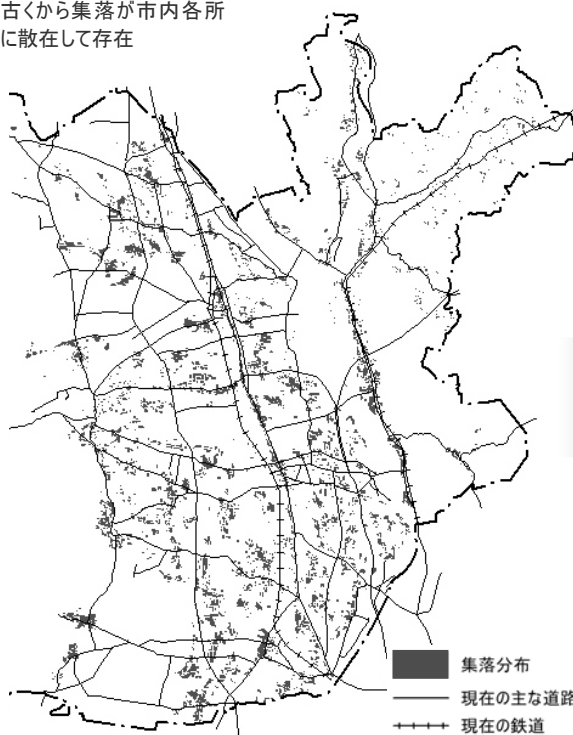


図 空からみた現在のまちの姿（航空写真）

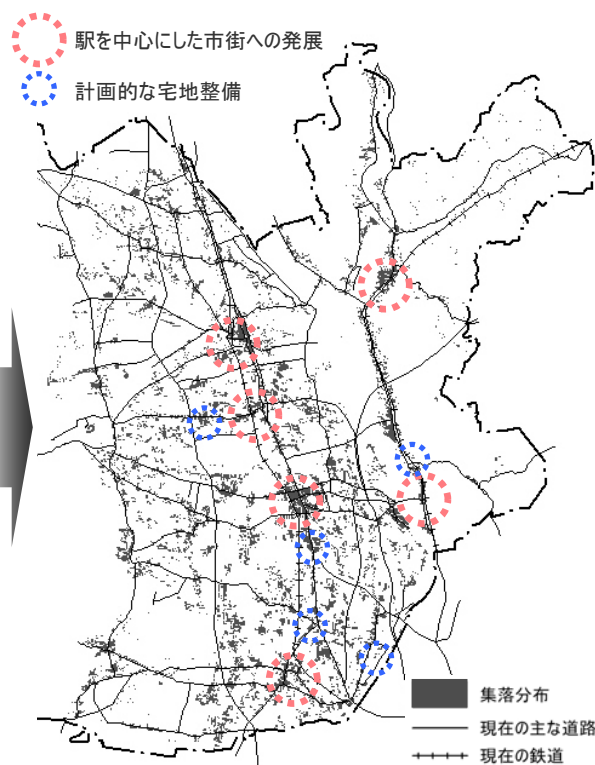
古くから集落が市内各所に散在して存在



※上図の集落分布は、それぞれ各年度の2万5千分の1地形図（国土地理院）からのおおよその読み取りによる。

1913年(大正2)の集落分布

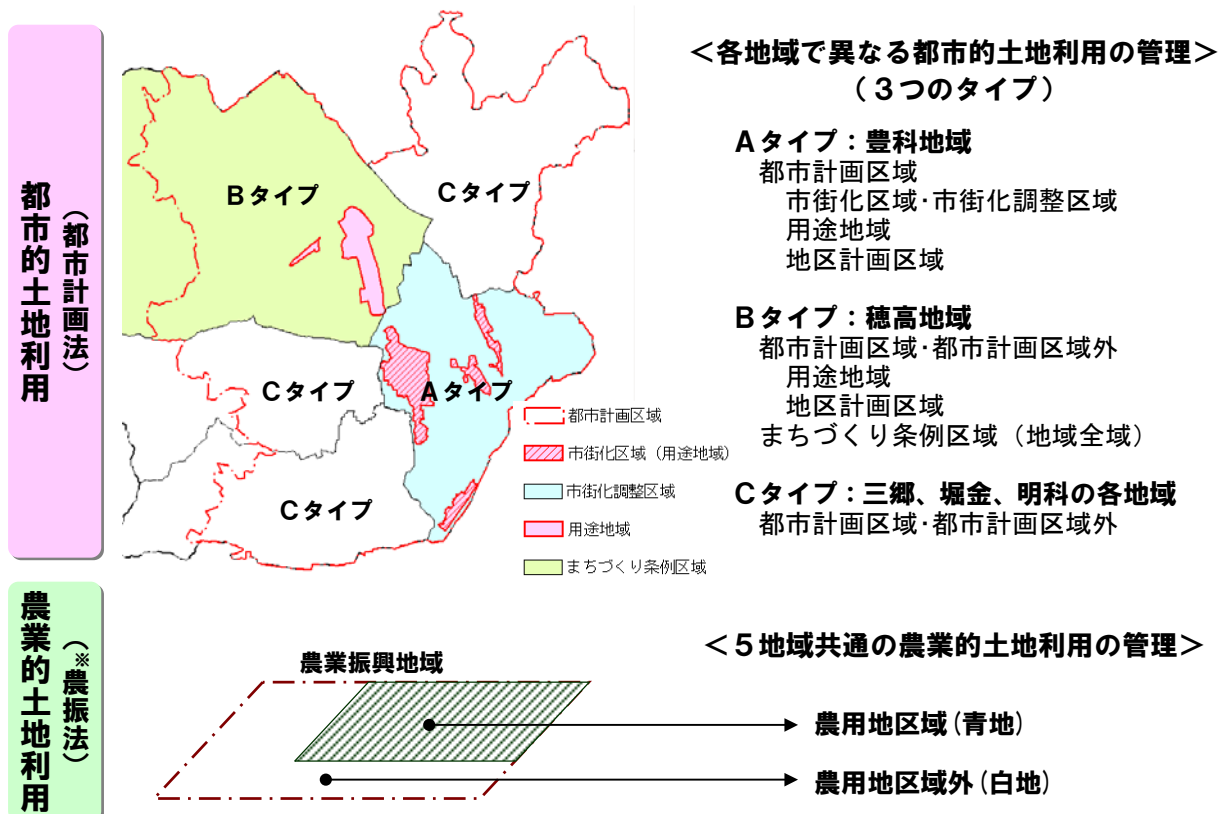
駅を中心にした市街への発展
計画的な宅地整備



1975年(昭和50)の集落分布

3) 土地利用管理制度の現状

- 土地利用の管理制度が5地域で異なっている（大きく3タイプ）。
- 制度の違いにより、これまでの住宅地形成の展開に違いが生じている。



※農業振興地域の整備に関する法律

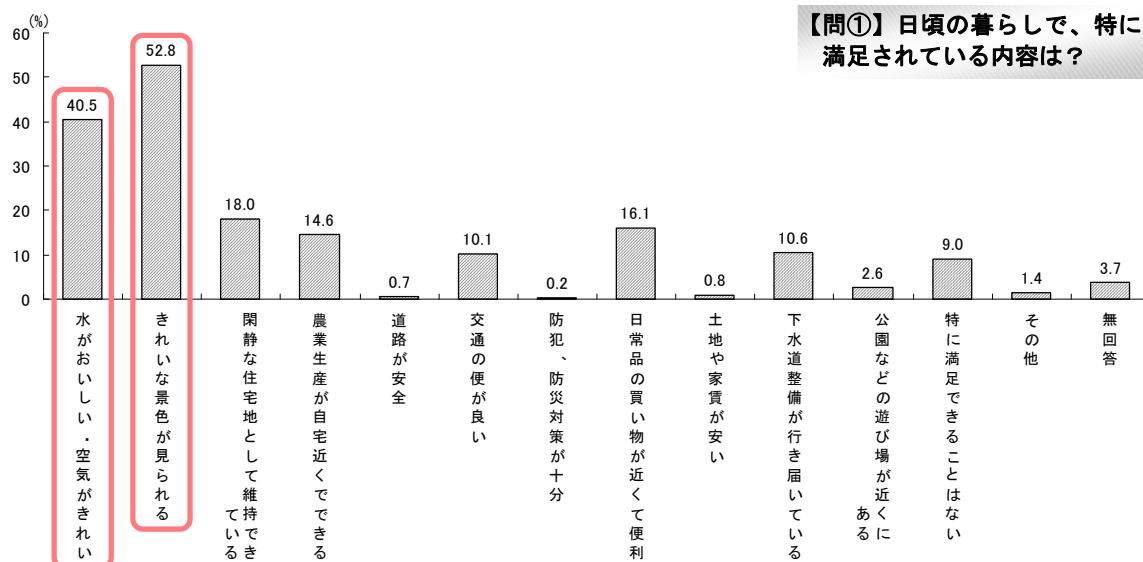
図 主な土地利用の管理制度

2.3 市民の声 ～アンケート※の結果～

1) 周辺環境に対する満足・不満足

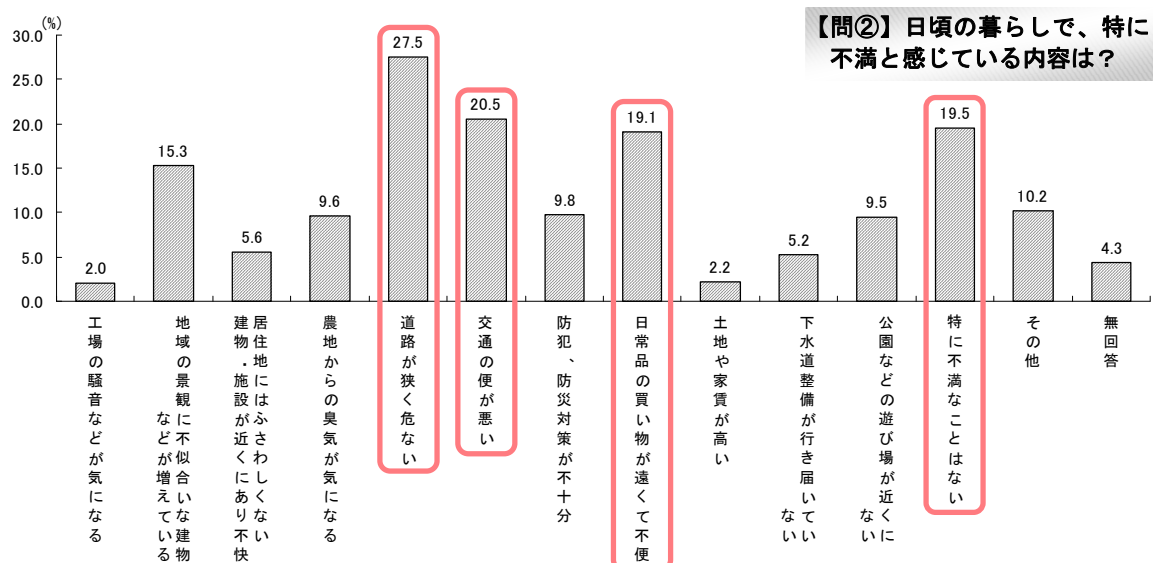
●満足されている内容

日頃の暮らしで、特に満足されている内容で最も多かったのは、「きれいな景色が見られる」で、半数以上の方が回答されていました。次いで多かったのが、「水がおいしい、空気がきれい」で4割程度の回答を得ました。環境のよさに対する満足度が際立って高いということが分かりました。



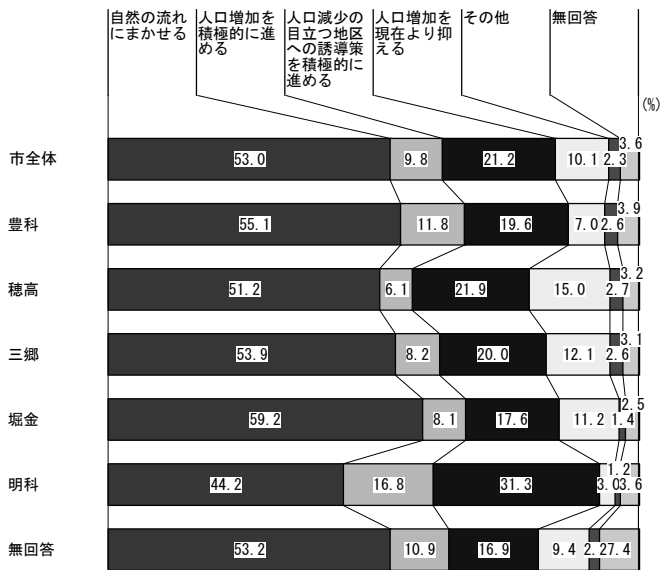
●不満と感じている内容

特に不満と感じている内容では、「道路が狭く危ない」、「交通の便が悪い」、「日常の買い物が遠くて不便」の順に多く、交通の利便性に関する不満が多く挙げられていました。一方で、「特に不満なことはない」という回答も多く、現状に満足されている方も多いということが分かりました。

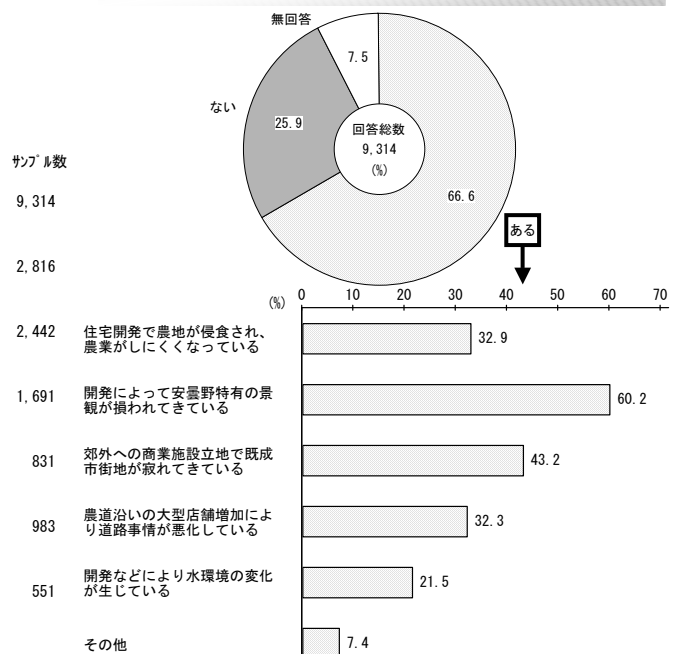


※アンケート（安曇野市の土地利用に関するアンケート調査）の概要
 〔調査目的〕土地利用に関する現状・課題、必要な施策、方向性などの把握
 〔調査期間〕平成18年9月20日～平成18年10月10日
 〔調査対象〕全戸：34,022戸（アンケート用紙は広報に合わせて配布）
 〔回答結果〕有効回答数：9,314戸（回答率：約27.4%）

【問③】安曇野市の人口は漸増傾向にあります、望ましい施策は？



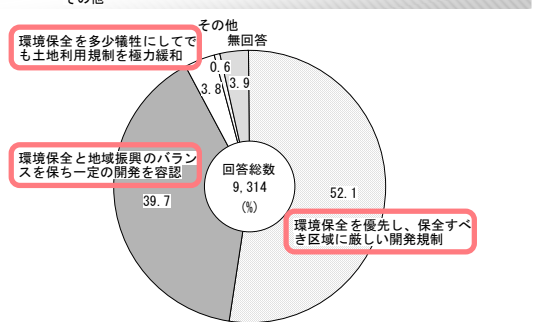
【問④】あなたが日頃、安曇野市内の土地利用について問題と感じていることは？



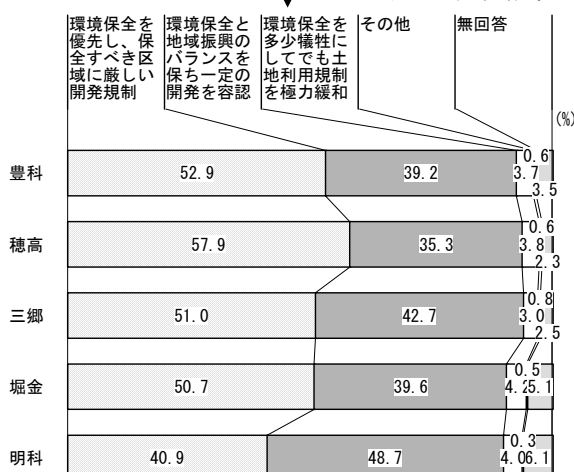
2) ルールの必要性和統一ルールに対する意向

- 環境保全を優先し、保全すべき区域への規制のしくみを望む声が最も強く、全体では5割以上の回答を得ました。次いで一定規模の開発を許容する弾力的運用を望む声は4割弱と続き、環境保全を犠牲にして規制を緩和するという声は4%弱でした。
- 8割以上の方が、建物の高さや形態、色、庭の緑化などに関するルールを決める必要性を感じていることが分かりました。

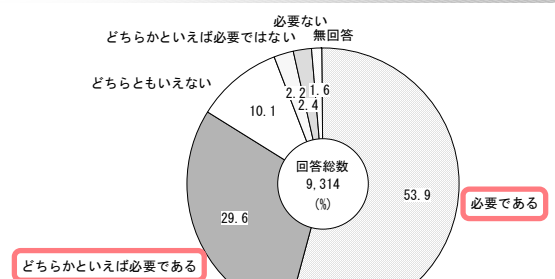
【問⑤】今後、どのような土地利用の統一ルールでまちづくりを進めるのが望ましいか？



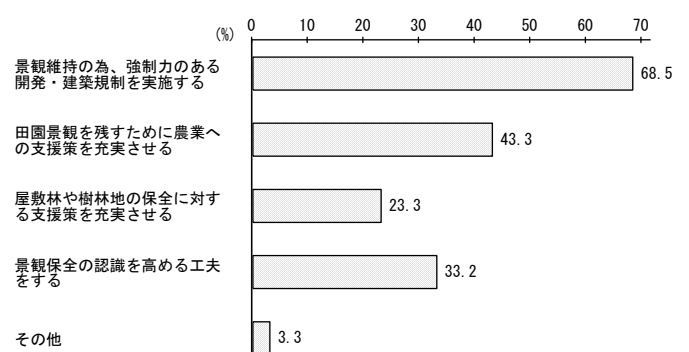
地域別の回答結果



【問⑥】良好な景観、居住環境をつくるために、建物の高さや形態、色、庭の緑化などに関するルールを決めることが必要か？



【問⑦】安曇野の田園景観や北アルプスの眺望を将来に残していくために、今後必要な方策は？



2.4 現在の強みと今後の懸念・課題

前項までに示した人口動態、本市の成り立ち、市民の声などを踏まえ、まちづくりに関わる5つの項目「環境・景観・土地利用」、「産業」、「交通網」、「防災」、「生活基盤」について、「現在の強み」と「今後の懸念・課題」を整理しました。

1) 環境・景観・土地利用

《現在の強み》

➤ 北アルプスに育まれた美しい田園環境

- ・北アルプスに端を発する清らかな川の流れや豊富な湧き水（おいしい水）
- ・田園や森林などの良好な環境ときれいな空気
- ・雄大な山岳と田園が織り成す美しい景色、視界の広がりをつくる平坦な土地
- ・先人たちが苦勞してつくり、耕してきた農地
- ・農地を潤す堰や古くからの集落に残る屋敷林
- ・市街地から 2,500～3,000m級の山岳までの近さ（全国でも特殊な位置関係）

➤ 新たに暮らしたいという方々（居住ニーズ）の存在

- ・市外から移り住む人々の多さにより維持されてきた人口
- ・住んでみたいまち（全国 42 位：地域ブランド調査 2007）
- ・外部からの関心をひきつける魅力的要素の多さ（全国 64 位：地域ブランド調査 2007）
- ・地域のブランド力の高さ（全国 59 位：地域ブランド調査 2009）

《今後の懸念・課題》

➤ 人口動態の変化や多様な居住ニーズへの対応

- ・これまで継続してきた人口増加の鈍化
- ・人口動態の地域差（市内西寄りの地域での人口増加、中心市街地や山麓・山間部の一部で顕著な人口減少や高齢化）
- ・田園集落や山麓・山間部における居住者の受け入れ方が不明確
- ・移住者の自治組織への未加入、移住者と既存住民との交流機会の少なさ

➤ 全市統一した考え方に基づく土地利用の計画やルール必要性

- ・都市的土地利用の異なる3つの管理制度（線引き、自主条例によるゾーニング、非線引き都市計画区域）の混在に対する不公平感
- ・旧町村時代の開発構想の今後の扱いが未確定
- ・新たな開発誘導や都市施設整備の計画性・優先性が不明確（開田農地に散在する農振白地（農振農用地区域外）への宅地の拡散、行き止まりの道路のある分譲開発）
- ・まちづくりに対する住民の参加意識の希薄さ、参加できるしくみの不足

➤ **建物や工作物の景観への配慮の不足、屋敷林の維持管理の難しさ**

- ・周囲の景観に調和しない建物や工作物
 - ・幹線沿道における派手な看板など屋外広告物の乱立
 - ・良好な景観をつくり出している屋敷林
- ⇔多額の維持管理費用、日陰などによる隣接農地への配慮

➤ **営農環境の厳しさ、農業の継続・農地の保全の難しさ**

- ・農家の高齢化と担い手の不足による営農継続への不安
- ・兼業農家が支える農業の実態
- ・山麓・山間部における野生鳥獣による農作物被害の多発

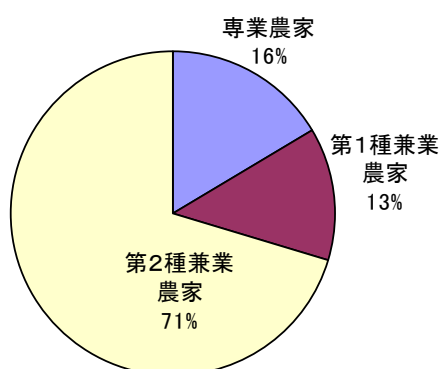


図 専業農家と兼業農家の割合

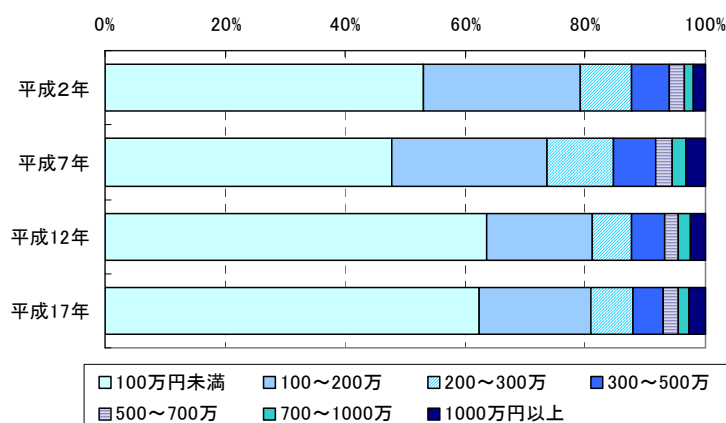


図 農産物販売額規模別農家数の推移

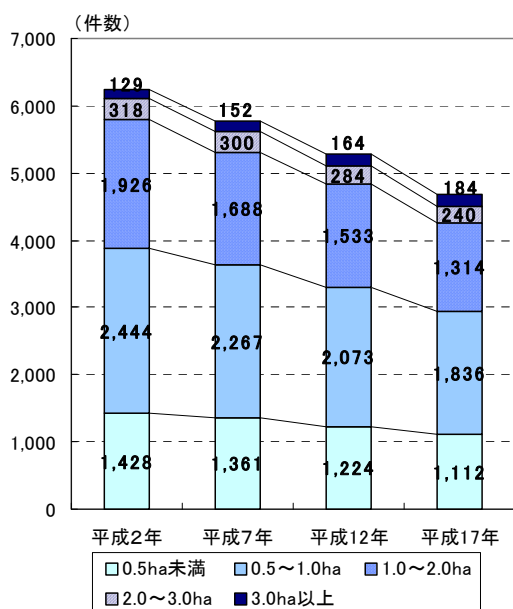


図 農家数の推移

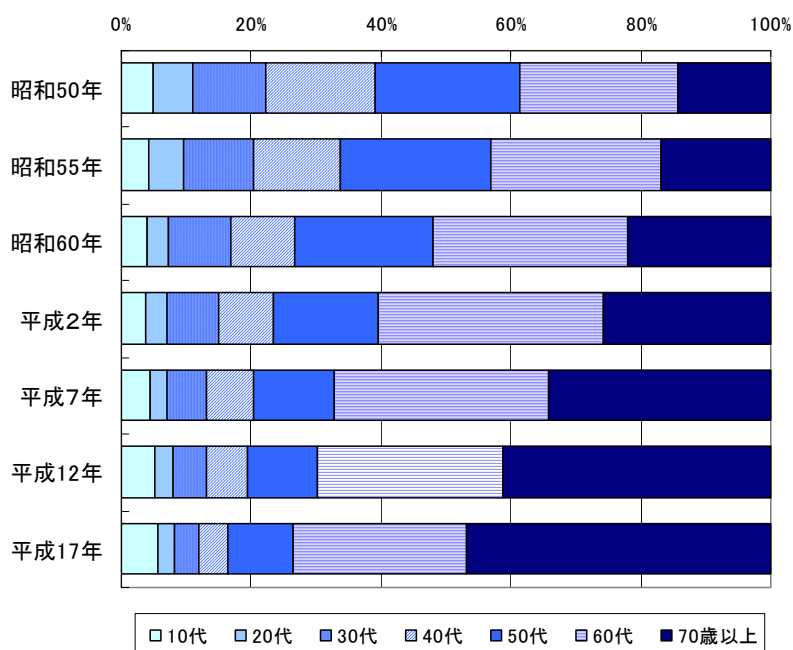


図 年代別農業就業者の推移

資料：平成17年農林業センサス

2) 産業（商工業）

《現在の強み》

➤ 県内有数の製造業

- ・県全体の12.7%を占める製造品出荷額（平成21年）

➤ 盛んな米生産、地域の特徴を活かした産業

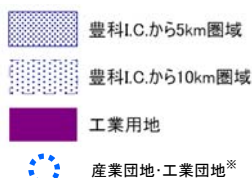
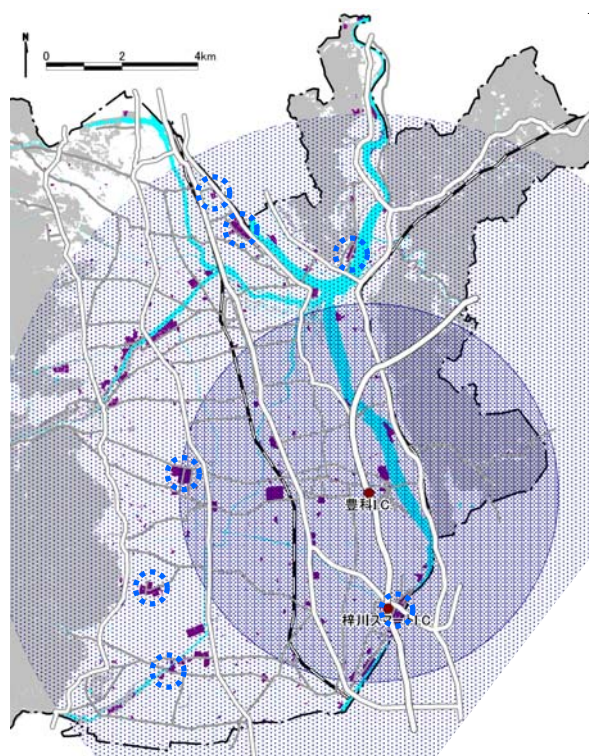
- ・全国有数の米の産地（県内1位/80市町村：平成21年の米生産量）
- ・清らかで豊富な水を活かしたわさび生産、信州サーモンなどの養魚
- ・肥沃な大地を活かしたりんご生産

➤ 人々の暮らしと自然が関わって生まれてきた様々な観光資源の存在

- ・水田やわさび畑、屋敷林、堰、山岳などの良好な景観や環境を基調にした集客施設（沿道休憩施設、飲食店、温泉付宿泊施設、美術館など）
- ・主な観光地における年間利用者数は延べ350万人超（平成21年）

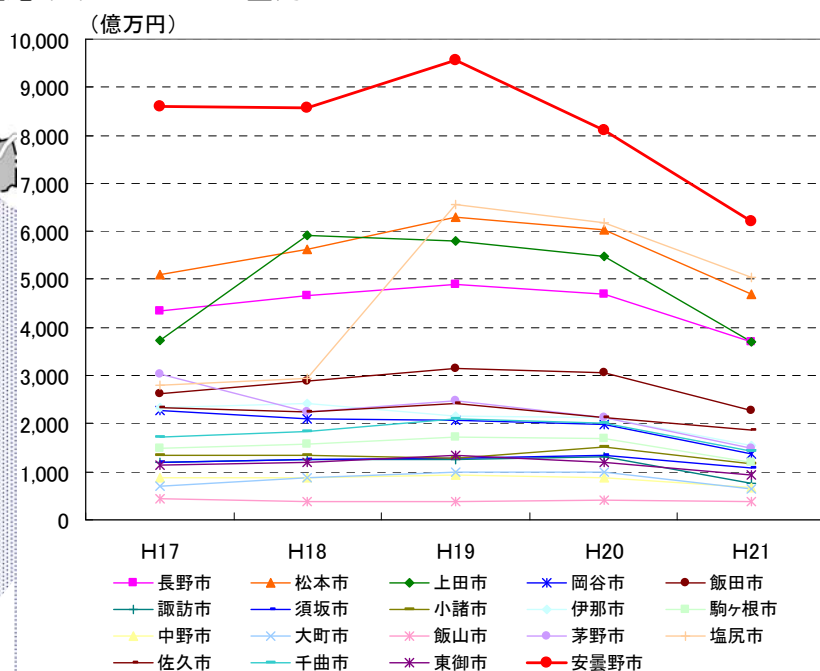
➤ 高速道路へのアクセスの良さ

- ・市内の大半の区域が高速道路 I.C. から 10km 圏内



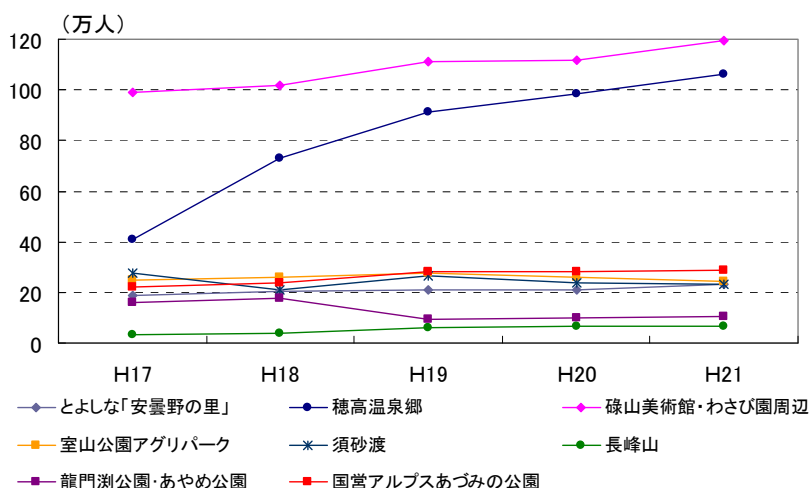
※「安曇野・筑北地域産業集積形成・活性化基本計画」に位置付けられた主な産業団地

図 工業用地の分布と主要 I.C. からの距離圏



資料：工業統計調査

図 市別製造品出荷額の推移 (H17～H21)



資料：観光地利用者統計

図 観光地利用者延数の推移 (H17～H21)

《今後の懸念・課題》

➤ 工業の持続的発展と良好な環境の保全との両立

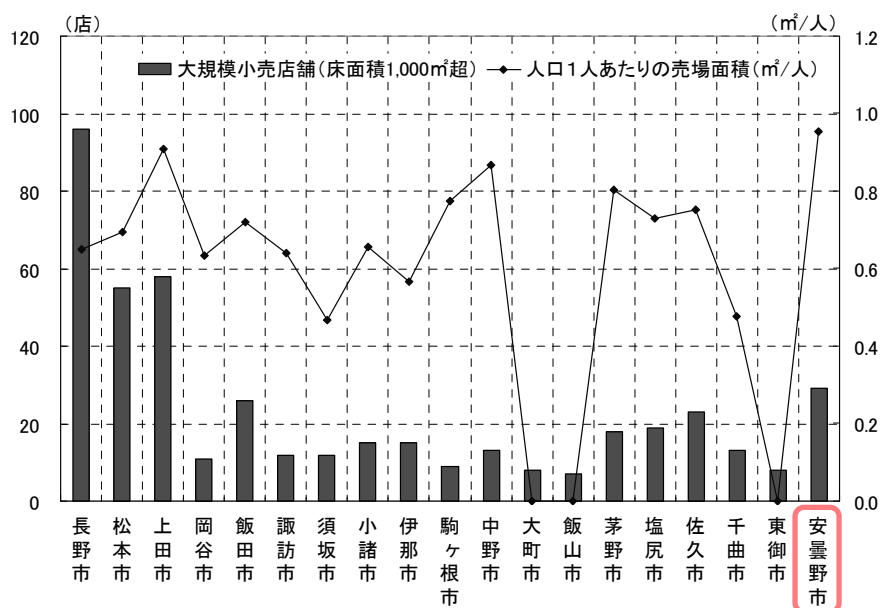
- ・ 製造業の国外移転が進むなかで、市内企業の他都市への流出の懸念
- ・ 工場立地による農地や自然環境、水環境、景観などへの影響
- ・ 基盤の整った産業団地の不足、迅速な用地確保を求める企業ニーズへの対応
- ・ 良好な環境や交通条件など、本市における立地優位性の最大限の活用
- ・ 景気悪化に伴う大規模な工場や店舗の撤退後の対応（跡地利用）

➤ 市街地における地元に根ざした商業の衰退

- ・ 市街地の既存商店街における来客者の減少、空き店舗の増加
- ・ 人口1人当たりの大規模小売店舗の売場面積が県内では比較的広い

➤ 観光利用者の視点やニーズへの配慮・対応

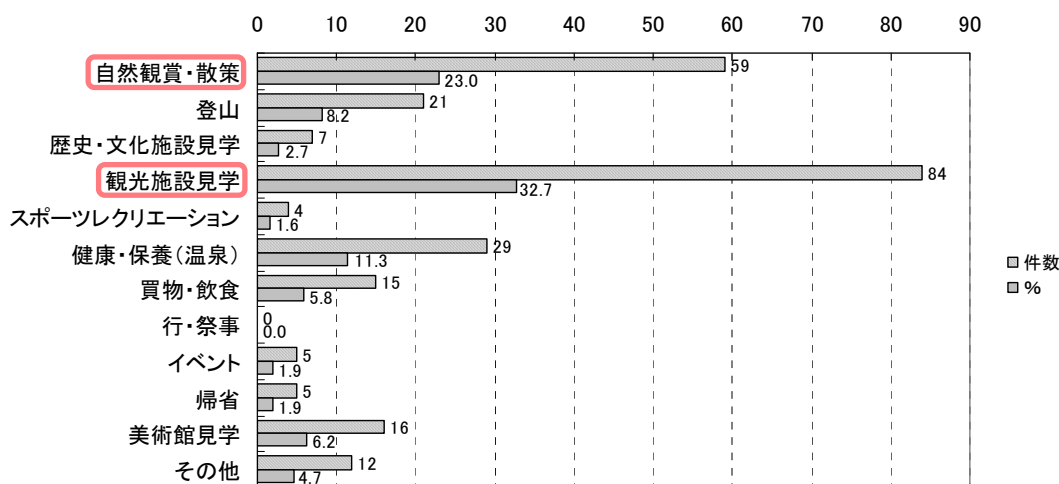
- ・ 観光施設見学や自然観賞・散策などを目的とする観光利用者のニーズに応える安全で快適な歩道や自転車道の不足
- ・ 各所に点在する観光資源の周遊ルートや駅とのつながりが不明確
- ・ 観光に関する情報提供を行う施設や案内表示の不足
- ・ 市内に数多く駅があるなかで、それぞれの役割が不明確



※大町市、飯山市、東御市は事業所数が少ないため、売場面積のデータなし。

資料：商業統計調査(H19)

図 大規模小売店舗(床面積1,000㎡超)及び売場面積の比較 (H19)



資料：安曇野観光実態調査(H18)

図 本市への来訪者の旅行目的

3) 交通網

《現在の強み》

➤ 広域交通との間に多様な玄関口をもつ交通体系

- ・南北に貫く2つの鉄道路線（JR 大糸線、JR 篠ノ井線）
- ・比較的短い間隔で設置されている駅（JR 大糸線：市内9箇所）
- ・3つの高速バス停留所（長野道明科、長野道豊科、安曇野スイス村）
- ・2つの高速道路 I.C.（豊科 I.C.、梓川スマート I.C.）

➤ 地域の移動ニーズに対応した新たな公共交通の展開

- ・分散する集落からの交通弱者の移動などに柔軟に対応したデマンド交通
- ・長野新幹線の利便（上田駅へのアクセス）に優れた定時乗合タクシー

《今後の懸念・課題》

➤ 重点的、効果的かつ効率的に進める道路整備計画の必要性

- ・財源不足や維持管理費用の増加に伴い、限られる新規の道路整備費用
- ・全市的な観点から土地利用計画と整合した道路整備計画の必要性
- ・旧町村時代に計画決定された都市計画道路の長期未着手

➤ 生活道路における交通の円滑化への対応

- ・東西を円滑に移動できる幹線道路の不足（鉄道との平面交差、狭幅員区間、クランク、行き止まりなど）
- ・通勤時間帯における松本方面に向かう道路（橋梁付近）への交通集中
- ・沿道に商業店舗が林立する道路、交通量の多い幹線道路で右折レーンのない交差点付近における交通渋滞

➤ 広域交通や物流の円滑化への対応

- ・大北方面から豊科 I.C.に接続する道路の観光シーズンにおける渋滞（観光利用と日常利用の混在）
- ・高速交通網との接続や拠点施設へのアクセス（中央線特急と大糸線・篠ノ井線との接続、長野新幹線と篠ノ井線との接続、新幹線駅のある東信方面への道路アクセス、信州まつもと空港へのアクセス）改善の必要性
- ・高速バス利用者の駐車場の不足
- ・工業地周辺の住宅地内の生活道路を通行する大型車両

➤ 公共交通機関の充実・利用促進の必要性

- ・鉄道利用の不便（列車の運行頻度の少なさ、終電の早さ、単線でかつ駅間距離が短いことによる乗車時間の長さ、車や自転車からの列車への乗換えに対応した駐車場・駐輪場の不足など）
- ・CO₂ の排出など、環境負荷の大きい自動車交通から公共交通への転換
- ・郊外に居住する高齢者など交通弱者の移動手段の確保
- ・デマンド交通や定時定路線バスのしくみの改善の必要性（幅広いニーズへの対応、周辺自治体との連携など）

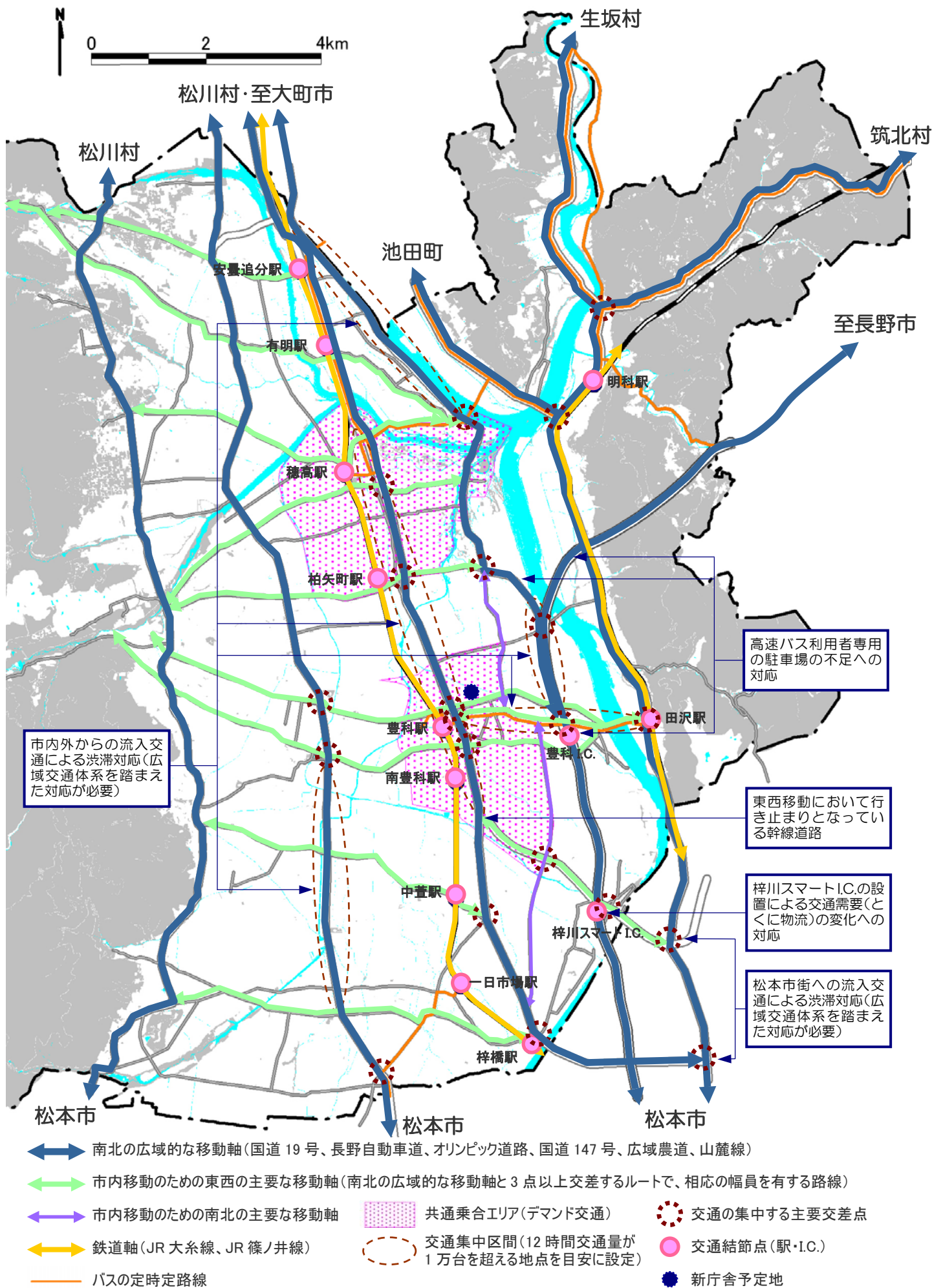


図 交通網の現況・課題

4) 防災

《現在の強み》

➤ 避難・復旧を進めやすい条件、延焼防止機能を有する農地などの存在

- ・ 全体的に建物が低層で、建物密集地が比較的少ない
- ・ 農地を含め、オープンスペース（開けた空間）の多さ

《今後の懸念・課題》

➤ 様々な自然災害への対応

- ・ 市内全域で大規模な被害の想定される糸魚川ー静岡構造線上の地震
- ・ 土砂崩れや土石流に伴う土砂災害の危険性のある東西の山麓・山間部
- ・ 浸水など水害の危険性のある低地部（三川合流地帯、市内を流れる複数の河川や水路の周辺部）
- ・ 上記の災害の危険性に関する市民への情報周知の不足
- ・ 近年多発する集中豪雨など想定を超える災害の可能性

➤ 密集市街における建築物の老朽化

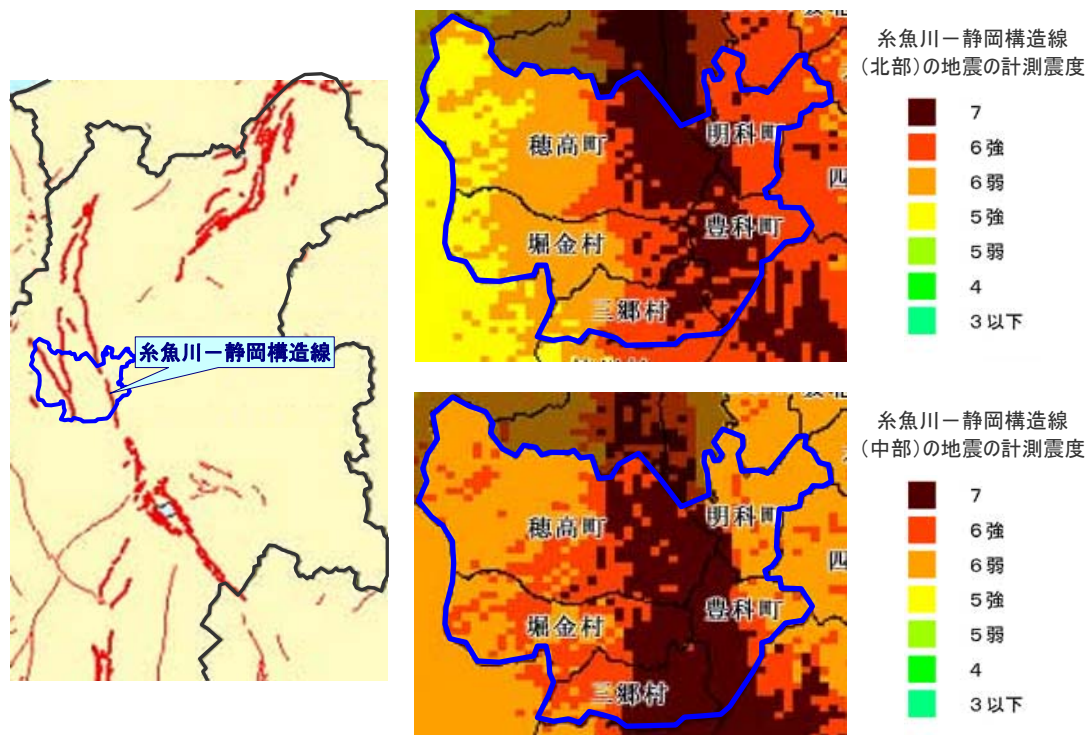
- ・ 地震発生時に家屋の倒壊や同時多発的な火災の発生、延焼被害の拡大などの懸念
- ・ 土地建物の所有形態の複雑さなどにより進まない市街地の再整備

➤ 避難場所の不足・避難施設の老朽化

- ・ 市街地・集落の分布や規模にみる避難場所の不足
- ・ 避難施設の老朽化の進行、耐震強度の不足
- ・ 5つの総合庁舎のうち十分な耐震性能を有する庁舎が1箇所のみ

➤ 緊急輸送路の不足

- ・ 東西方向で緊急輸送路に位置付けられているルートが1路線のみ



資料：長野県地震対策基礎調査（平成12年～平成13年）、長野県ホームページ「長野県の地震被害想定」
※合併前の資料であるため、図中には旧町村名が記載されています。

図 本市において大規模な被害が想定されている地震

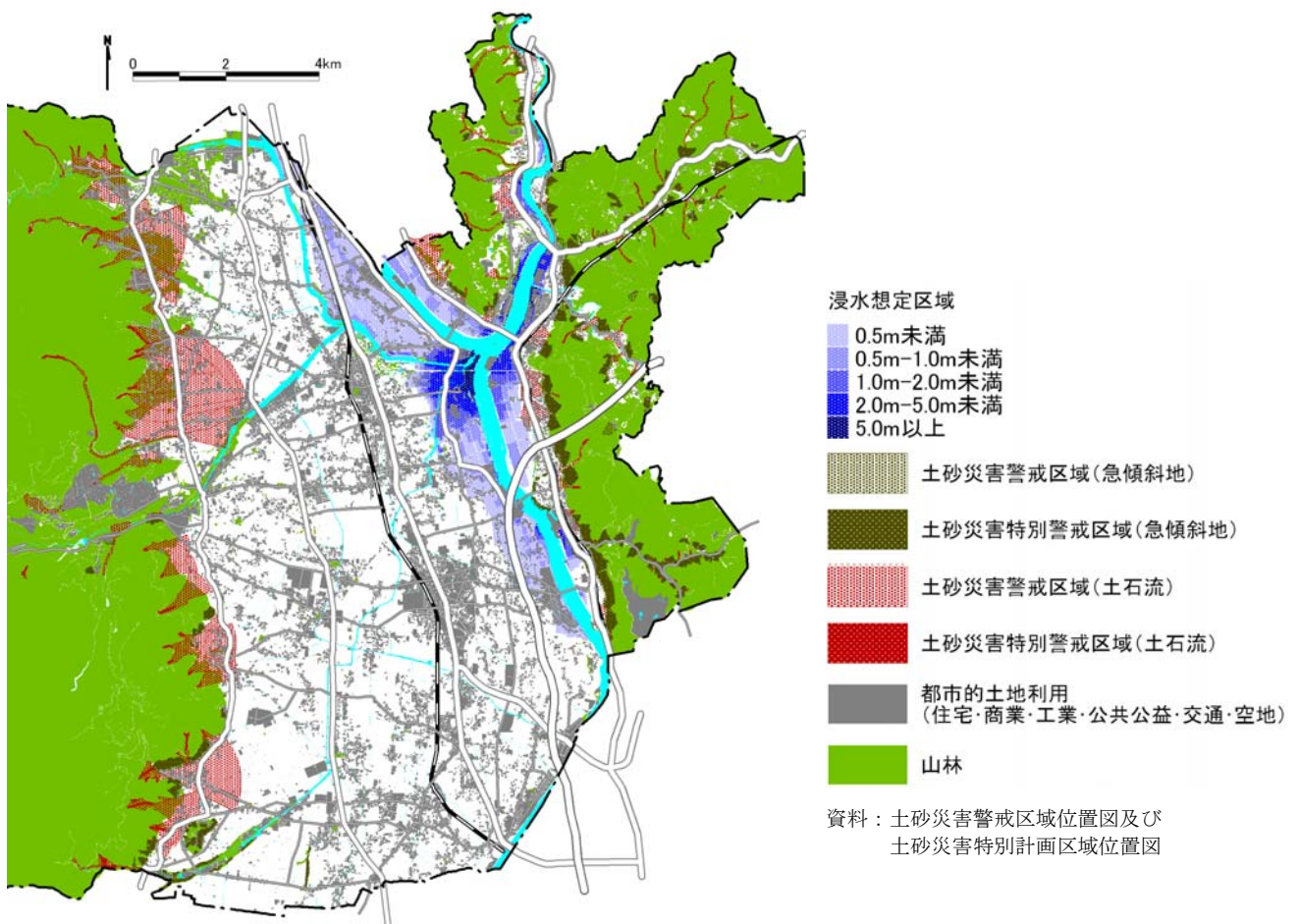


図 水害・土砂災害の危険性

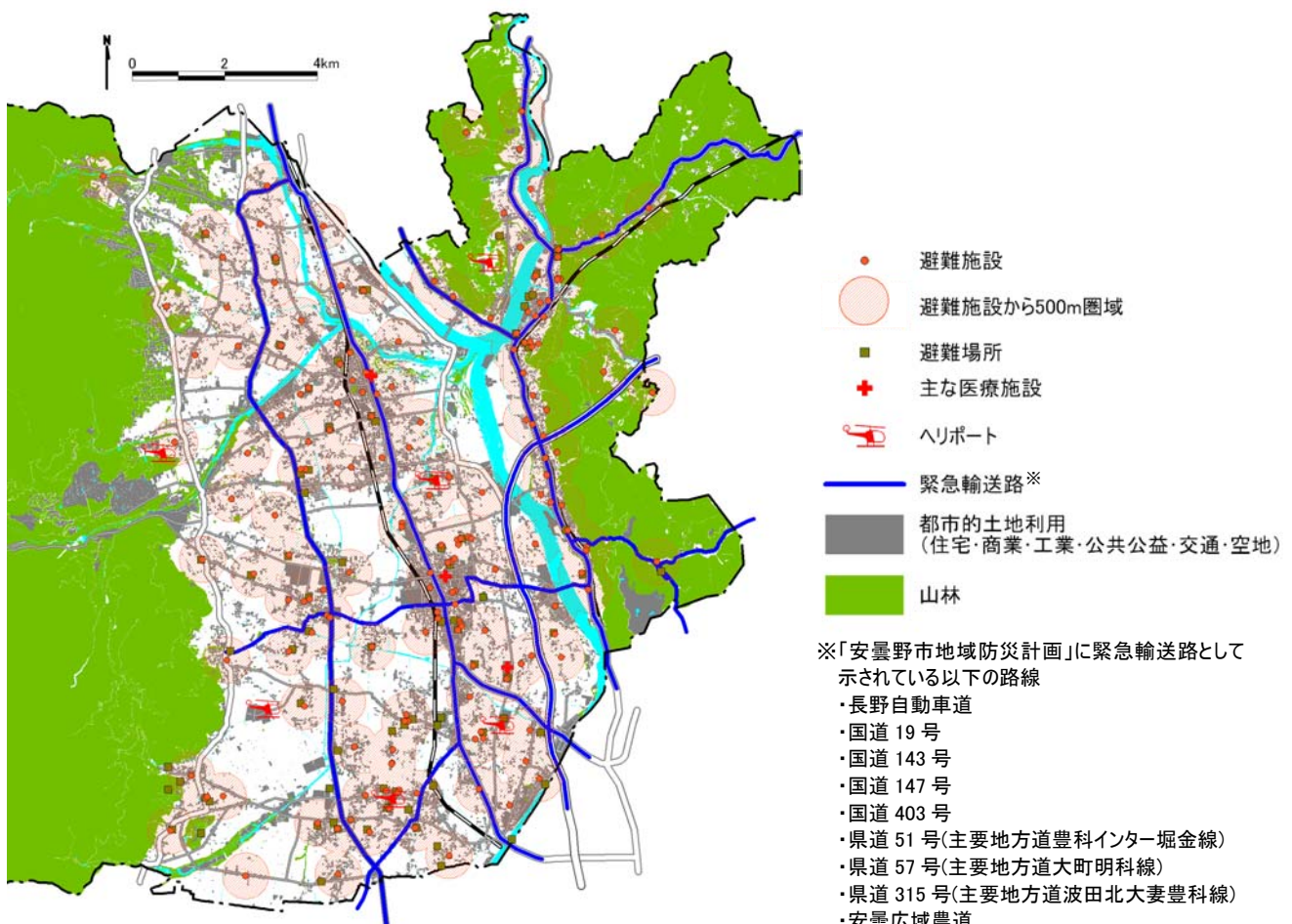


図 防災施設の整備状況

5) 生活基盤

《現在の強み》

➤ 緑に恵まれた生活環境の良さ

- ・東西の山並み、まとまりのある耕地として保全されている農地、河畔林、屋敷林など様々な緑に囲まれた生活環境

➤ 田園環境のなかでの暮らしやすさ

- ・集落から程近い距離に買い物拠点がある便利さ

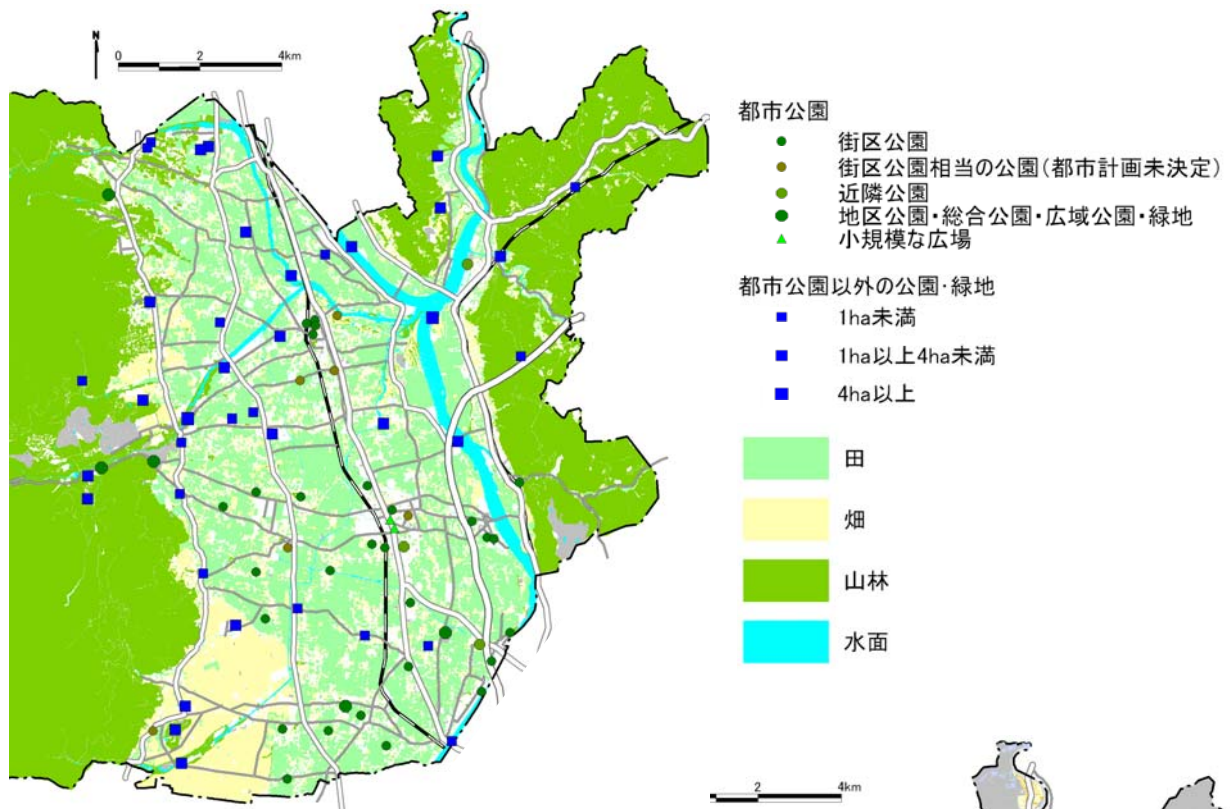


図 緑や水辺の現況

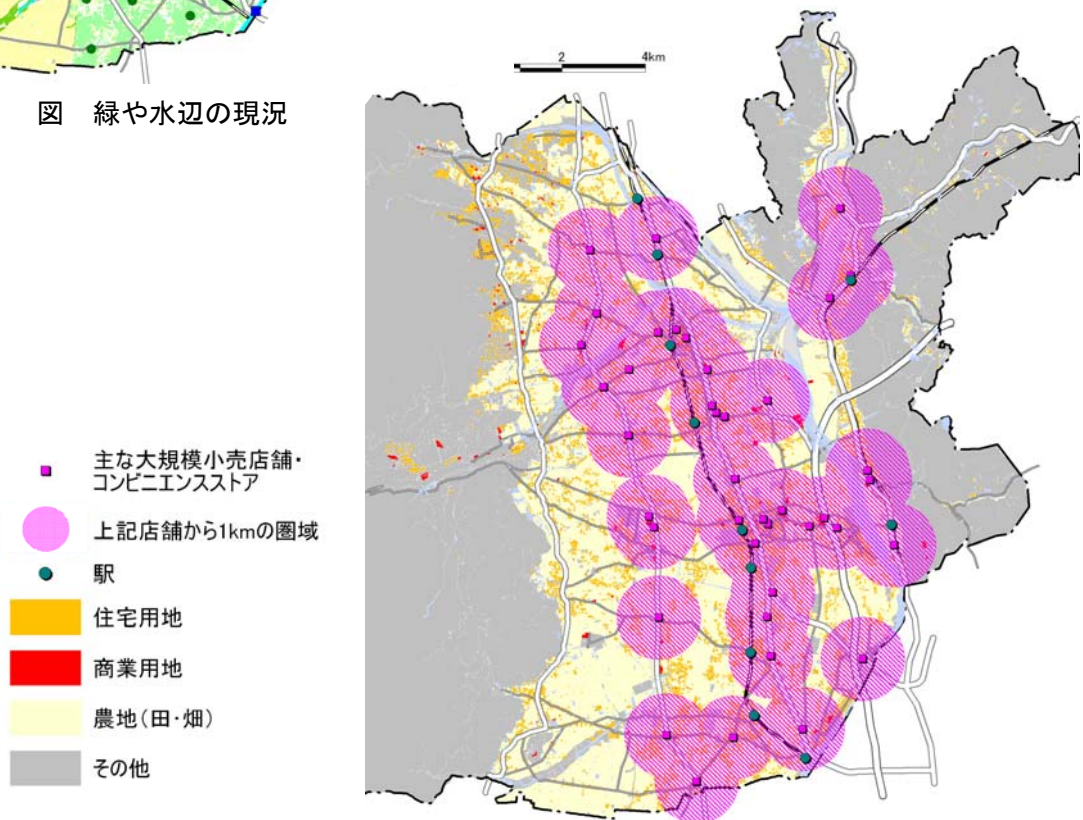


図 主な店舗の分布状況

《今後の懸念・課題》

➤ 道路交通に対する市民の満足度の低さ、十分な安全性確保の必要性

- ・自動車交通量の多い道路において幅員の狭い歩道
- ・生活道路への通過交通の流入
- ・交通事故発生率の高さ（平成 20 年の人口 1 万人当たりの交通事故発生件数：県内 9 位/80 市町村）

➤ 生活に身近な公園や緑地の不足

- ・山麓部にある大規模な公園・緑地（国営アルプスあづみの公園、県営烏川渓谷緑地など）⇔市街地内及びその周辺の拠点的な公園の少なさ
- ・街路樹など沿道の緑の少なさ⇔落ち葉の処理など、周辺住民への管理負担
- ・堰や河川など水辺空間における親水機能の不足
- ・1 戸当たりの敷地が狭い分譲住宅、不足する敷地内の緑地

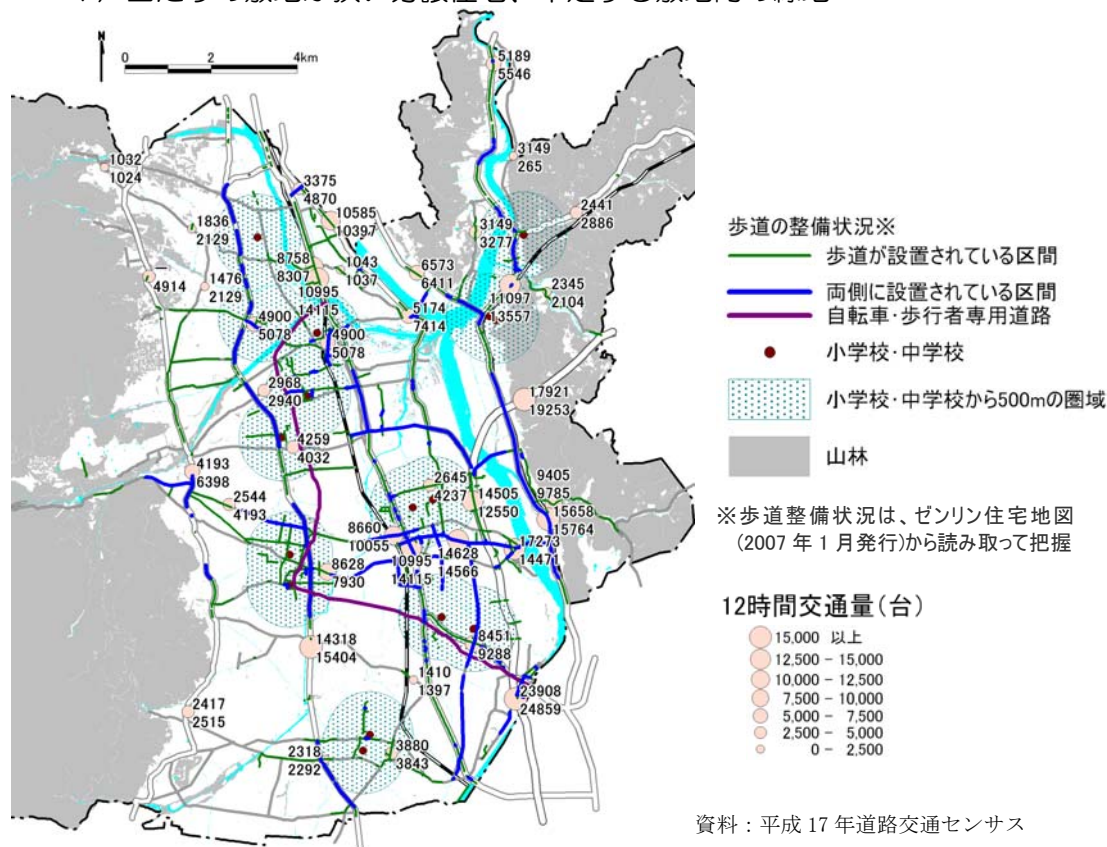


図 歩道整備状況及び 12 時間交通量

表 公園・緑地の現状（箇所数・供用面積）

公園別	箇所数	供用面積 (ha)	1人当たりの面積 (㎡/人)
街区公園※1	34	8.5	0.9
近隣公園	3	6.2	0.6
地区公園	2	8.6	0.9
総合公園	1	8.5	0.9
広域公園	1	75.9	7.6
緑地	1	110.0	11.1
広場	2	0.1	-
その他公園・緑地※2	41	62.3	6.3
合計	85	280.1	28.2

公園別	箇所数	供用面積 (ha)	1人当たりの面積 (㎡/人)
街区公園※1	34	8.5	0.9
近隣公園	3	6.2	0.6
地区公園	2	8.6	0.9
総合公園	1	8.5	0.9
広場	2	0.1	-
その他公園・緑地※2	41	62.3	6.3
合計	83	94.2	9.5

※1 街区公園に相当する都市計画未決定の都市公園を含む（5 箇所）。

※2 0.25ha 以上の面積を有する都市公園以外の公園・緑地

【参考】1人当たりの公園面積 新たな整備の必要性の目安となる数値：10 ㎡/人未満

- ・広域公園（国営アルプスあづみの公園）と緑地（県営烏川渓谷緑地）を算入した場合（上左表）：28.2 ㎡/人
- ・広域公園（国営アルプスあづみの公園）と緑地（県営烏川渓谷緑地）を除外した場合（上右表）：9.5 ㎡/人

2.5 社会情勢の変化や本市を取り巻く環境への対応

前項までにまとめた現状・課題に加え、社会情勢の変化や本市を取り巻く環境を踏まえ、今後のまちづくりにおいて対応すべき要点を整理します。

社会情勢の変化や本市を取り巻く環境

■人口減少と高齢化の進行

- ・全国的な人口減少局面への突入
- ・急速に進む高齢化

■健全な財政運営の要請

- ・景気の停滞、税収の落ち込み
- ・投資的経費の抑制、コストの縮減

■合併後のまちの姿の明確化

- ・旧町村ごとにある将来構想
- ・合併後 10～15 年先の「安曇野市の姿」の具体化の必要性

■社会資本の維持管理の重要性

- ・短期集中的に整備された社会資本の老朽化
- ・必要以上に社会資本を増やすことはできない時代

■想定を超える規模の自然災害の発生

- ・大規模な地震災害
- ・異常気象による集中豪雨（それに伴う土砂災害や水害）

■低炭素型都市、循環型都市など環境重視のまちづくりの潮流

- ・地球温暖化の進行
- ・資源の枯渇への対応
- ・廃棄物処理問題の顕在化

■観光立国実現に向けた取り組みの強化

- ・外国人旅行者の増加
- ・「安曇野」という高い地域ブランド

■情報化・グローバル化・高速化のなかでの産業構造の変化

- ・企業ニーズの多様化
- ・企業誘致の厳しさ・難しさ
- ・梓川スマート I.C. の設置や松本系魚川連絡道路の整備に向けた動き

今後のまちづくりにおいて対応すべき要点

- 人口増の維持、幅広い世代・多様な居住ニーズへの適切な対応
- 地域の魅力向上による交流人口の拡大
- 地域の個性やつながりを大切にした既存の集落コミュニティの持続
- 地域の公共交通の活性化・再生

- 都市施設整備における選択と集中
- 民間の技術や知識の活用

- 土地利用のルールの一統化、都市計画区域の統合
- 新庁舎建設を踏まえた市街地機能の役割分担
- 郊外も含めた住宅地、商業地、工業地形成の方針・方向性の明確化

- 既存の都市施設の機能保持や魅力を高める維持管理・更新
- いまある社会資本ストックの最大限の活用

- 災害危険性を踏まえた防災まちづくり
- 災害時に被害の最小化を図る減災の視点を取り入れた効果的な防災施設整備

- 集約型の都市構造への転換（既存の市街地や集落の無秩序な拡散の防止）
- 自動車主体の交通体系の見直し
- 農地、屋敷林や河畔林、山麓・山間部の森林、河川など良好な自然環境の保全

- 地域資源（水や緑、景観、観光施設など）の活用・有機的な連携
- 広域交通との連携による移動円滑化

- 地域の環境・資源を活かした新たな産業の創出、企業誘致
- 市内の交通・物流幹線の明確化

第 3 章 まちづくりの将来像

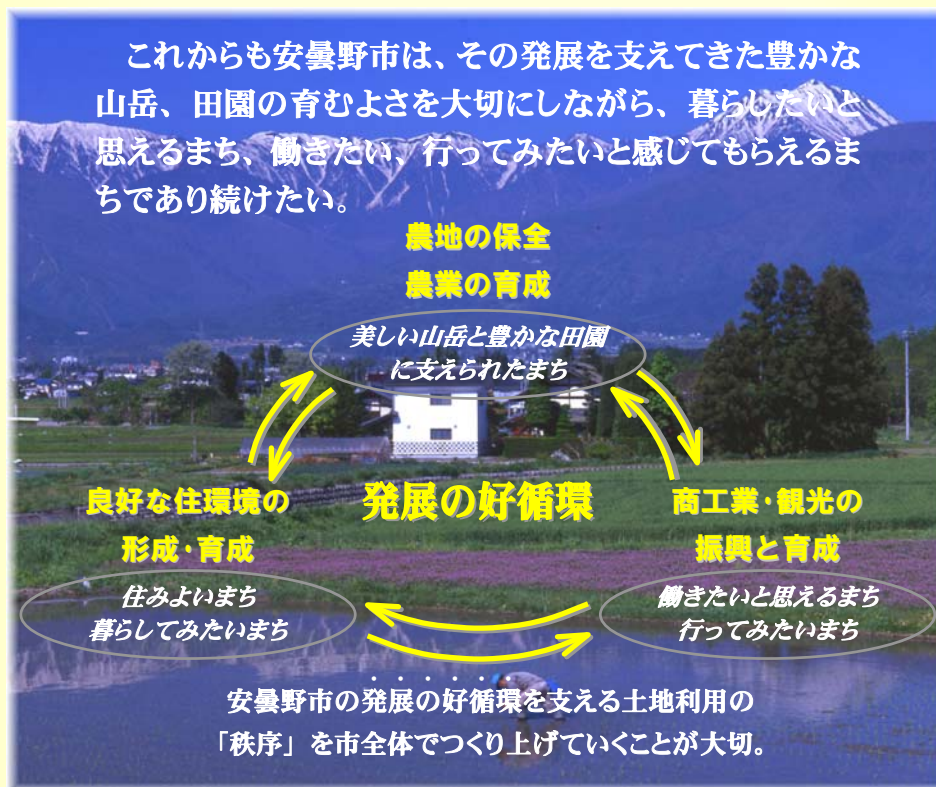
本章では、前章に整理した現状・課題を踏まえ、まちづくりの目標像、基本方針及び将来目指すまちの基本構造を定め、向こう 20 年先を見据え、10 年後のまちづくりの将来像を示します。

第3章 まちづくりの将来像

3.1 まちづくりの目標

「安曇野の豊かな歴史や文化、自然環境・景観を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園都市づくり」という新市建設の目的を市民の暮らしの発展や産業振興の視点から捉え、まちづくりの目標を定めます。

山岳と田園が育むよさを大切にし、 暮らしやすさをみんなで共有できるまち



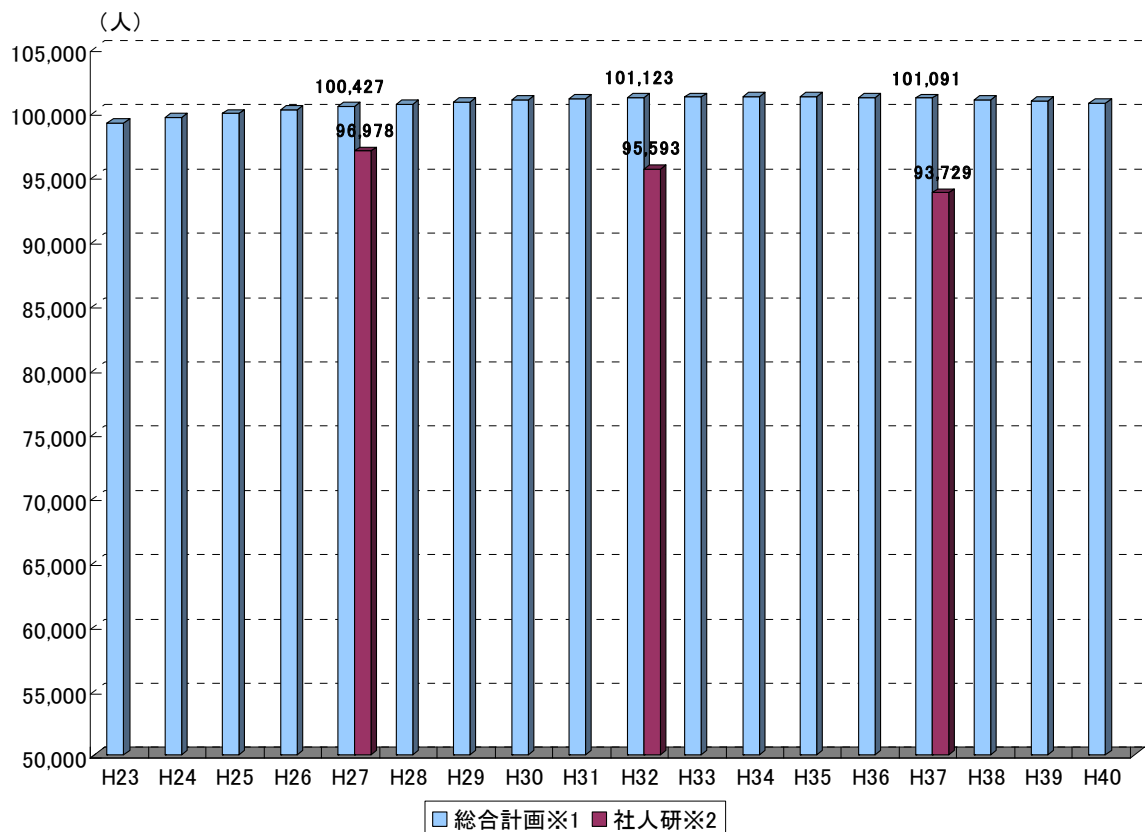
美しい山岳と豊かな田園、その良さにひかれて暮らす人・訪れる人、その環境を活かし、働く人など外から人が多く集まることで発展してきた本市は、いまある良好な環境を大切にしながら、活かし育てていく「発展の好循環」をこれからも継続できるまちを目指します。

3.2 将来人口のあり方

本市の人口はこれまで増加傾向を維持してきましたが、近年の少子高齢化の影響により、全国的には長期にわたる人口減少が予測され、本市の人口も将来的には減少に転じるという推計が出されています。

しかしながら、本市の継続的な発展のために、この地で暮らしたい人を計画的に受け入れていくことにより、良好な環境を保ちつつ、できる限り長く人口増を保つことを目標として、本計画を策定します。

この地で暮らしたい人を計画的に受け入れることにより、良好な環境を保ちつつ、できる限り長く、人口増を維持します。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総合計画※1	99,194	99,564	99,894	100,182	100,427	100,634	100,804	100,939	101,044
社人研※2	—	—	—	—	96,978	—	—	—	—

	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年
総合計画※1	101,123	101,173	101,196	101,192	101,156	101,091	100,996	100,875	100,730
社人研※2	95,593	—	—	—	—	93,729	—	—	—

※1: 第1次安曇野市総合計画と同様の計算方法により、平成17年の国勢調査結果から各年10月1日を基準日として平成40年まで求めた推計値で、本計画における目標人口の基本となるものです。

※2: 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成17年に公表した人口推計で、平成17年の国勢調査結果を基礎数値とし、人口動態率、移動率などの仮定値を当てはめて推計しています。過去の実績値を基にした推計であり、人口増を目的とした事業や政策を加味した数値ではありません。

図 将来人口に関する様々な数値

3.3 まちづくりの基本方針

前項に示すまちの将来像、将来人口のあり方および前章2.5に示す今後のまちづくりにおいて対応すべき要点を踏まえ、まちづくりの基本方針を5つ定め、これらに沿って将来のまちの構造を描きます。

山岳と田園が育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有できるまち

今後のまちづくりにおいて対応すべき要点

- 人口増の維持、幅広い世代・多様な居住ニーズへの適切な対応
- 地域の魅力向上による交流人口の拡大
- 地域の個性やつながりを大切にした既存の集落コミュニティの持続
- 地域の公共交通の活性化・再生

- 都市施設整備における選択と集中
- 民間の技術や知識の活用

- 土地利用のルールの一貫化、都市計画区域の統合
- 新庁舎建設を踏まえた市街地機能の役割分担
- 郊外も含めた住宅地、商業地、工業地形成の方針・方向性の明確化

- 既存の都市施設の機能保持や魅力を高める維持管理・更新
- いまある社会資本ストックの最大限の活用

- 災害危険性を踏まえた防災まちづくり
- 災害時に被害の最小化を図る減災の視点を取り入れた効果的な防災施設整備

- 集約型の都市構造への転換（既存の市街地や集落の無秩序な拡散の防止）
- 自動車主体の交通体系の見直し
- 農地、屋敷林や河畔林、山麓・山間部の森林、河川など良好な自然環境の保全

- 地域資源（水や緑、景観、観光施設など）の活用・有機的な連携
- 広域交通との連携による移動円滑化

- 地域の環境・資源を活かした新たな産業の創出、企業誘致
- 市内の交通・物流幹線の明確化

- ・この地で暮らしたい人の計画的な受け入れ
- ・良好な環境を保ちながらの人口増の維持

§ 方針1

雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり

§ 方針2

秩序をもって新たな都市機能を集約させるまちづくり

§ 方針3

産業の継続的な発展を持続できるまちづくり

§ 方針4

安心して気持ちよく暮らせるまちづくり

§ 方針5

各地区・地域で育まれた個性を大切にできるまちづくり

§方針1 雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり

本市は、雄大な北アルプスの山岳景観と先人たちの努力によってつくられた豊かな田園風景（農地、縦横に流れる堰や河川、屋敷林などの緑に囲まれた集落などに育まれた景観や自然環境）に恵まれています。そうした環境のなかで、比較的便利な生活に住み心地のよさを実感することができます。

したがって、この良好な環境をまちの基盤として、未来に継承していくことができるまちづくりを進めます。

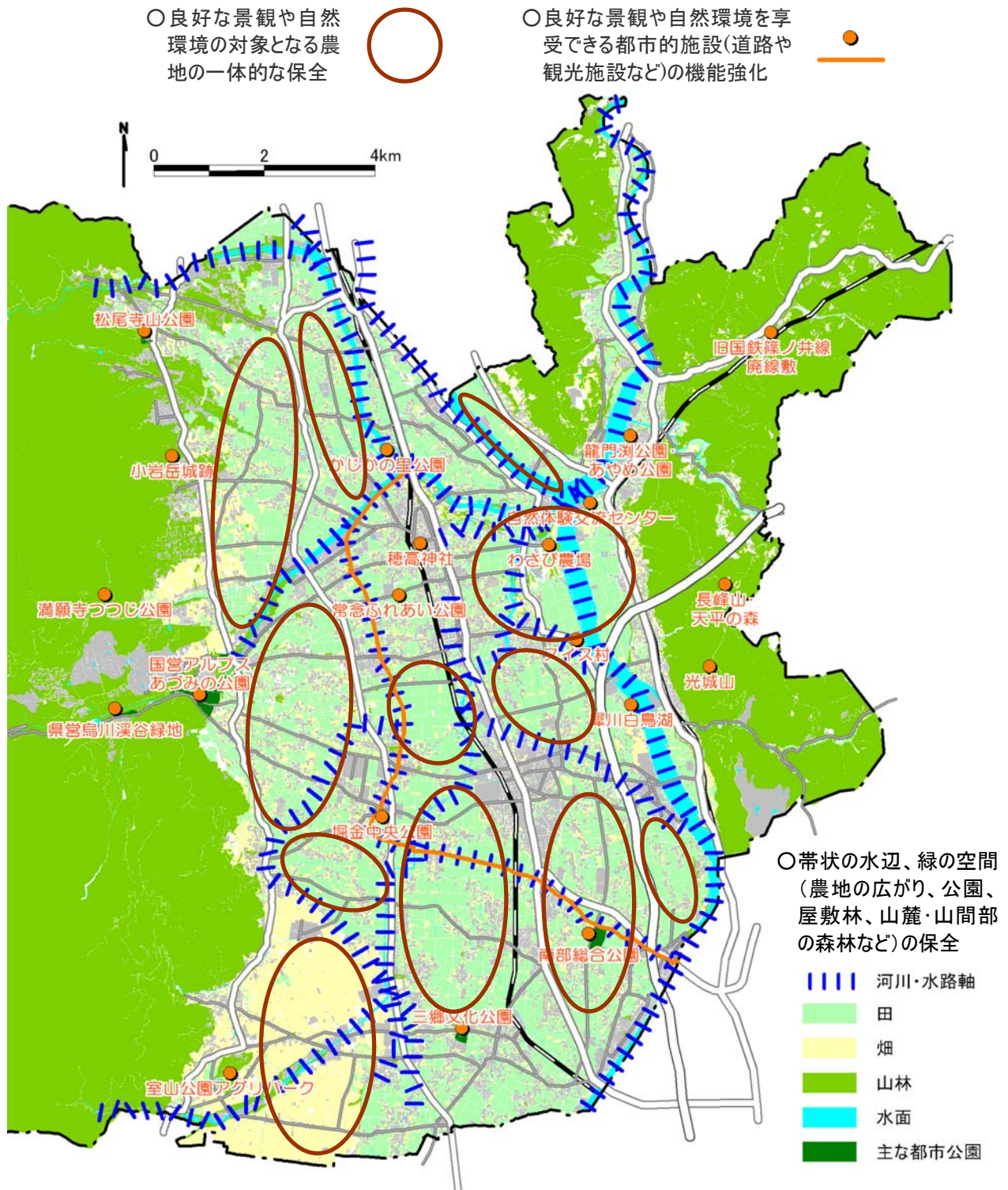


図 まちの基盤となる良好な環境の構成要素



コラム 安曇野の緑と水

■壁のように連なる緑

安曇野の良好な田園風景を構成する主要素としては、山並みと水田の広がり
が挙げられますが、その風景をより自然の風合いに引き立てているのが、屋敷林
や河畔林、水路沿いの木々などからなる「緑の連なり」です。

水田の広がりだけでは、奥に広がる集落や建物、市街地などが見えてしまいま
すが、この「緑の連なり」が人工物を程よく隠すことによって、背景の山並みと
なじむ、調和のとれた景観をつくり出しています。

安曇野の発展を支えてきた田園風景をまちづくりに活かしていくためにも、
「緑の連なり」に配慮した環境形成が重要になります。



■市内をめぐる水

安曇野の田畑を潤す水は、先人たちの努力で、市内を巡るように整備されてき
たものです。田園に限らず、市街地内を貫く形で水が流れており、場所によっ
ては、川沿いの道路が市民の散歩や通学のルートとして活用されています。

このような堰などの流れに沿った緑も含めて、一体的に保全・活用したまちづ
くりを進めることで、市民の住み心地のよさをより高めることにより、来訪者に
アピールできる資源になります。

また、拾ヶ堰沿いには自転車道路が整備されており、既存の公園などとのつな
がりをもった環境づくりが求められています。



今後のまちづくりにおいて、上記に示す緑の連なりや水のつながりを活かして、まち
の基盤となる良好な環境の構成要素を前ページに明記しました。

§方針2 秩序をもって新たな都市機能を集約させるまちづくり

人口減少の時代に備え、これからのまちづくりのための公共投資は、より効率よく進めていく必要があります。そのために、散在する集落が各々徐々に発展してきたまちの成り立ちを踏まえつつも、既存の市街や集落を無秩序に広げていかないまちづくりが求められます。

したがって、駅や学校、主要な買い物拠点など、都市機能を担う主要な施設からの距離を考慮し、とくに都市機能の集積する5つの市街を、より重点的に都市機能の集積を図る拠点として捉え、計画的な土地利用誘導を図っていきます。

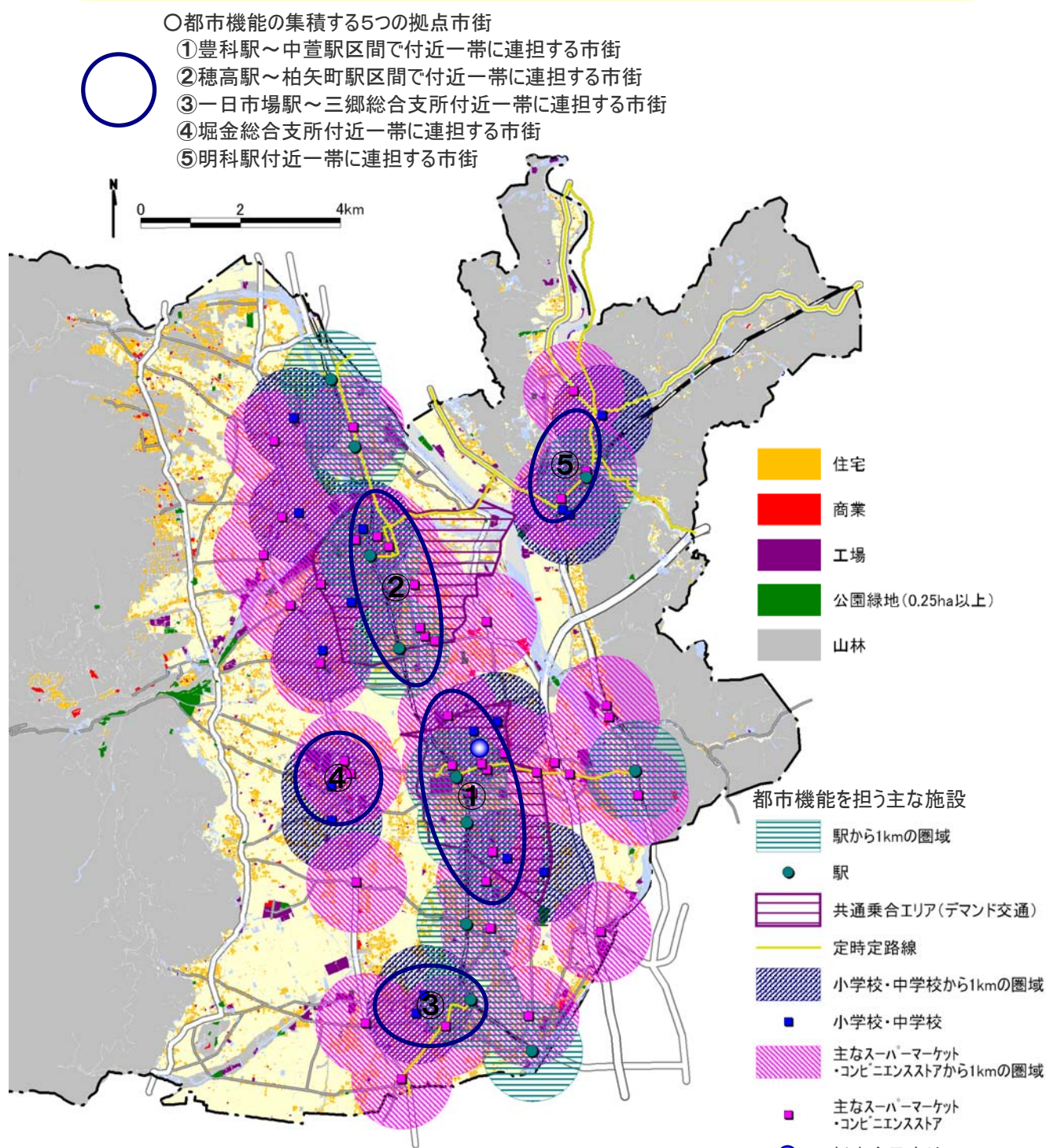


図 都市機能を担う主な施設の分布

また、前ページに図示した都市機能を集積する5つの拠点市街の有機的な連携を図るために、道路網を中心に市内交通の基幹軸を以下のように位置付けます。

南北方向は、広域交通上も主要な役割を果たしている5路線が基幹軸となります。市内を横断する明確な路線のない東西方向については、拠点市街と南北の基幹軸を相互につなぐ3路線を基幹軸とします。

さらに、これら南北東西の基幹軸のなかでも5つの拠点市街をつなぐ路線を「都市機能の相互の補完・連携のための循環軸」として位置付け、重点的な整備・改良による機能強化を図っていきます。

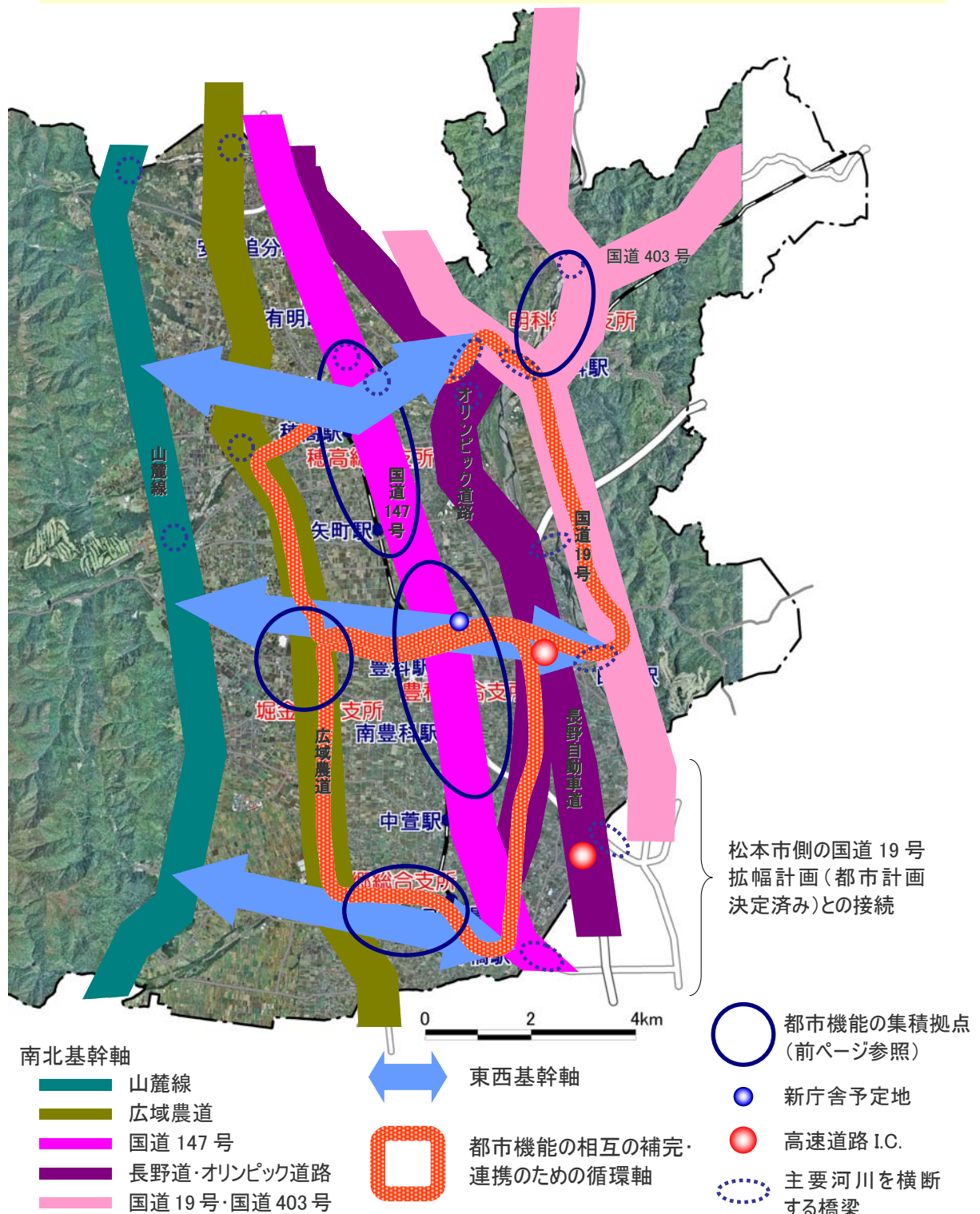


図 まちづくりの骨格を形成する交通基幹軸

§方針3 産業の継続的な発展を持続できるまちづくり

本市では、これまで製造業を中心に企業や事業所の誘致を展開した結果、工業製品の出荷額が県内有数となっています。雇用の確保、地域経済の活性化、市民の暮らしの安定を図るうえで、市民の働く場所の確保はまちづくりにとって不可欠です。したがって、今後も地域の特色を活かし、農林業、水産業の振興と調整を図りながら、工業、商業、観光業の振興につながる土地利用や必要な都市基盤整備を進めるとともに、現在「安曇野市工業振興ビジョン」をもとに検討を進めている新たな工業団地の位置が定まった際には、早期整備に向けた取り組みを重点的かつ積極的に行います。

美しい田園風景、高速道路へのアクセスに優れた立地条件、きれいな水など多様な地域資源を最大限に活用するとともに、太陽光やバイオマスなどの新エネルギー、情報通信技術などの新技術の導入を図りながら、十分な環境配慮のもとに、より積極的な産業振興を図ります。

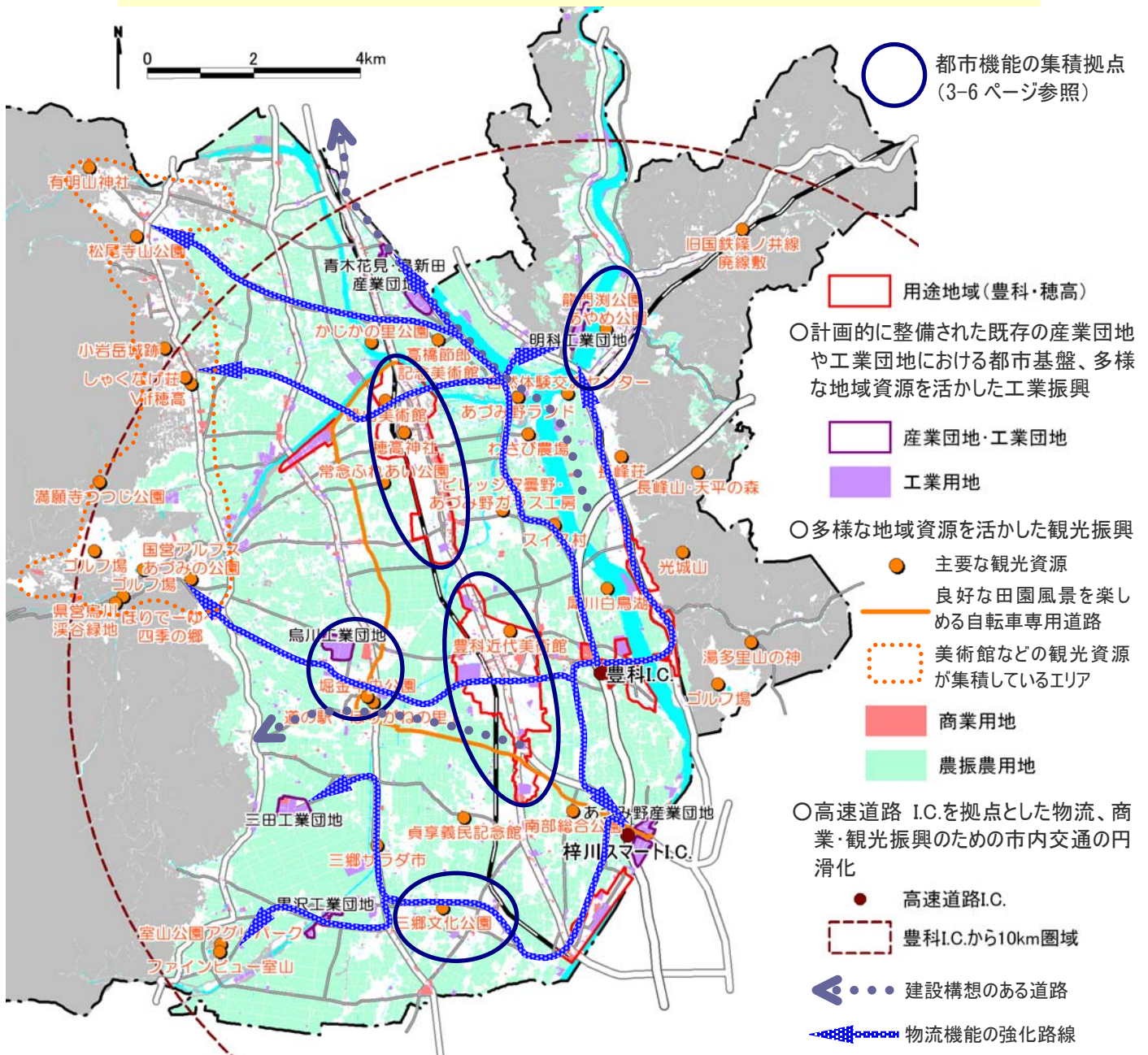


図 立地条件や地域資源を活かした産業振興の展開

<参考1>安曇野市工業振興ビジョン*に示された工業振興の方針（一部抜粋・要約）

※平成22年3月策定 計画期間：平成22年度～平成31年度

■基本目標

豊かな自然と技術の共生がリーディング企業を生み出すテクノパーク安曇野
～先端技術あふれる田園産業都市を目指して～

■安曇野市工業の10年後の目標像

国際競争の激化に勝ち残るため、製品の高度化・高付加価値化を生み出す研究開発機能の強化と先端・高規格型産業、低炭素・資源循環型産業などの創造により企業競争力が高まります。また、多様な業種や技術の集積を活用した企業間交流や、企業と大学・研究機関との連携が進み、取引機会が拡大し、新製品・新技術が生まれます。さらに、豊かな自然環境が多くの人をひきつけ、次代の安曇野工業を支える中核となる担い手が育ちます。

企業競争力の強化や新産業創出を先導する産業支援機能の充実

既存事業の高付加価値化による、新たな産業集積の形成

国際競争の激化に勝ち残る新産業の支援・先導

- 豊かな自然環境と工業が両立した研究開発に最適な環境を活かして、企業の研究開発部門（施設・機関）の誘致促進
- 水や太陽光など安曇野市にある豊富な地域資源を活用して、福祉・介護分野や環境・新エネルギー分野などの新たな産業の創出
- 高度情報化対応推進による産業経営基盤強化の支援

企業ニーズを踏まえた生産基盤整備展開による、田園産業都市モデルの実現

きめ細かい企業ニーズへの対応

- 既存企業の移転・拡張ニーズに対応した工業空間の拡充・推進
- 各企業ニーズに合わせたオーダーメイド方式の新たな工業空間の造成
- スピード、効率、質を最大限に高めた工業空間の造成・再編の推進
- 県内新幹線駅や松本空港、松本駅及び東京都内との間の直接の交通網の構築（利便性の高い人流）

田園産業都市にふさわしい生産基盤整備

- 市内の企業用地に関する情報の一元的収集・管理・提供による工場の再配置の推進、住工混雑の解消など既存資源の有効活用
- 市内工業団地の周辺、安曇野の景観になじむ地域への新たな産業団地の拡充
- 工場の壁面や屋上、用地の周囲を屋敷林のように囲うなど、限られたスペースを有効活用した緑化（工場が田園景観の一部として調和）への取り組みの推奨

ものづくりの精神をはぐくみ、技術と技能を継承・高度化できる人材の確保・育成

企業ニーズを踏まえた技術者を確保・育成する地域協働体制づくり

次代の安曇野工業の中核的担い手を確保するための人材育成策の展開

■市外企業誘致件数の目標値

平成21年を基準として、5年後の平成26年までに：2件 10年後の平成31年までに：12件

<参考2>安曇野市総合計画*に示された農林水産業の振興策（一部抜粋・要約）

※平成20年3月策定 計画期間：平成20年度～平成29年度

■農業の振興

①経営基盤の整備・充実

農業経営の効率化や生産性の向上を図るため、農協や営農支援センターなどの関係機関と連携しながら認定農業者の育成・確保を進め、農業後継者をはじめ次世代農業のプロフェッショナルの育成に努めるとともに、集落営農の組織化・法人化を推進します。

また、優良農地の適切な維持・保全を図り、農地の確保と担い手への農地利用集積を促進するとともに、環境に優しい農業の展開を図ります。

②農産物の生産

各地域の特性を生かした農作物の生産・販売を促進し、安曇野産の良さを前面に出して付加価値を高めるため、市場動向を適時把握し、流通業、観光業などとの連携を図るとともに、環境に配慮した食の安全・安心を確保し、消費者ニーズに応えられる生産体制づくりや販売ネットワークの確立を図ります。

③生産基盤の整備・充実

農地の高度利用体系を確立するため、未整備地区のほ場や用排水路・農道などの整備を進めます。

④地産地消の推進

生産者と消費者がふれあう流通販売システムをつくり、地産地消を推進するとともに、安曇野の自然や文化とふれあうグリーンツーリズムの推進や体験学習の開催、市民農園の提供などによる都市と農村あるいは、農作業を通じた交流を促進します。

■林業の振興

①森林公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を発揮するために、健全な森林整備を推進します。そのため、保安林、保安施設による森林の保全や森林計画制度による適正な森林管理に努めます。

また、森林整備に必要な林道、作業道などの路網整備や林業従事者など担い手の確保・育成に努めます。

②地域材、特用林産物の振興

間伐の推進に伴い増大する間伐材の利用促進を図るとともに、公共施設、住宅などでの地域材の利用促進に努めます。

また、地域の気候風土に適した特用林産物の生産振興を図るとともに、流通体制や加工技術の向上を目指し、消費者ニーズに適合した産地化に取り組みます。

③森林施策の推進

人工林については、緊急の課題である間伐の実施を推進するとともに、森林整備計画に基づき下刈り、除伐、枝打ちなどの森林整備に努めます。

④森林の多目的活用

森林浴に代表される森林の保養休養の利用やみどりの少年団の活動、学有林活動による体験的森林施策など多くの人がさまざまな形で森林にふれあう機会を設け、森林の重要性を普及します。

また、野生鳥獣の貴重な生息地域であることからその保全を図るとともに、農作物への被害が顕著な有害鳥獣に対しては、個体数の調整など被害防止に努めます。

■水産業及び特産の振興

全国に誇れるワサビやニジマスなどの水産資源生産体系の維持・拡大を図るため、多様化する消費者ニーズを適格に把握し、安心・安全で付加価値のある加工品の開発などを促進します。また、経済情勢などの変化に的確に対応できる担い手の確保・育成を図ります。

§方針4 安心して気持ちよく暮らせるまちづくり

新たに人口を受け入れていくためには、良好な環境を保ちながら、より安全で安心して暮らせる居住環境が必要です。

したがって、防災と減災の観点から、様々な自然災害に適切に対応できるまちづくりを図るとともに、防犯や交通安全など日常生活における危険性の回避・低減化を目指します。また、良好な環境を保全する観点から、都市施設の整備などにおいては、周囲の自然環境や景観への配慮に努めます。

○まちの広がりや災害の危険箇所や防災拠点との関係及び安心して暮らせるまちづくりの観点から重点的に取り組むべき事項

〔 〕 山地災害、水害などの被害が懸念される箇所の保全、居住地周辺の安全性の確保



年数の経過した木造家屋の多い拠点市街の都市計画道路見直しと一体的な再整備



5つの拠点市街と交通幹線軸、防災拠点施設を結ぶ輸送路の機能強化（水路、河川を横断する橋梁の耐震性の向上、道路の拡幅など）

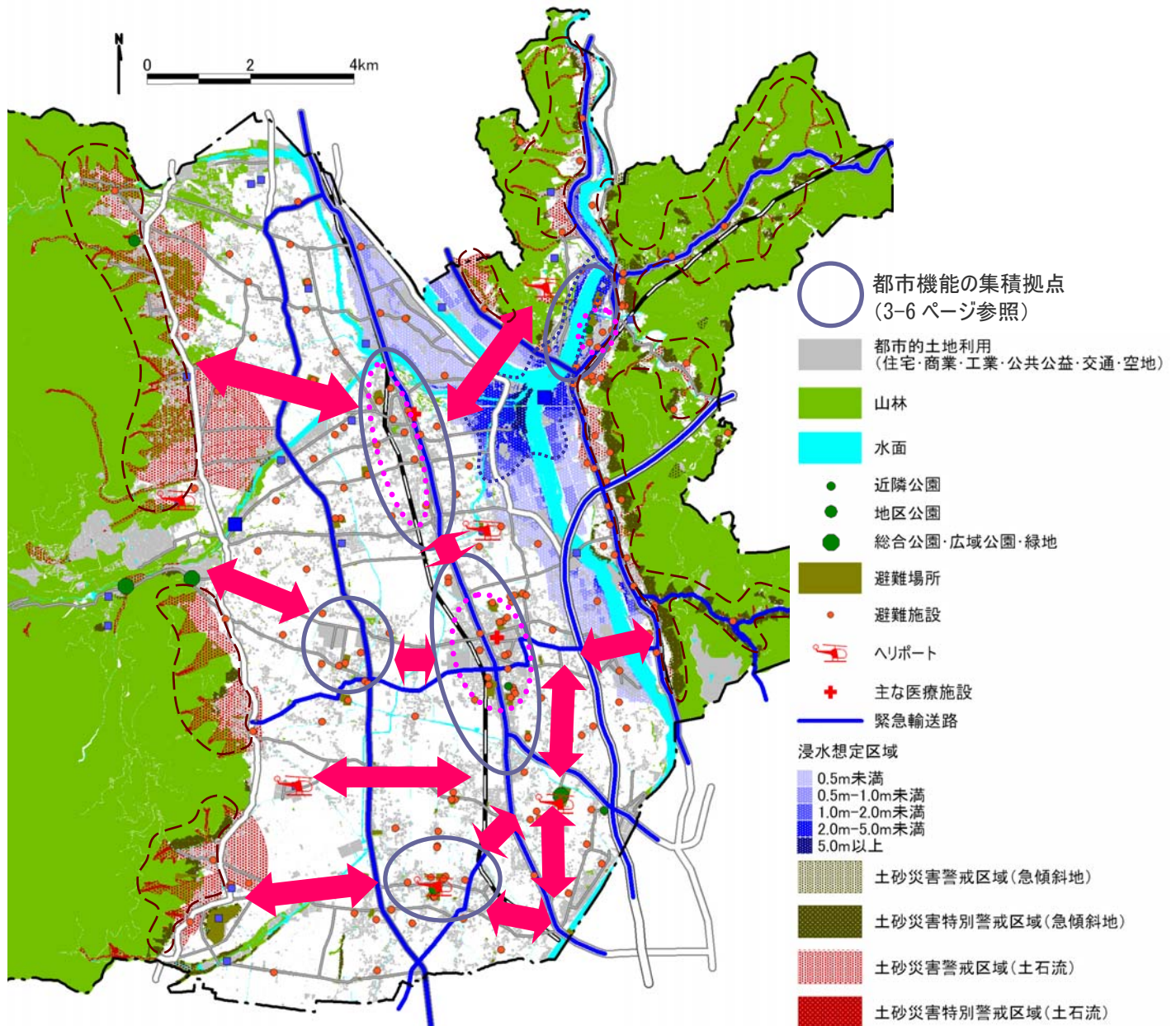


図 土砂災害及び水害の危険性と防災関連施設の整備状況

§方針5 各地区・地域で育まれた個性を大切にできるまちづくり

方針2に示すように新たな都市機能の集約化を図る一方、高齢化の進行や若年層の人口流出などの課題を抱える集落において、古くから育まれてきた伝統や文化を受け継ぎ、そのコミュニティを維持していくことも大切です。

したがって、各地区・地域の住民が手を取り合って進める取り組みを積極的に支援できるしくみをつくり、それぞれの個性やよさを未来に継承していくことができるまちづくりを進めます。

※1 地区まちづくり基本計画(穂高町まちづくり条例:暫定施行例規)

現時点では穂高区にのみ指定されています。



穂高区では、区の住民や土地所有者のみなさんが結束し、行政とともに「まち」の将来像を考えてきましたが、平成14年4月、「穂高区地区まちづくり基本計画」が策定され、自分たちの地域づくり実現の第一歩がスタートしました。

この基本計画を実践することによって、穂高区の充実した生活環境の保全と、より高質な地域社会の形成が期待されます。行政課題の複雑化、住民ニーズの多様化などに伴い、地区の特色を活かした環境を形成していくには、今まで以上にみなさんの直接的な関わりが重要です。

穂高区では、まちづくりを一人ひとりが真剣に考えています。

穂高区は、町のほぼ中心部に位置し、面積326ha、人口約3700人の地区です。

資料：穂高町まちづくり条例の概要（平成18年改訂）

○地区・地域単位のまちづくり

-  地区まちづくり基本計画※¹
(穂高町まちづくり条例)
: 1箇所(穂高区)
-  地区計画(都市計画法)
: 5箇所
-  景観育成住民協定※²
(長野県景観条例)
: 25箇所

※2 景観育成住民協定(長野県景観条例)

本市が景観行政団体に移行した後は、安曇野市景観条例に基づき、「景観づくり住民協定」として、このしくみを継承する方針です。

景観育成住民協定とは？

県では、地域の住民の皆さんが、景観づくりのために、一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関しての自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として知事が認定を行います。

この制度は、平成4年に施行された、県の独自条例である旧長野県景観条例で規定され、平成18年の「景観法」の制定を受け改正、施行された長野県景観条例にも、県の独自制度として引き継がれています。

※景観を守り育てる取り組みは「景観形成」と表現されることが一般的ですが、県では、皆で育(はぐく)むことを重視する意味から「景観育成」という言葉を用いています。

資料：松本地域景観育成住民協定 30 景

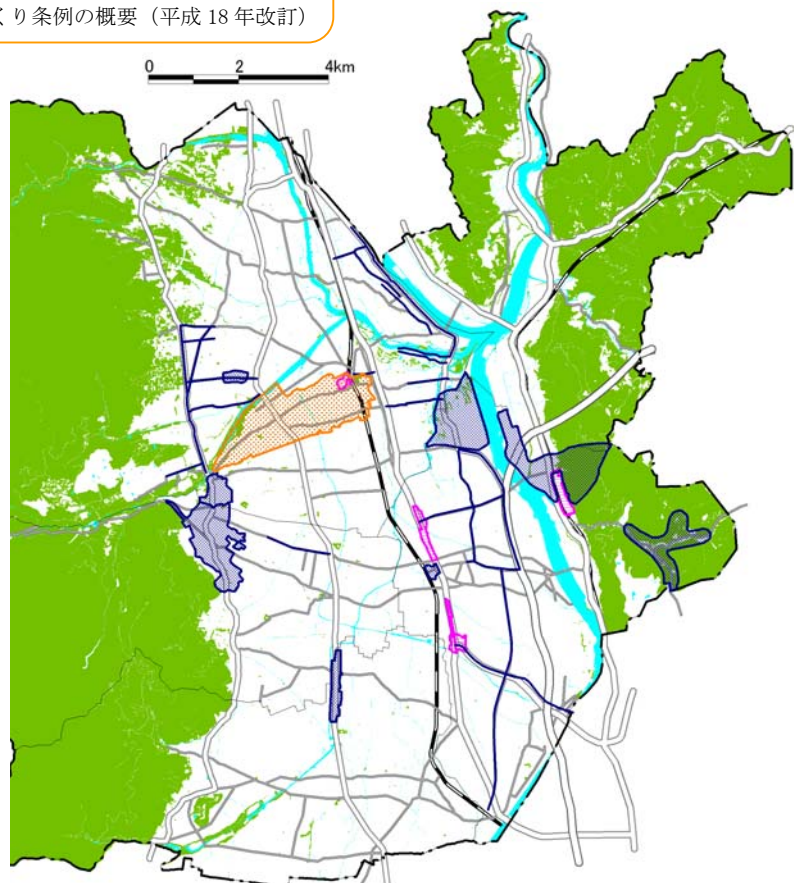


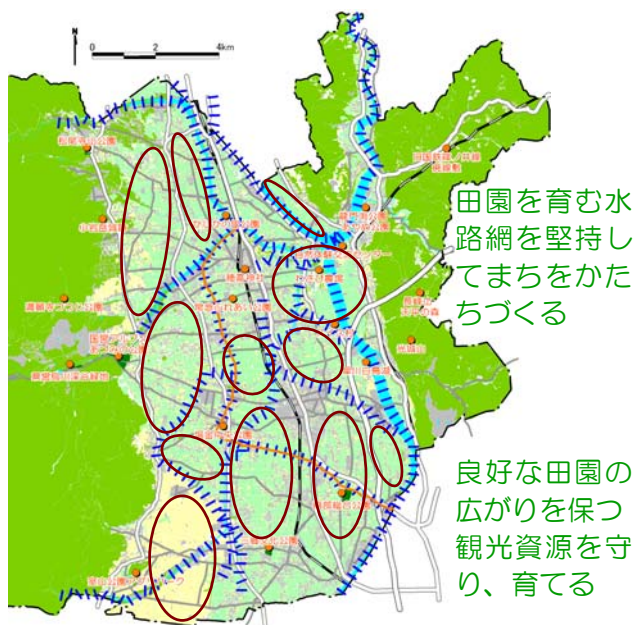
図 地区・地域が主体となっているまちづくりの展開

3.4 目指すまちの基本構造

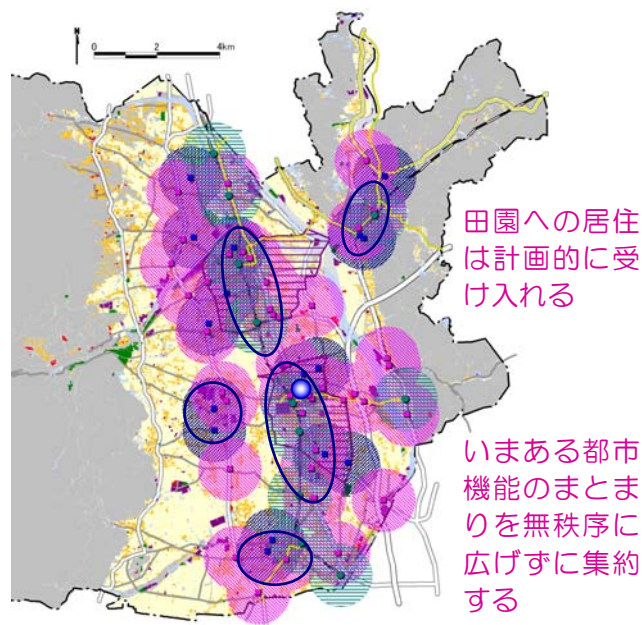
本市は小集落が集まって成り立ってきたまちです。それらの既存の集落を大切に思う多くの市民の意向を踏まえ、「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を進めます。そのためのまちの基本構造を下図に示します。

まちづくりの方針概念図

雄大な山岳景観と豊かな田園風景を
未来に継承する



秩序をもって新たな都市機能の集約を図る

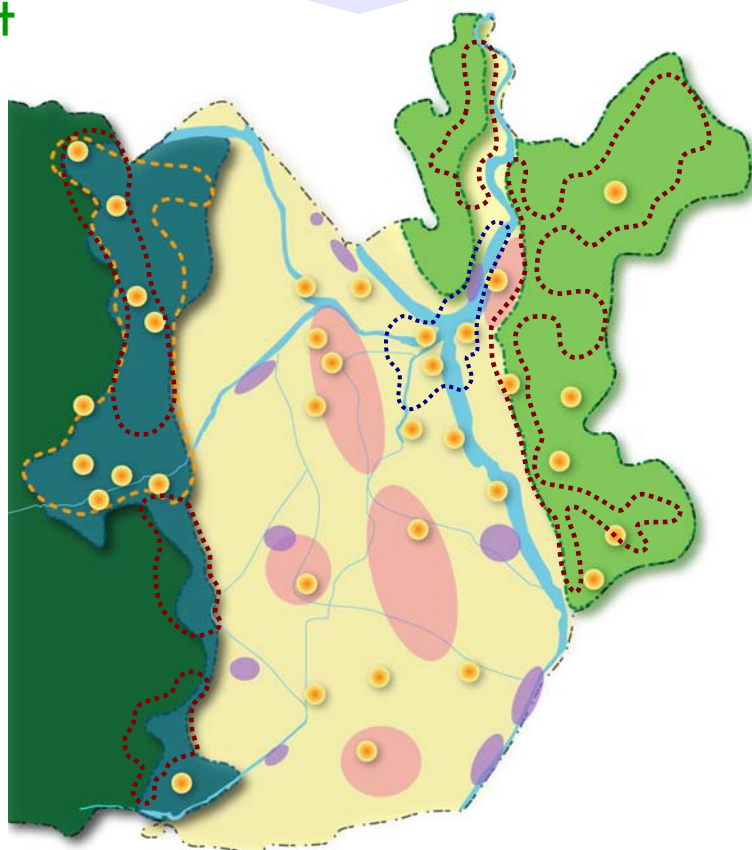


既存市街・集落周辺への

目指すまちのかたち（まちの基本構造）

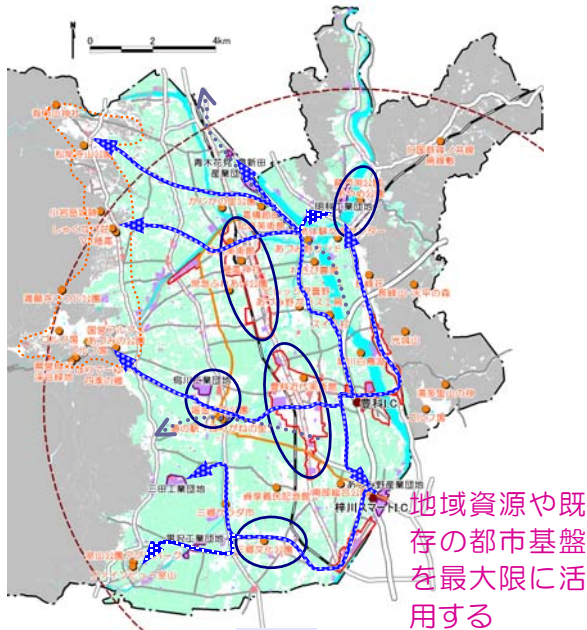
良好な環境の保全に関する方針

-  清らかな水、きれいな空気、冷涼な環境を育む山岳・森林の保全
-  土砂災害が懸念される山地の環境保全
-  水害が懸念される河川周辺の環境保全
-  農地が広がり、水路網が縦横に巡る田園環境の保全
-  市街地の無秩序な拡大防止
-  産業団地・工業団地と周辺環境との調和
-  美しい景観、豊かな水や緑、味わい深い歴史・文化などに育まれた観光資源の保全・活用

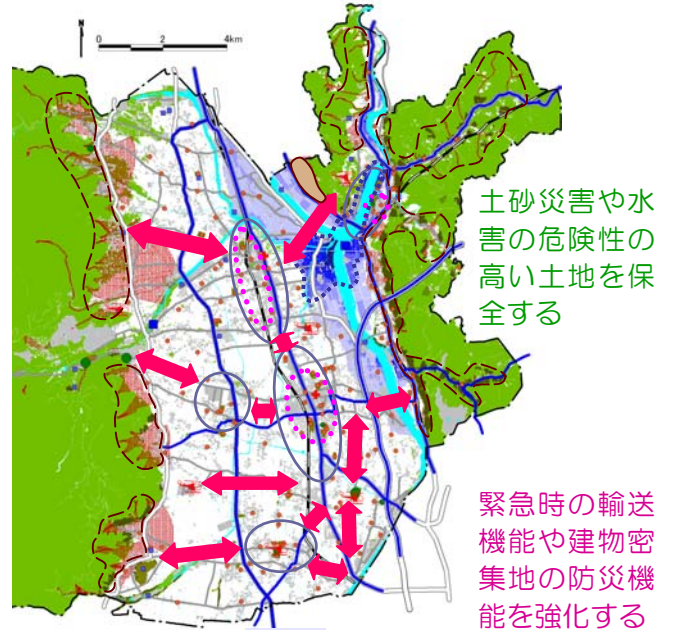


この基本構造を念頭に、暮らしの場である既存の市街・集落を維持しつつ、無秩序な都市の拡散を未然に防ぎ、山岳や田園の育む魅力を保つことでさらなる成長につながっていく「発展の好循環」を次世代に継承していきます。

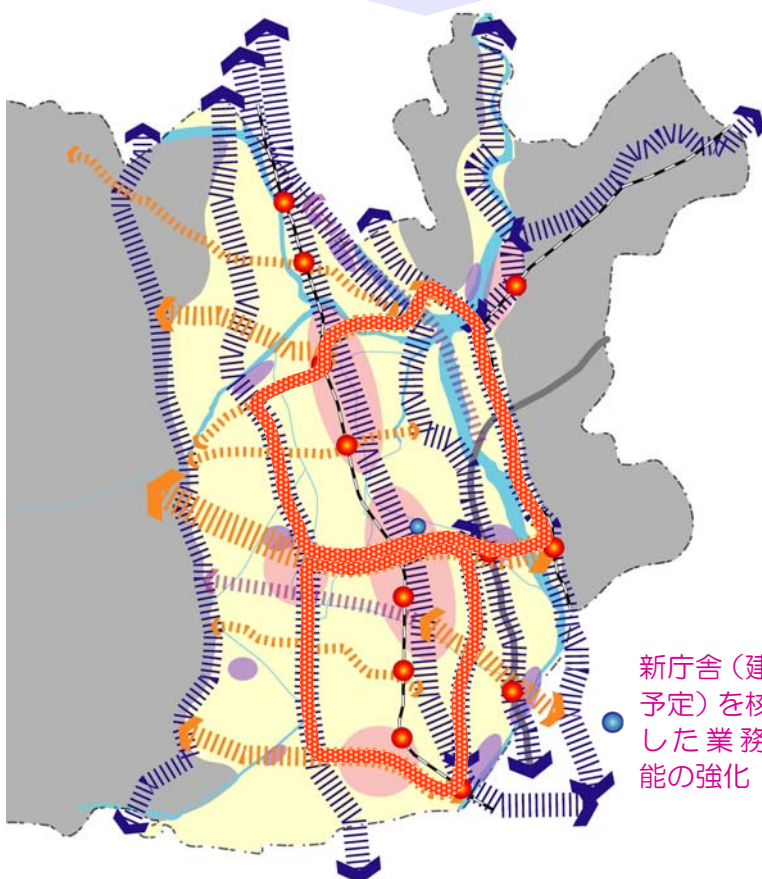
産業の継続的な発展を持続し、各地区・地域で育まれた個性を活かす



安心して気持ちよく暮らせるまちをつくる



集約重視のまちづくり



まちの骨格の形成に関する方針

- 旧町村の中心市街への優先的な都市機能の誘導・集約
- 既存の産業団地・工業団地・工業系用途地域の内部及びそれらの周辺への新たな工場・事業所の誘導・集約
- 集落付近へ集約する形での居住ニーズの受け入れ
- 南北基幹軸として幹線道路の機能強化
- 広域の都市圏とをつなぐ高速道路の有効活用
- 東西基幹軸として幹線道路の機能強化
- 市街地間をつなぎ、循環する幹線道路の機能強化
- 新たな幹線道路の整備による基幹軸の機能強化
- 南北方向に走る2本の鉄道の有効活用

新庁舎（建設予定）を核とした業務機能の強化

5つの拠点を効果的につなげながら進める
既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

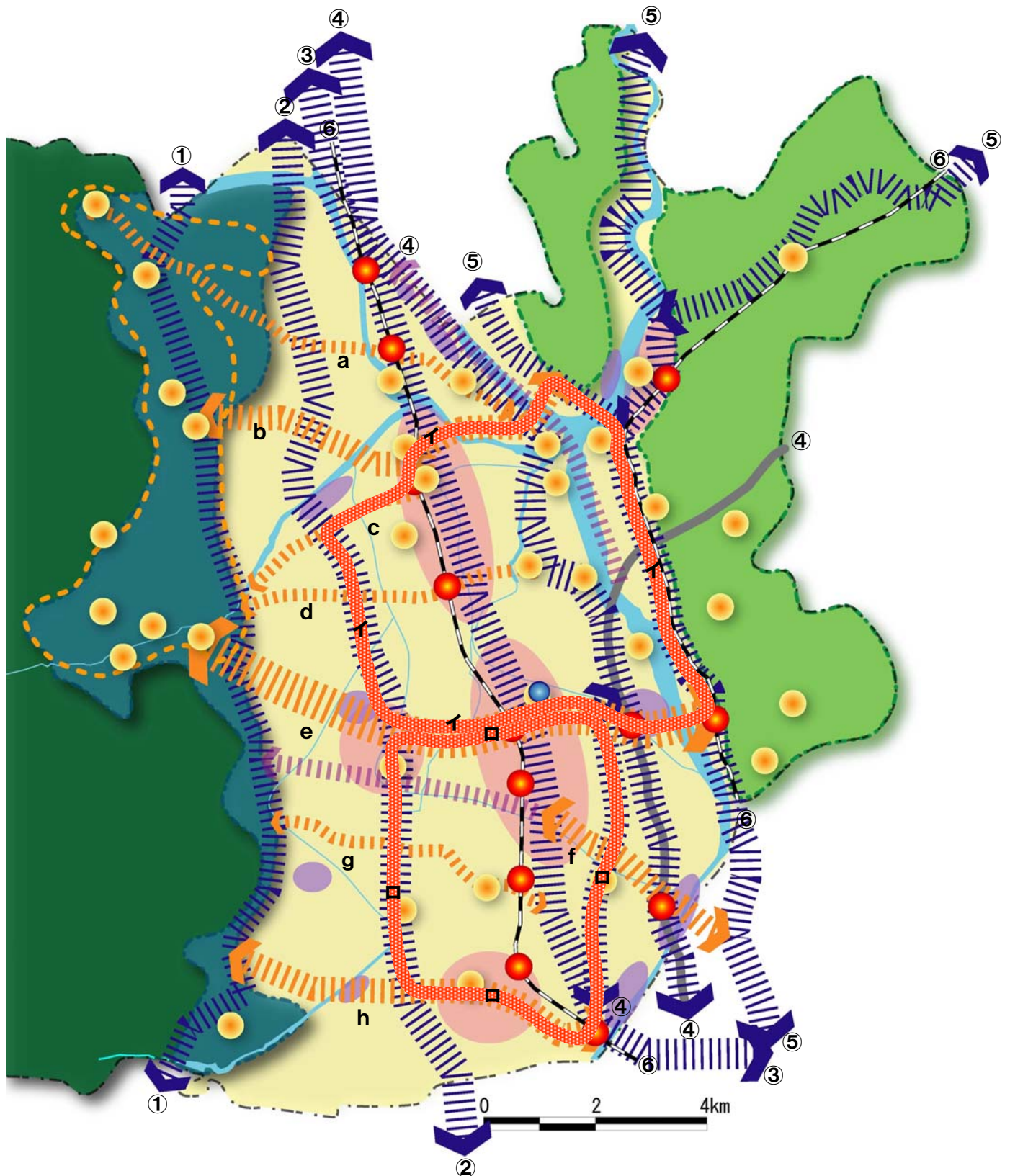


図 目指すまちの基本構造

についての基本的な考え方

まちづくりの基盤となる環境（土地利用）

○拠点市街地

都市機能の集約の拠点となる旧町村の中心市街

○産業集積地

産業集約の核となる一定の都市基盤の整った工場、事業所の集積地

○田園環境

広がりのある農地を保全していくことを基本として、その環境を著しく乱さない範囲で、新たな居住を受け入れ、集落の維持・継承を図る田園環境

○西山山麓の森林環境

観光・保養地として、良好な森林空間の保全を図る西山山麓

○東山山麓・山間部の森林環境

既存の居住とその周辺一帯の森林環境を保全する東山の山麓・山間部

○山岳地帯の森林環境

北アルプスに峰々につながる森林環境を保全する山岳地帯



新庁舎予定地



観光拠点



観光資源の集積エリア



連続する水辺空間

まちづくりの骨格（都市施設）

〔南北軸〕

①西山山麓基幹軸

北アルプスの山麓に連続する観光拠点や保養の拠点を結び、広域的な活性化につなげる幹線道路

②田園集落基幹軸

市内の西側一帯に広がる田園集落における暮らしの環境を結ぶ幹線道路

③市街地基幹軸

都市機能の集積する2つの拠点市街（豊科・穂高）を結ぶ幹線道路

④広域交通基幹軸

大都市圏への広域的なつながりをもつ豊科I.C.から南北方向に展開する幹線道路

⑤東山山麓・山間基幹軸

県内の拠点都市（北は長野市、南は松本市）へ接続する幹線道路

⑥鉄道軸

南北を結ぶ公共交通の基幹軸となるJR大糸線・JR篠ノ井線

〔東西軸〕

a, c, d 穂高地域補完軸

西山山麓を中心に各所に散在する観光資源を相互に結ぶ幹線道路

b 北部基幹軸

穂高の拠点市街と明科の拠点市街を相互に結ぶ市内北側の幹線道路

e, f 中央基幹軸

豊科の拠点市街、堀金の拠点市街を介して、南北5軸を相互に結ぶ複数の幹線道路

g 堀金・豊科地域補完軸

堀金地域と豊科地域を結び、南北軸を経て松本市方面に通じる幹線道路

h 南部基幹軸

三郷の拠点市街を介して、西山山麓と松本市街を相互に結ぶ市内南側の幹線道路

〔循環軸〕

イ 北部循環軸

豊科、明科、穂高、堀金の各拠点市街を相互に結ぶ幹線道路

ロ 南部循環軸

豊科、三郷、堀金の各拠点市街を相互に結ぶ幹線道路



第4章 まちづくり構想

本章では、前章に示したまちづくりの目標像を踏まえ、土地利用及び都市施設整備の観点からまちづくりの方針を定め、全体構想をまとめます。

第4章 まちづくり構想

4.1 土地利用計画

4.1.1 土地利用の基本方針

今後 20 年程度を見据えた土地利用の基本的な方針として、次の3つを定めます。

§ 基本方針 1

農地の保全・農業の育成

安曇野の魅力である「田園」のよさを残すために、厳しい農業情勢も踏まえながら、多面的に優れた機能をもつ農地を保全するとともに、これを支え農業を育成していくことにつながる土地利用を目指します。

§ 基本方針 2

良好な住環境の形成・育成

安曇野の美しい景色、おいしい水や空気を育む山岳や森林、田園などの良好な環境を継承しながら、都市の利便性を享受できる暮らしやすい住環境をつくり、育てることにより、人口増の維持につながる土地利用を目指します。

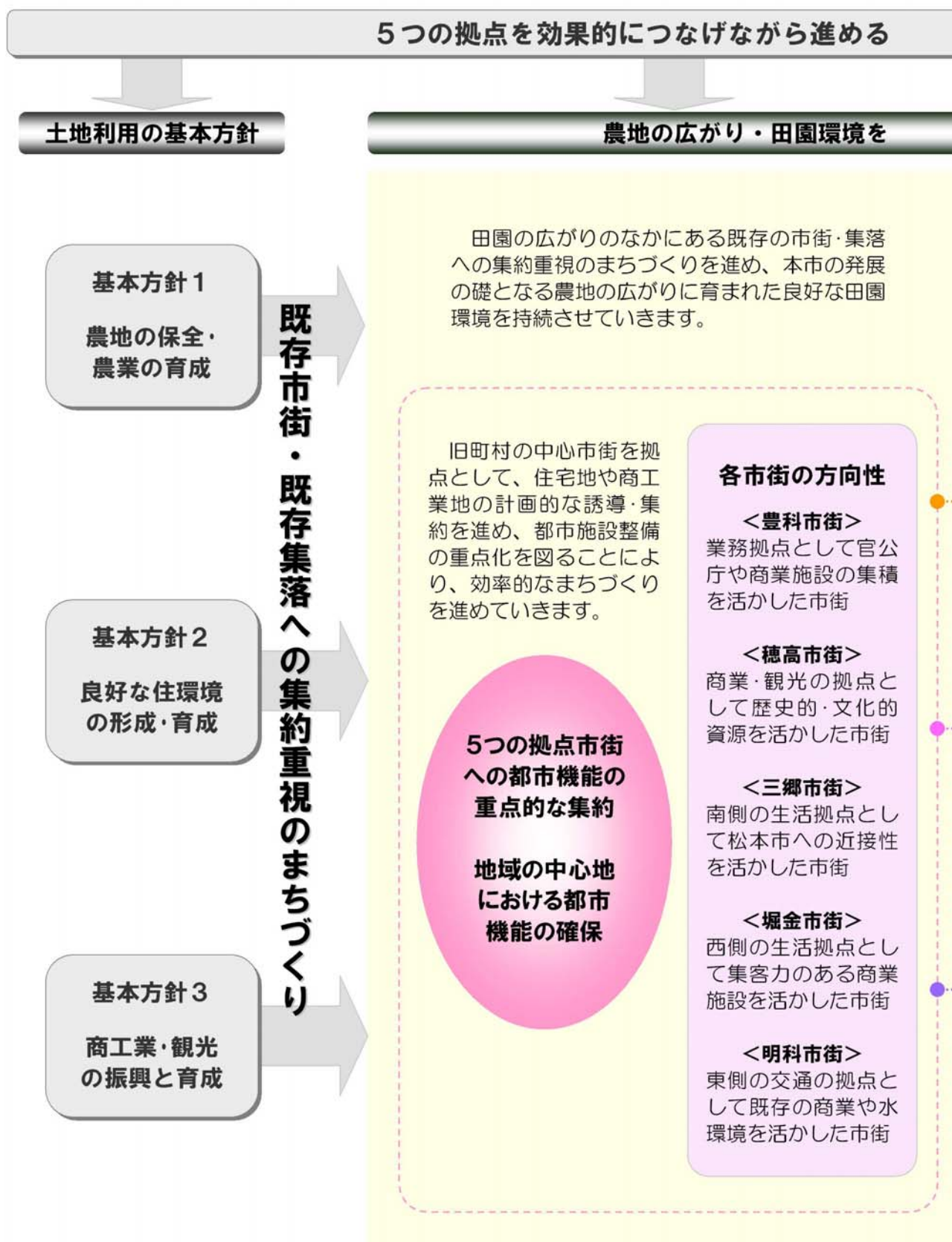
§ 基本方針 3

商工業・観光の振興と育成

安曇野ならではの良好な資源や環境を活かし、「働く場」、「集い、賑わう場」、「安らぐ場」としての魅力を育むことによって、新たな産業の誘致や観光客を呼び込み商工業・観光の振興と育成を図るとともに、まちを受け継ぐ若い世代の定着につながる土地利用を目指します。

4.1.2 土地利用種別の誘導方針

前章に示すまちづくりの基本構造と前述の土地利用の3つの基本方針を踏まえ、主な都市的土地利用について、それぞれの誘導方針を定めます。



既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

活かした土地利用の考え方

田園～山麓～山間部の 可住地における土地利用の考え方

■集落における暮らしの維持・継承

本市の集落の成り立ちなどをふまえ、田園、山麓・山間部の集落は、住宅や日常的な買い物施設が立地する「居住の場所（人が住む場所）」として位置付けます。

このため、開発は一定の条件を満たすものに限定するなどの措置を講じます。

■田園の幹線道路沿いにおける新たな軸状開発の抑制

幹線沿道の軸状に広がる新たな開発は、景観や環境保全の面からの課題が大きいため、一定の需要が見込まれる地域においては開発可能な範囲を定め、適切な誘導を図ります。

■地域産業の振興への配慮、工場などの産業施設の立地集約

地域の産業振興に不可欠な工場などの新たな産業施設の立地については、周辺環境との調和に配慮した誘導を図ることができるよう、一定の都市基盤の整った既存の工場集積地を工場集約の核として活用していきます。

■西山山麓における観光・保養機能の保持

西山山麓一帯に点在する観光・保養のための施設（地域資源を活かした飲食店、温泉宿泊施設、美術館など）が立地する区域については、田園環境との土地利用の違いを明確にして、良好な森林環境にふさわしい開発を誘導し、観光・保養機能の保全を図ります。

都市的土地利用の誘導の基本

住宅系用途の誘導

- 5つの拠点市街への居住の誘導
- 田園内の集落コミュニティの維持・継承につながる居住の一定の許容

商業・観光系用途の誘導

- 暮らしを支える身近な店舗の誘導及び郊外での大型店舗の乱立の抑制
- 地域資源を活かした観光振興につながる商業地の形成・育成

工業系用途の誘導

- 一定の都市基盤が整っている産業集積地周辺への新たな工場、事業所などの誘導・集約
- 企業のニーズに応じた新たな産業用地の確保への迅速かつ弾力的な対応

§ 1. 住宅系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性を踏まえ、将来の住宅系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

- 新たな住宅は、都市機能の集積する市街や規模の大きな集落などに誘導を図ることによって、既存の都市基盤を有効に活用しながら、利便性の高い住環境の形成を目指します。
- 田園地帯や山麓・山間部の森林地帯においては、良好な環境に調和できる住宅立地のルールを定め、多様なライフスタイルを求める居住ニーズへの対応を図ります。

〔抑制・制限すべきもの〕



農地が広がっている真ん中での宅地開発や道路沿いに連続して延びていくような開発

〔計画的に誘導すべきもの〕



1戸当たりの敷地面積が広く、建物周りの緑化が十分に施される住宅開発

- 居住の集約を図る市街（旧町村の中心市街、区画整理された住宅団地など）では、都市の利便性を享受する一方、用途の混在などによって生活環境の悪化を招かないよう、計画的かつ適切な立地誘導を図ります。また、住み替えなどを促進し、既存の住宅ストックの有効活用を進めます。
- 駅などを核とした比較的規模の大きな集落では、できる限り集落内部への宅地誘導を図り、外側の田園地帯への宅地の拡散を防ぎます。
- 田園地帯における新たな宅地は、良好な田園景観や営農環境に悪影響を及ぼさないよう、一定のまとまりをもつ集落周辺への立地に限定して受け入れていきます。これにより、宅地の分散を防ぎ、既存の集落コミュニティの維持・継承を図るとともに、不効率な都市施設整備を回避します。また、建物の低層化や敷地内の緑化を促し、周囲の環境や景観との調和を図ります。
- 山麓や山間部の森林地帯では、良質な樹林の保全や土砂災害などの災害危険性に十分配慮しながら、静けさや保養的な効用を享受することを目的とした住宅などに限定して開発を受け入れていきます。

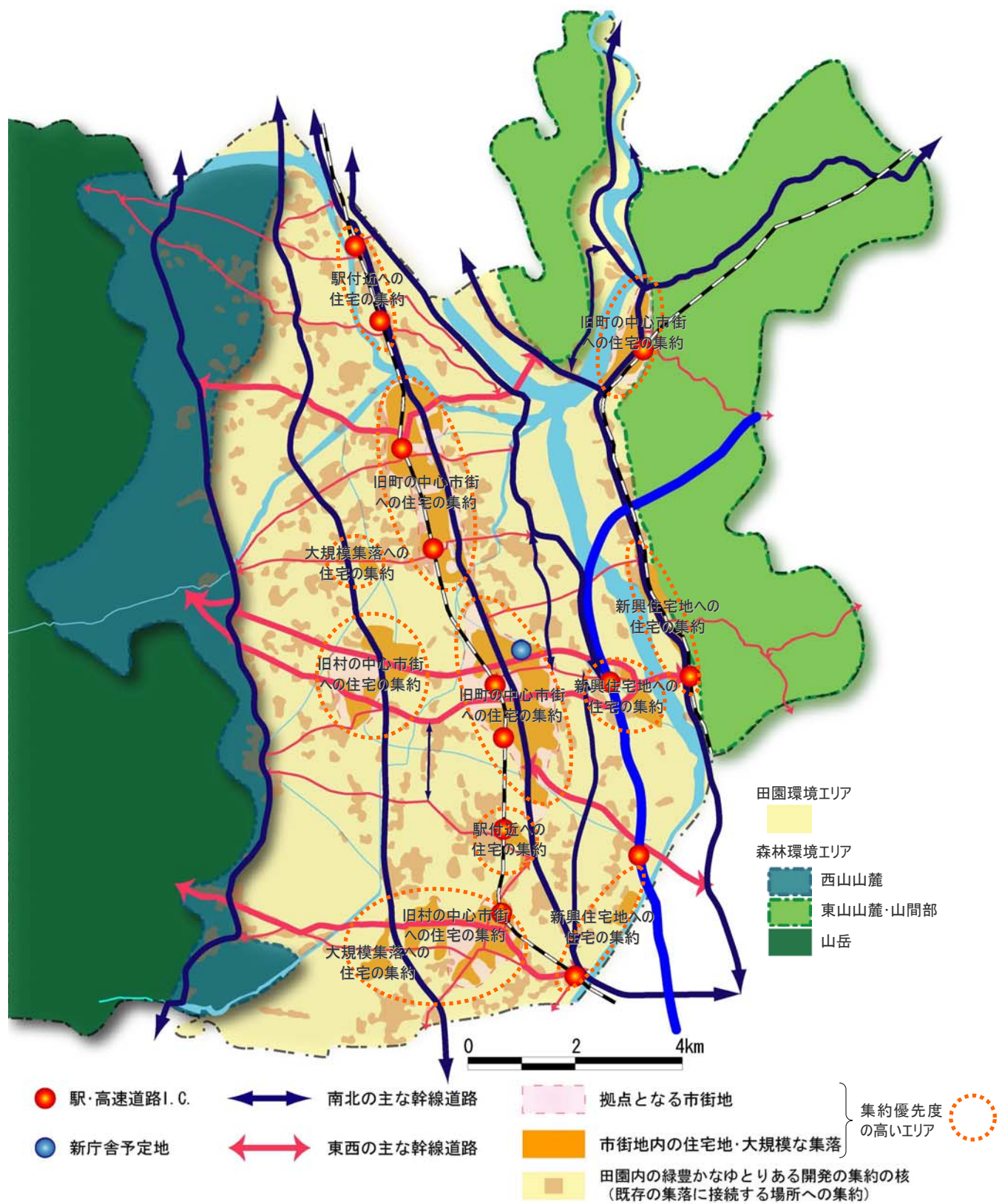


図 住宅系用途の誘導方針

§ 2. 商業・観光系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性を踏まえ、将来の商業・観光系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

- 多様な商業施設が集まる市街地をはじめ、各地域の特色を活かしながら、買い物や観光の利便性・快適性を高めるとともに、歩いて楽しめる空間整備を図り、魅力的で賑わいあふれる商業地・観光地の形成を目指します。
- 新たな店舗は、市街地や集落の規模に応じ、適正な規模で、かつ、適正な場所への立地誘導を図ります。

〔抑制・制限すべきもの〕



地域住民への十分な情報提供や話し合いの機会がなく、まちづくりの考えにも合わない大規模開発

〔計画的に誘導すべきもの〕



商店街としての魅力が高まり、にぎわいをつくり出す沿道の一体的な開発・空間整備

- 駅周辺や市街地の旧街道沿いにおいて空き店舗化の進む商店街では、歩道の拡幅、植栽、無電柱化など公共施設の整備と一体的な再開発を促すとともに、蔵造りの建物や史跡など歴史的・文化的資源を活かすことによって、歩いて楽しむことができる空間づくりを進めます。
- 大型店舗や飲食店の立ち並ぶ幹線沿道では、無秩序に拡散しない範囲で店舗の集積を維持していくなかで、建物や看板の景観への配慮や接道部の緑化などを促すことにより、「個としての店舗」から「商業地全体としての個性や魅力」づくりへの展開を図ります。
- 日常生活の消費需要に応える店舗については、各地域の特性や居住形態を踏まえ、相互に機能を補完し合いながら、適正かつバランスのとれた立地誘導を図るとともに、郊外の良い営農環境や景観を阻害するような店舗の立地は抑制していきます。
- 広域からの利用を見込む大規模な施設の立地については、事前に周辺住民への十分な情報開示を行ったうえで、自然環境、営農環境、住環境、景観などに配慮し、都市基盤の整備状況などを踏まえて、その都度個別に的確な判断が行えるしくみづくりを進めます。
- 西山山麓部の観光資源が集積するエリアでは、良好な森林環境を維持しながら、利用ニーズに応じた商業施設の立地を適切に誘導することによって、観光地として魅力形成を図ります。

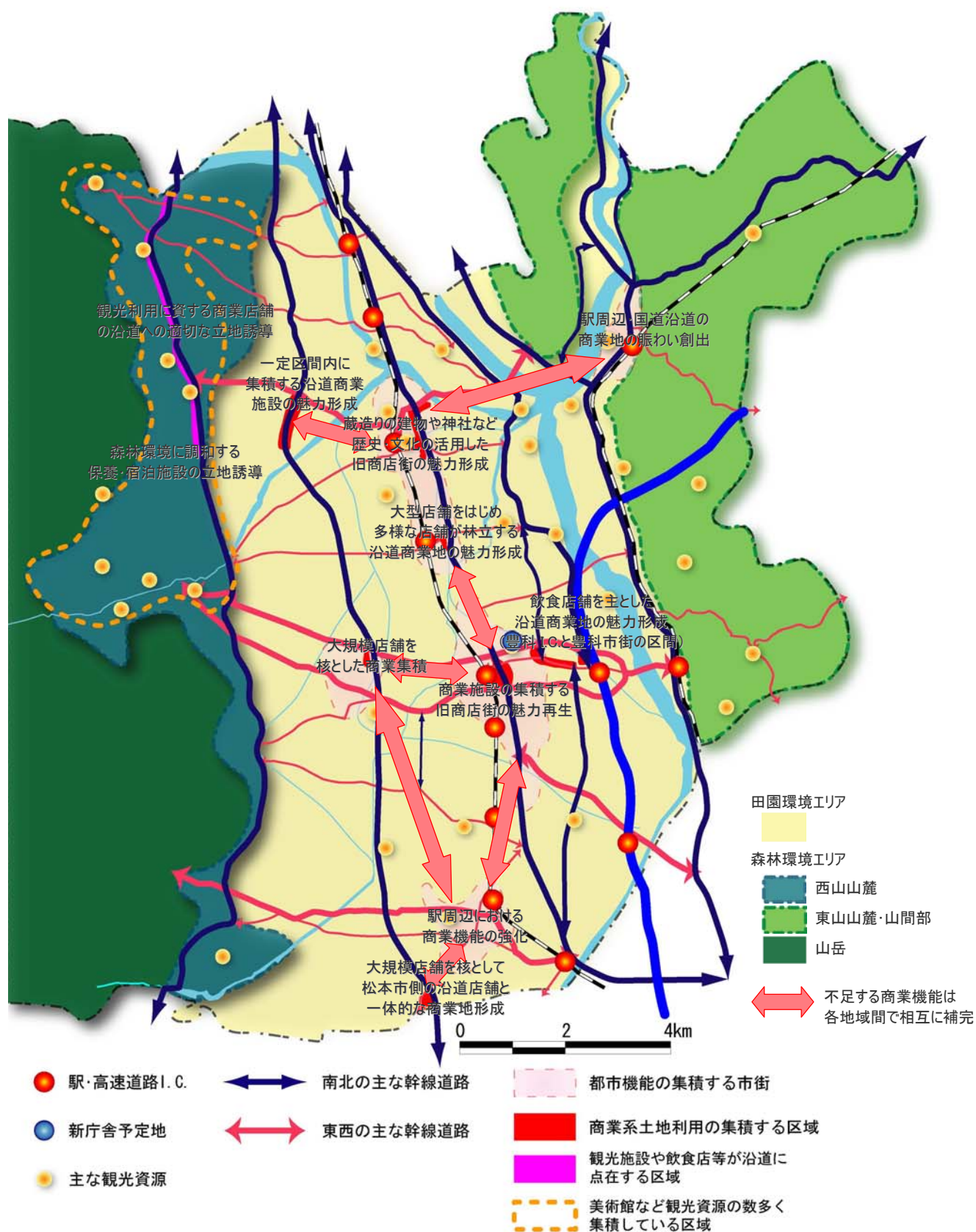


図 商業・観光系用途の誘導方針

§ 3. 工業系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性を踏まえ、将来の工業系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

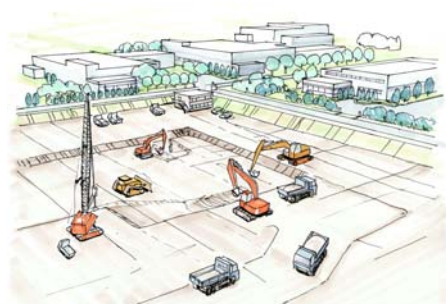
- 新たな工場や事業所は、一定の都市基盤が整っている産業集積地を核に集約していくことにより、いまある都市基盤の有効活用と良好な景観や環境との調和を図りながら、継続的に発展できる工業地形成を目指します。
- 社会情勢や産業構造が常に変化するなかにあって、多様な企業のニーズを踏まえながら、本市の良好な環境や地域資源を有効に活用できる産業立地に、迅速かつ弾力的に対応できるしくみづくりを進めます。

〔抑制・制限すべきもの〕



廃棄物の野積みなど、土地の荒廃や周辺環境に悪影響を及ぼす行為や開発

〔計画的に誘導すべきもの〕



既存の都市基盤を有効に活用できる工業団地など適正な場所における新たな産業用地の整備

- これまで計画的に整備されてきた産業団地や工業団地をはじめとする産業集積地を核に、良好な景観や営農環境と調和が図れる範囲において、その周辺部への工業用地の拡張を図り、新たな工場や事業所を集約していきます。これにより、広幅員の道路など既存の都市基盤の有効活用を図ります。
- 規模の大きな工場の立地や拡張については、良好な営農環境、自然環境、住環境、景観などに配慮するなかで、周辺住民への十分な情報開示のもとに、適正に誘導を図れるしくみをつくります。
- 郊外における個人経営の工場などについては、必要に応じた立地誘導を図る一方で、廃棄物や資材の野積みなどで周囲の環境や景観になじまない土地利用は抑制していきます。
- 市内全域が高速道路 I.C. から概ね 10km の圏域にある立地条件のなかで、利便性に優れた市街地環境、緑豊かな田園環境、閑静な森林環境など市内の多様な環境を産業立地の候補地として捉え、周囲の環境と調和の図れる施設については、積極的な誘致を図ります。
- 湧水や地下水など地域資源を有効活用する一方で、資源の枯渇や環境の悪化などを招かないよう、適正な利用を促します。

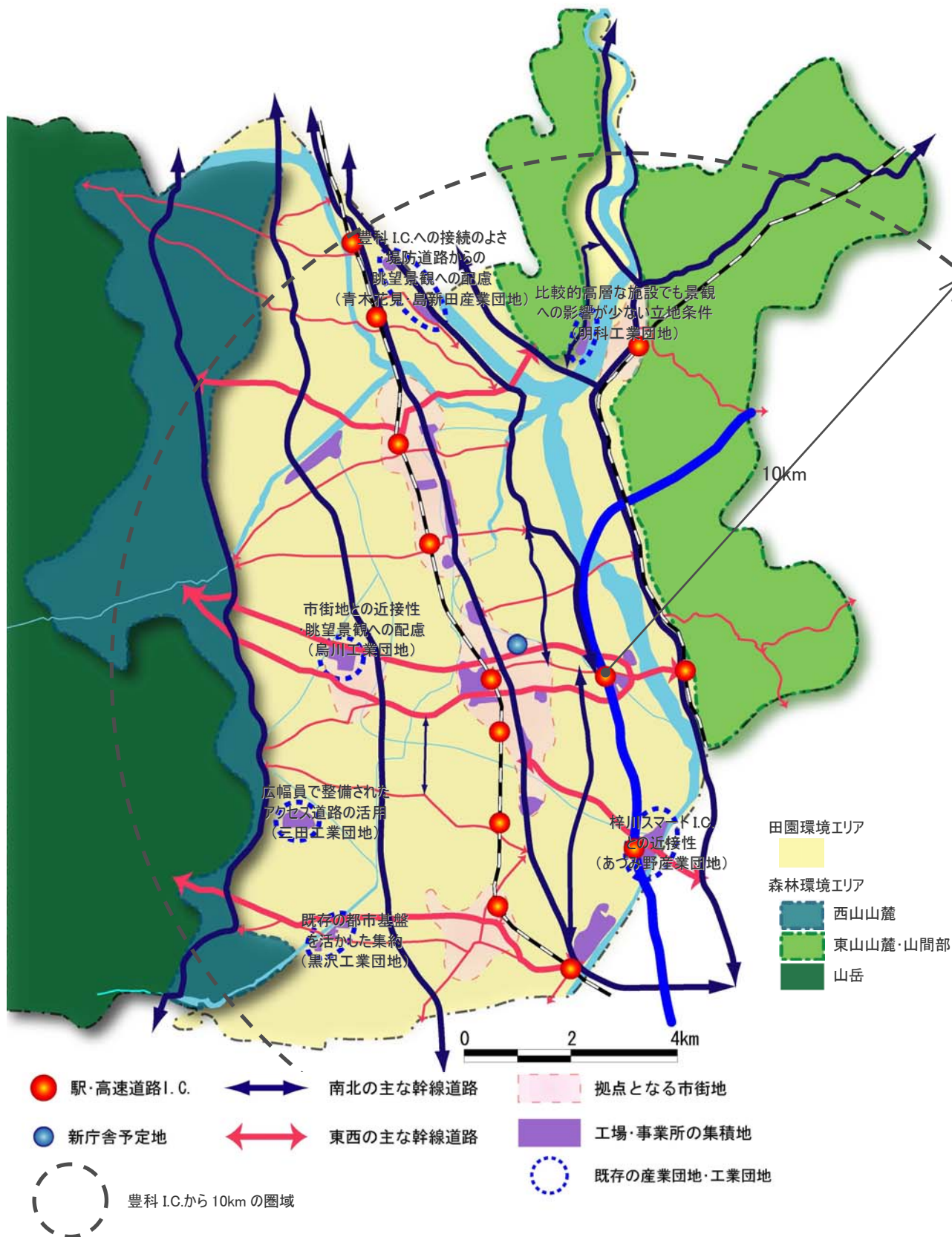


図 工業系の誘導方針

4.1.3 特に土地利用上の調整を要する区域における対応方針

主な都市的土地利用については、前述の方針に沿った誘導を図ることを今後の基本とするなかで、市内の広い範囲を占める田園環境エリア及び森林環境エリアにおいては、旧5町村の土地利用の方針や現況の土地利用との関係上、課題が生じる懸念のある区域もあります。

したがって、それらの区域のうち、特に土地利用上の調整を要する区域については、これまでの経緯や現状・課題を整理し、今後の調整の方針を明示しておくことにより（下表）、詳細な土地利用計画が具体化された段階において、各分野の個別計画なども踏まえながら、市民が関与できる適正な手続きのなかでの円滑な対応を図ります。

表 特に土地利用上の調整を要する区域

区 分	区 域	これまでの経緯	現状・課題	今後の調整の方針
〔区分1〕 田園環境エリア内の幹線沿道で、商業施設や住宅が集積し、今後も一定の開発圧力が見込まれる区域	豊科I.C.周辺	広域交通と市内交通の道路の結節点として、計画的に市街化を図ってきた。	周辺の用途地域は、準工業地域であるため工場、飲食店、宿泊施設、住宅などが混在している。また、周辺農地においては、交通の利便性を活かした商業施設や娯楽施設の開発圧力が高い。	市内の交通網の拠点区域として、将来のまちの発展につながるよう、開発事業の目的や必要性、周辺土地利用との関係などを明確にしながら、土地利用の調整を図る。
	主要地方道豊科インター堀金線沿い（豊科I.C.から安曇野赤十字病院まで）	市街化調整区域における開発許可の旧基準により、沿道サービス施設などの立地が集積してきた。	一定の用途（ドライブイン）が、沿道に無秩序に立地してきたことから、開発地の背面や開発地の隙間の土地利用が困難になっている。また、開発により農地の耕作がしにくくなったことから耕作放棄地が増えている。	開発地の隙間や背面の農地において、地権者からの開発計画が具体的に提示された場合は、土地利用の調整を図る。一定の区域より外側に無秩序に広がる開発については防止していく。
	幹線道路（国道19号・国道147号・広域農道）沿いで特に調整が必要な区域①～④	非線引きの都市計画区域において、沿道に商業施設や住宅の立地が集積してきた。	各沿道は、今後も大型店舗や事業所などの産業用地、住宅用地として、高い需要が見込まれる。	沿道の景観や田園環境に配慮し、基本的には開発を抑制していく。既存の商業施設などの集積地及びその周辺は、無秩序な開発の拡散防止を前提として、土地利用の調整を図る。
	①富田・穂高区の広域農道沿い及びその周辺	複数の大型店舗を核として、沿道に中小の店舗や事業所の立地が集積してきた。	沿道にある店舗に挟まれた農地は、耕作放棄されて荒廃が進む一方、周辺への開発の拡散も懸念されている。	沿道の低未利用地における開発については、計画が具体化された際に、土地利用の調整を図る。

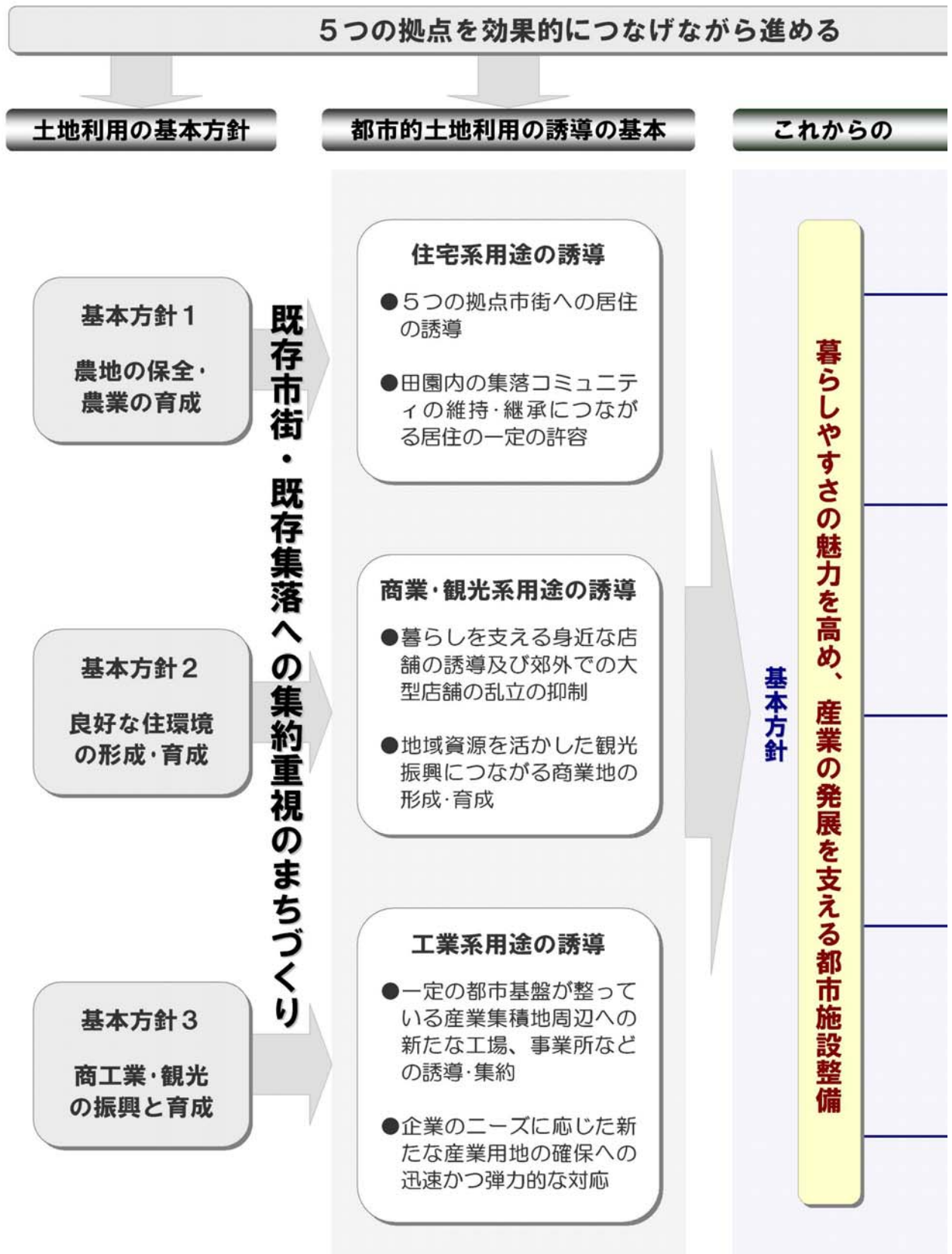
区 分	区 域	これまでの経緯	現状・課題	今後の調整の方針
	②野沢区の広域農道沿い(松本市境)	松本市側の沿道商業施設と連続するかたちで、商業施設の立地が集積してきた。	松本市側の商業施設と一体的な商業地を形成している。一方、周辺には優良農地が広がり、周辺への開発の拡散も懸念されている。	広域的な視点から行政間の土地利用の方向性の整合を図り、商業地維持・継承の観点から、既存施設と一体性のある開発については、土地利用の調整を図る。
	③宮中・光区の国道19号沿い	国道19号沿道に住宅や商業施設が連続して立地し、集積してきた。	河岸段丘上にあり、田園環境エリアのなかでも、地形的条件が他とは異なっている。沿道の隙間の農地は狭隘で、農業利用の適地になりにくい。	建物が連続的に立地する沿道の低未利用地における開発については、必要に応じた土地利用が行えるよう調整を図る。
	④島新田・青木花見区の国道147号沿い(駅周辺)	非線引きの都市計画区域において、沿道に商業施設や住宅の立地が集積してきた。	開発圧力が高くないが、駅周辺の沿道に古くから立地している住宅や商業施設の維持・継承を図る必要がある。	周辺の環境を踏まえ、必要な用途については、建物のまとまりを考慮しながら、土地利用の調整を図る。
〔区分2〕 新規に計画される公益性の高い開発区域	工業団地・産業団地	各種法令等※に基づき、計画的に整備された工業団地内に大規模な工場の立地が集積してきた。	現在ある工業団地には空き用地がほとんどなく、今後の工業振興を図るうえで、農地に新たな工業用地を確保していく必要がある。	既存の工業団地周辺への誘導を重視しつつ、工業振興ビジョンや安曇野・筑北地域産業集積形成・活性化基本計画などを踏まえて、具体的場所を位置付ける。
〔区分3〕 まとまった白地農地などが広がっている区域	宮中・光区の篠ノ井線以東の農地	地形的に水利などの耕作条件の改善が困難であるため、白地となっている。	農振農用地ではないため、今後の積極的な農業投資の見込みもなく、営農を維持していくことが困難になりつつある。まとまった農地であるため、計画性のある土地利用が求められている。	各区域の地形的条件や地理的条件を考慮し、周辺環境との調和を図りながら、土地を有効活用するための調整を図る。
	宮城区の山麓農地	別荘地としての開発を見込み、白地となっている。		
	真々部区の国道147号沿いの農地	白地だが、市街化調整区域内にあるため、開発が抑制されている。		
〔区分4〕 その他	押野山土採場跡地	高速道路建設時に土採場として利用された。	森林内で大規模な空地となっているため、不適切な土地利用がなされないよう留意が必要である。	周囲の自然環境との調和のとれた土地利用(森林としての利活用も含む)を図る。

※農村地域工業等導入促進法、農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について(通達)

4.2 都市施設整備計画

4.2.1 都市施設整備の基本方針

前項の土地利用計画を踏まえ、今後の都市施設整備における基本方針を定め、主な分野の重点的な取り組みを整理します。



※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、文化、知識、経験などの違いに関係なく、誰もが使いやすく、わかりやすく、使い方の間違いが少ないデザインのことをいいます。

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

都市施設整備の考え方

ポイント① 安全性の確保

市内全域に被害を及ぼす巨大地震、山麓山間部での土砂災害、河川氾濫域での水害など突発的に生じる自然災害の危険性、交通事故や犯罪など日常生活のなかで起こりうる危険性などから市民生活を守るために必要な都市施設整備を図ります。

ポイント② 誰もが安心して使えるかたち

庁舎や学校などの建物、駅や公園の施設など多様な人々が利用する都市施設の整備においては、ユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れ、誰もが安心して使えるよう工夫を施すとともに、既存の施設のバリアフリー化も促進していきます。

ポイント③ 良好な環境・景観への配慮・活用

都市施設を整備する際は、営農環境や生態系、良好な眺望など、周囲の環境や景観に常に気を配り、調和を保つ工夫を図ります。
また、森林や河川など良好な自然環境や美しい景観を享受できる都市施設整備を図ります。

ポイント④ 適正な維持管理・長持ちさせる工夫

橋梁や公園施設、各種供給処理施設など既存の都市施設の老朽化が想定されるなかで、限られた財源のもとに必要な機能を安定的に保持していくために、定期点検や早期補修など計画的かつ適切な維持管理による施設の長寿命化を図ります。

ポイント⑤ 市民などの参加と連携

これからの都市施設の整備や維持管理においては、自発的かつ実践的な取り組みを行う市民や専門的な技術や知識を有する民間企業の積極的な参加を促し、行政と連携した取り組みを推進していきます。

主な分野の重点的な取り組み

道路網・交通体系の構築

- 質の高い道路網の構築
- 広域交通のネットワーク機能の強化
- 公共交通の利便性の向上

レクリエーション空間・景観の整備・保全

- 多面的機能を有する身近な公園・緑地の確保
- いまある良好な自然環境の有効活用
- 快適な遊歩道・サイクリング道路ネットワークの構築

防災機能・災害対応力の強化

- 効果的・重点的な防災・減災対策
- 災害に関する情報基盤の整備・情報提供
- 災害後の対応力の強化

4.2.2 分野別の取り組みの具体的な方向性

都市施設整備の基本方針を踏まえ、分野別の方針に沿って、それぞれ重点化すべき取り組みの具体的な方向性を示します。

§ 1. 道路網・交通体系の構築

● 質の高い道路網の構築

まちづくりの骨格となる幹線交通の機能強化、生活道路の安全性・利便性、物流の円滑化に資する質の高い道路網の構築を図ります。

① まちづくりの骨格となる幹線道路の整備促進

- ・ 第3章に示す目指すまちの基本構造において循環軸、その他の南北・東西の基幹軸として位置付く既存道路の改良
- ・ 南北・東西の基幹軸の機能を補完するために必要な新たな道路の整備

② 都市計画道路の見直し

- ・ 未整備の計画道路の必要性・実現性・妥当性の検証
- ・ 新たに計画路線としての位置付けが必要な道路の検討
- ・ 上記の検証や検討に基づく都市計画の早期変更・決定

③ 安全に通行できる歩道や自転車道の整備

○ 通行量や利用形態を踏まえた整備優先度の明確化

○ 利用形態に応じた整備（新設・改良）

- ・ 車道両側への歩道の設置
- ・ 必要十分な幅員の確保
- ・ 車道との段差など路面の凹凸の解消（バリアフリー化）
- ・ 連続性の確保（途中で分断されている箇所の解消）
- ・ 歩行者と自転車との通行帯の分離（自転車専用道の設置）

④ 混雑する交差点の改良

- ・ 信号機の現示改良（時差式から矢印式、歩車分離式などへの転換）
- ・ 右折レーンの設置（右折車待ち渋滞の解消）
- ・ 複雑・変則的な道路交差の改善

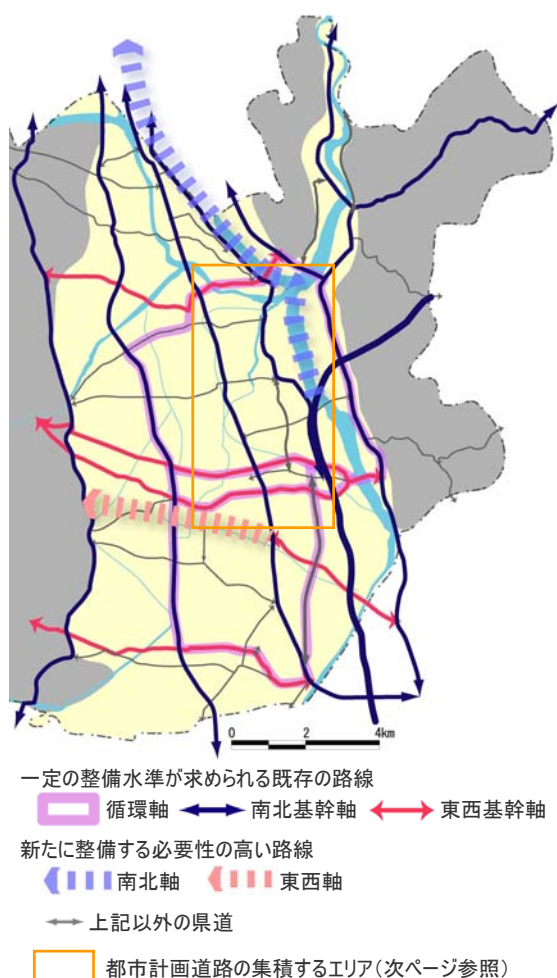


図 幹線道路の整備優先度の検討図

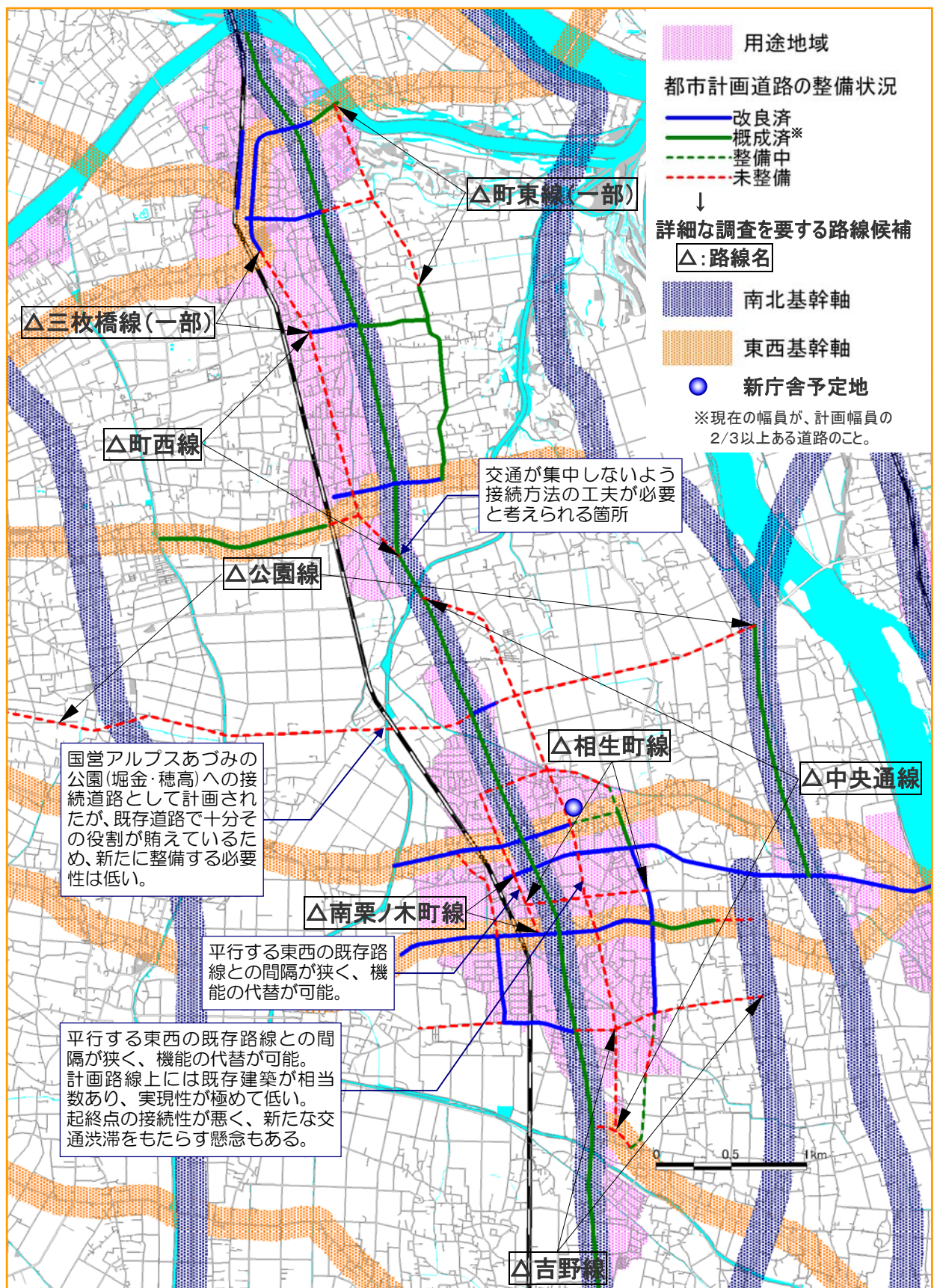


図 都市計画道路の見直し検討図

⑤狭隘な生活道路における通過交通の流入回避

- ・ 既存道路の拡幅や代替路の整備
- ・ すれ違いの困難な大型車の迂回路への適切な誘導

⑥円滑に通行できる物流経路の確保

○高速道路 I.C.と主な工業集積地を効率的に結ぶ物流経路の設定

- ・ 市街地内の通過と交差点における右折の回避
- ・ 既存道路の有効活用
- ・ 沿道の生活環境への配慮

○物流経路となる道路の走行性能の向上につながる整備

- ・ 大型車が安全に通行できる十分な幅員の確保
- ・ 右折レーンの設置、十分な長さの右折レーンの確保
- ・ 鉄道との立体交差化
- ・ 橋梁の耐震性能、耐荷性能の強化

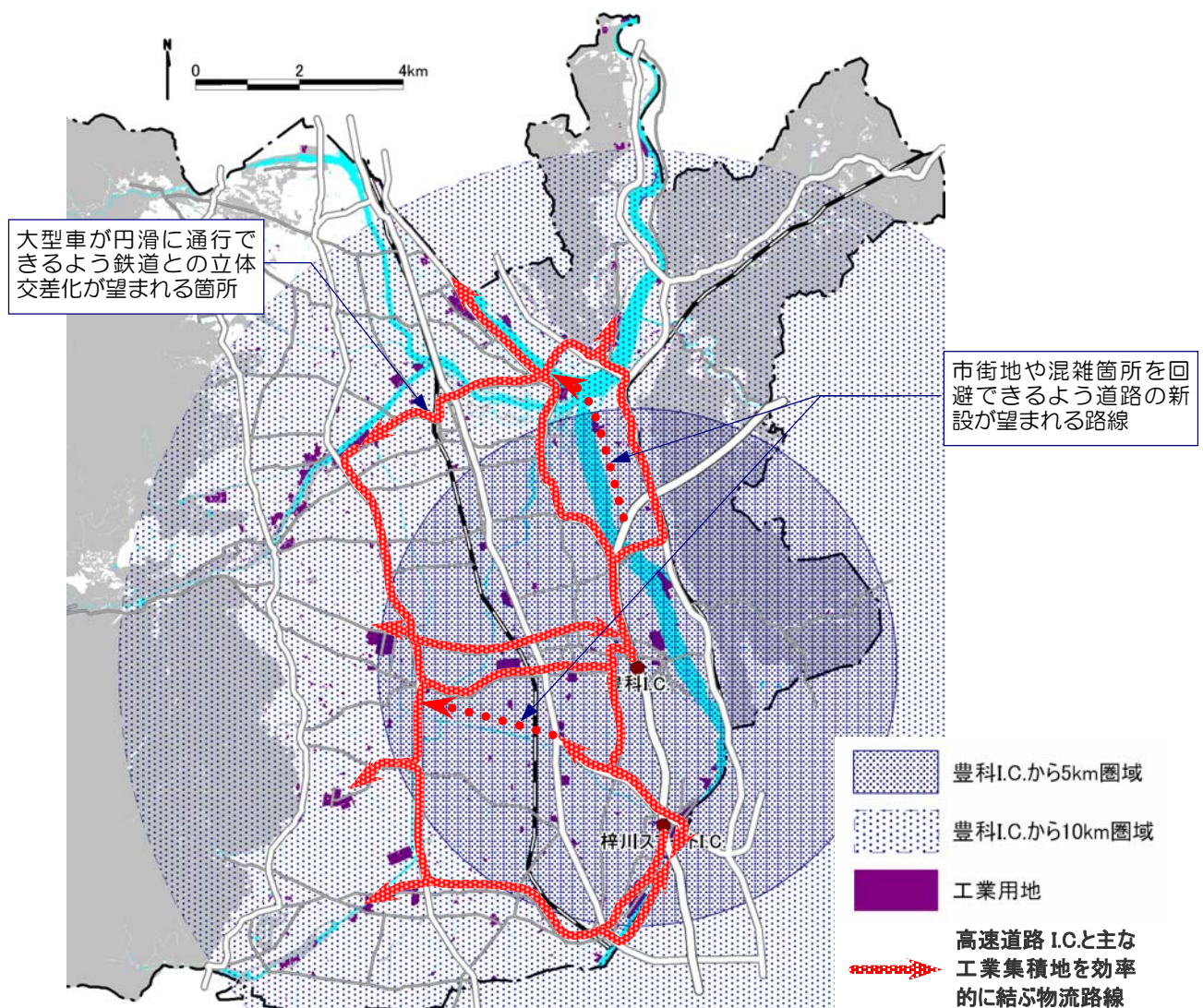


図 高速道路 I.C. を起点とする物流ネットワーク検討図

産業の振興や観光などによる交流の促進などに資する都市間の移動円滑化に向けて、広域交通のネットワーク機能の強化を図ります。

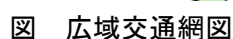
- ・長野自動車道から大北方面に通じる高規格道路（松本糸魚川連絡道路）の整備促進
- ・東京方面とを結ぶ新幹線駅のある東信方面に通じる高規格道路（松本佐久連絡道路）の計画の具体化の促進

- ・ 松本駅における中央線特急と大糸線との接続、長野駅における北陸新幹線と篠ノ井線との接続の改善（待ち時間の短縮、終電との接続）の働きかけ
- ・ 市内の主要駅に乗り入れる特急増発の働きかけ

- ・信州まつもと空港への利便性の高い交通アクセスの確保に向けた検討



図 大都市圏との現行の鉄道アクセス



● 公共交通の利便性の向上

地域のニーズを捉えて、鉄道やバスなど公共交通の利便性の向上を図り、自家用車依存型の暮らしからの転換を進めていきます。

① 鉄道利用の促進

○ 駅周辺の施設の整備・改良

- ・ 駅周辺における駐輪場、駐車場の整備（パーク&ライドへの対応）
- ・ 東西通路（場所によっては地下式）など鉄道を挟んで両側の移動の円滑化
- ・ 複数ある駅のそれぞれの特性を活かした整備

○ 鉄道の利便性を高める工夫

- ・ 列車の運行本数の増発、運行時間帯の拡大の働きかけ
- ・ 駅から徒歩圏域にある市街・集落への新たな居住の誘導（利用者の確保）

② バス利用の促進

○ 市内のバス交通の利便性を高める工夫

- ・ 利用ニーズに応じたデマンド交通のさらなる改善
- ・ 中心市街地を結ぶ交通循環軸を踏まえた定時定路線の設定検討
- ・ 定時定路線の運行頻度、運行路線の定期的な見直し・改善

○ 高速バス利用の利便性を高める工夫

- ・ 高速バス利用者の専用駐車場の整備・拡張（豊科 I.C. 周辺など）
- ・ 利用ニーズを踏まえた新たな路線設定の働きかけ
- ・ 拠点市街地への高速バスの乗り入れの働きかけ（休日など運行日や本数を限定した新庁舎や駅から発着する便の設定など）

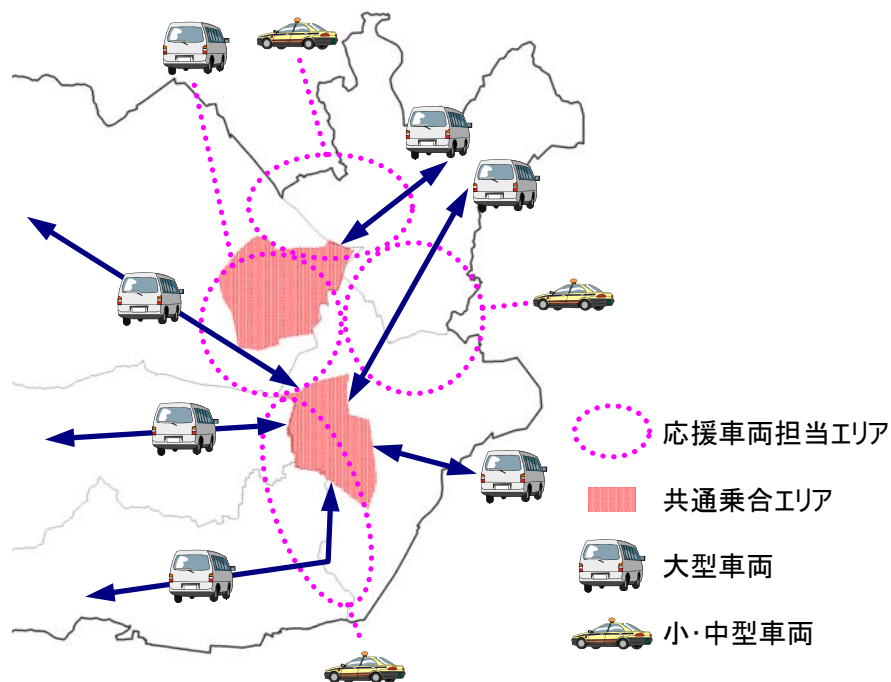


図 デマンド交通のしくみ

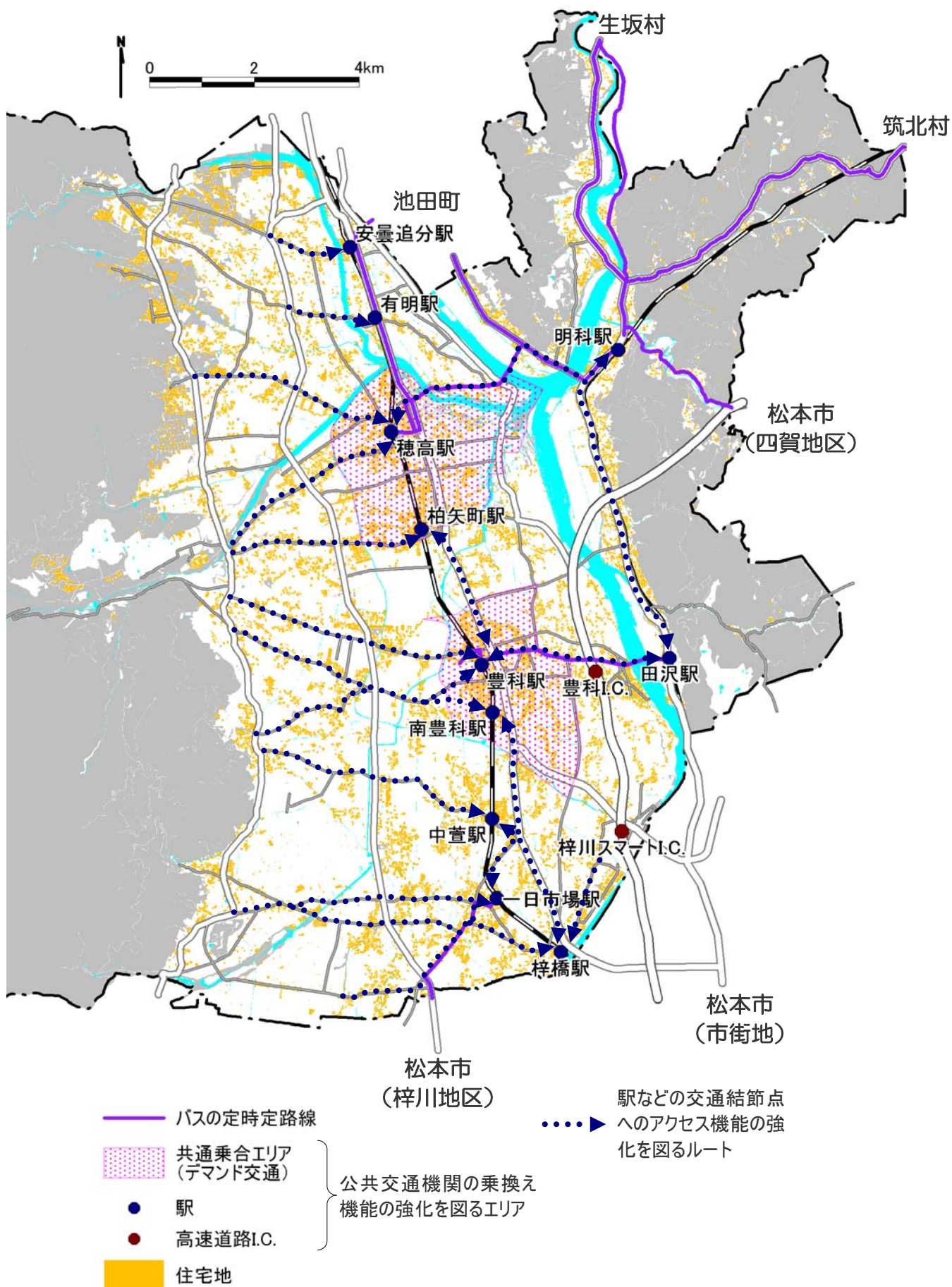


図 公共交通の利便性を高めるための整備検討図

§ 2. レクリエーション空間・景観の整備・保全

● 多面的機能を有する身近な公園・緑地の確保

公園・緑地の計画的な整備・リニューアル、既存の公園施設の適切な維持管理を図り、市民と協働の取り組みによって、多面的機能を有する身近な公園・緑地を確保していきます。

①公園・緑地の計画的な整備・リニューアル

- ・公園・緑地の位置、それぞれの規模の適正化（市街地や集落との近接性、周辺の市街地や集落の人口規模など）
- ・市民のニーズに応じた必要な機能（防災、防犯、遊び場、景観、癒し、生態系など）の確保
- ・新たな公園の整備や既存の公園のリニューアル（拡充・改修）の必要性の明確化
- ・歴史的・文化的な遺産の有効活用
- ・既存施設のバリアフリー化、新たな施設のユニバーサルデザイン化

②公園施設の適切な維持管理

- ・機能低下がみられる公園施設（遊具や建築物など）の早期補修・適期更新
- ・公園施設の長寿命化につながる効果的な予防保全対策

③公園・緑地づくりにおける市民参加の推進

- ・ワークショップ手法を用いた計画立案への市民の参加
- ・公園・緑地の維持管理に市民が参加できるしくみづくりや自主的活動の支援
- ・指定管理者制度の導入などによる民間の技術や知識の活用

● いまある良好な自然環境の有効活用

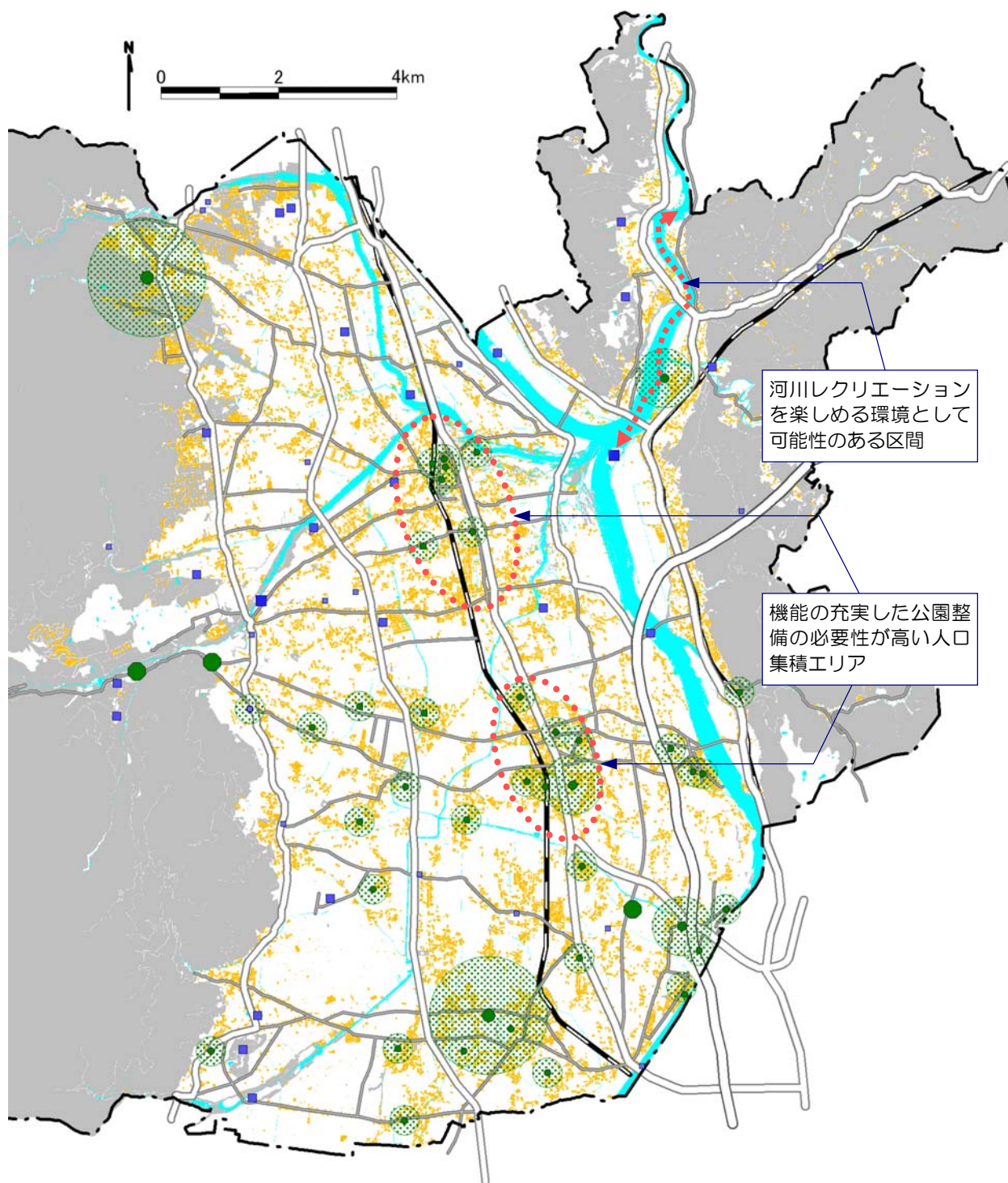
堰や河川などの水辺、山麓・山間部の樹林地など、いまある良好な自然環境をレクリエーション空間として有効に活用していきます。

①良好な水辺環境の保全・活用

- ・水辺と親しむことのできる堰や河川と一体的な公園・広場などの整備
- ・堰や河川沿いの遊歩道やサイクリング道路の整備
- ・カヌーやラフティングの発着施設など水辺レクリエーションの拠点整備
- ・多自然型護岸などを用いた周辺環境との調和に配慮した整備の促進
- ・堰や河川沿いの緑化の推進（周辺環境や生態系への配慮）
- ・緑の連続性をつくり出す河畔林の保全

②良好な森林環境の保全・活用

- ・森林内でレクリエーションを楽しむことができる公園・広場などの整備
- ・起伏が緩やかで安全に歩ける散策路の整備
- ・里山として利用されてきた森林の荒廃防止
- ・幅広い用途での木材利用の促進



都市公園
()内は誘致圏域

- 街区公園
(半径250m圏域→図示)
- 近隣公園
(半径500m圏域→図示)
- 地区公園
- 総合公園・広域公園・緑地

都市公園以外の公園・緑地[※]

- 面積1ha未満
(街区公園又は近隣公園相当)
- 面積1ha以上4ha未満
(近隣公園相当)
- 面積4ha以上
(地区公園相当)

※都市計画基礎調査から把握した2,500㎡以上の都市公園以外の公園・緑地

■ 住宅地

図 公園・緑地などレクリエーション空間の整備検討図

● 快適な散策ネットワークの構築

遊歩道やサイクリング道路など、良好な自然や景観、地域の歴史や文化の魅力を味わうことのできる快適な散策ネットワークの構築を図ります。

① 様々な場所を巡り、良好な資源や環境を満喫できるコースの設定

○ 明確な位置付けのある既存のコースの有効活用

＜既存の主なコース＞

- ・ 県道あづみ野やまびこ大規模自転車道路（自転車・歩行者専用道路）
- ・ 中部北陸自然歩道（環境省が計画し、県が整備・管理運営する長距離自然歩道）

○ コース上の魅力ある見所の設定

＜見所となる環境や資源の例＞

- ・ 歴史的・文化的な遺産（旧跡、旧家、屋敷林、寺社仏閣、道祖神、蔵づくりの建物などが建ち並ぶ旧街道、旧国鉄篠ノ井線の廃線敷跡など）
- ・ 美しい田園風景（北アルプスの眺望、広々とした田園、きれいな水の流れる堰、湧水池、わさび畑など）
- ・ 山頂（光城山、長峰山など）や良好な森林空間（国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区、県営烏川溪谷緑地など）

○ 駅、道の駅などの交通結節点を起点とした回遊できるコース設定

② コース上をより快適に通行できる道路空間の整備・工夫

- ・ 既存の道路（交通量の少ない農道、堰や河川沿いの堤防）の有効活用
- ・ 交通量の多い幹線道路における両側への歩道・自転車道の設置、ゆとりある幅員の確保
- ・ 幹線道路との交差部における横断歩道や自転車横断帯の設置
- ・ 歩きやすさや色合いなど景観的な調和に配慮した舗装材の使用
- ・ 沿道への屋外広告物の設置に対する一定の規制や形態的な配慮
- ・ 景観上重要な道路沿いの電線・電柱を目立たなくするための工夫（電線の地中化、道路の裏側への配線、建物の軒下への配線など）
- ・ 周囲の景観や良好な眺望と調和した沿道の並木づくり、もてなしの雰囲気や賑わいをつくり出す花植え（商店街などではハンギングバスケットの設置）など

③ コース利用の利便性を高めるための施設の整備・工夫

- ・ 駅や道の駅など散策起点となる場所における情報提供施設（インフォメーションセンターなど）の設置、コースへのわかりやすい案内・誘導
- ・ コース上で良好な眺望を楽しむことができる休憩施設の設置（要所ではトイレ、駐車場を併設し、自動車来訪者の散策起点となる施設として利用）
- ・ 休憩ポイントとなる既存の公園施設（トイレなど）の改良
- ・ コース上のポイントにおける道標や誘導板の設置
- ・ 見所となる場所における解説板などの設置
- ・ 道標や誘導板、解説板などのデザインや規格の統一化
- ・ パンフレットやホームページによるコースの周知
- ・ 大系線や篠ノ井線における自転車の持ち込み可能な列車運行の働きかけ

§ 3. 防災機能の強化・災害対応力の強化

● 効果的・重点的な防災・減災対策

様々な災害（震災・火災、水害、土砂災害など）による被害を防止・低減するために、効果的かつ重点的な防災・減災対策を図ります。

①震災・火災対策

○拠点市街など建物の密集する市街地における防災基盤の整備

- ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定、建築基準法第 22 条区域の指定拡大の検討※
- ・土地区画整理事業などを用いた街区の再編（入り組んだ道路や細街路の解消）
- ・延焼防止効果のある街路樹や公園・緑地の整備（地震に伴う火災対応）
※建築基準法第 22 条区域、準防火地域、防火地域の順に、指定区域内の建築物に対してより厳しい不燃化・耐火性能が義務付けられます。

○個々の建築物や施設の耐震性の確保

- ・耐震基準を満たさない一般建築物の建替えの促進
- ・耐震診断に基づく各種公共施設の耐震改修・建替えの促進
- ・ライフライン施設（電気、水道、電話など）の耐震化、被災時における代替機能の確保、共同溝整備の促進

②水害対策

- ・浸水想定区域における新たな宅地化や公共施設の立地誘導の回避、高床の建築物などの奨励
- ・河川堤防など治水施設の整備促進
- ・農地の保水・遊水機能の確保
- ・地形的に浸水・冠水が懸念される東山山麓篠ノ井線以東の水害対応
- ・大雨時の西山山麓斜面の舗装道路における急速な流水対応

③土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）対策

- ・土砂災害特別警戒区域における新たな宅地化や公共施設の立地誘導の回避
- ・砂防ダム、山腹工、押さえ盛土、擁壁など砂防施設の整備促進

● 災害に関する情報基盤の整備・情報提供の充実

災害に関する的確な情報収集に基づき、市民への必要な情報提供を図り、防災への意識の向上や災害時における適切な行動を促します。

①災害関連情報の収集・分析・整理

- ・自然災害監視システム（画像配信・警報）の整備促進
- ・地理情報システムなどを活用した防災関連情報のデータベース化
- ・総合的な防災情報を網羅したマップの作成

②市民への必要な災害関連情報の提供

- ・防災マップによる災害危険性、避難場所※、ヘリポートなどの周知徹底
- ・避難場所までの避難経路の誘導用案内標識の設置
- ・県防災情報ステーション（ホームページ）の活用促進
- ・地域防災無線の整備、デジタル化に向けた更新

※避難地（公共空地などの一時的に避難する場所）や避難施設（一時的に収容・保護する場所）

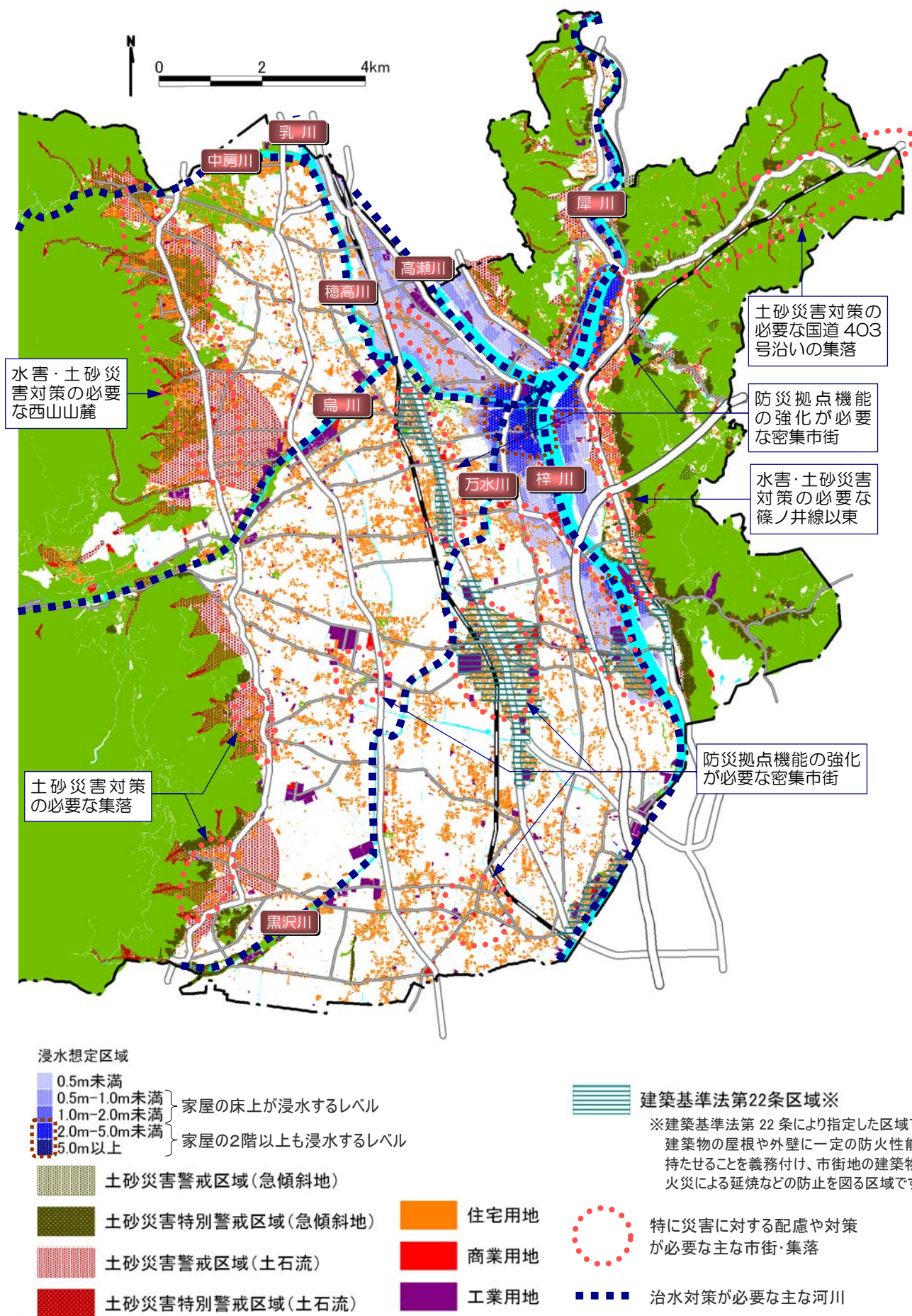


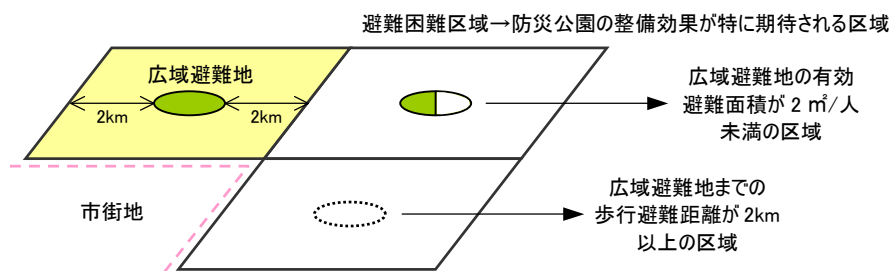
図 地震・水害・土砂災害などの重点的な対策検討図

● 災害後の対応力の強化

災害時の避難や被災後の復旧・復興が迅速かつ確実に行えるよう、必要な施設の整備などを図り、災害後の対応力を強化していきます。

①避難場所などの適正な配置・必要な規模の確保

- ・ 災害危険性、住宅からの距離、市街地・集落の分布や規模を考慮した設定
- ・ 復旧・復興拠点として機能する公園・広場、緊急時に利用可能な臨時ヘリポートの確保（拠点市街からのアクセスや全市的な配置バランスを考慮）
- ・ 既存のオープンスペース（河川敷など）の有効活用
- ・ 避難地のきめ細かな指定（一次避難地、広域避難地の区分）
- ・ 広域避難地の有効避難面積や広域避難地までの歩行避難距離を踏まえ、防災公園などの整備検討



※広域避難地となる防災公園の配置では、歩行避難距離が2kmを超える場合や、1人当たりの有効避難面積が2㎡未満である地域などにおいて、特に整備が必要とされます（一次避難地の場合は歩行距離が500m以内となります）。

※資料：UR都市機構ホームページ

図 防災公園の配置の考え方

②避難施設の機能の強化

- ・ 老朽化している施設の更新、代替施設の確保
- ・ 耐震診断に基づく耐震改修・建替えの早期実施
- ・ 最低限必要とされる避難収容規模の確保
- ・ 災害時に拠点として機能を有する新庁舎の早期建設（既存で十分な耐震性能を有する掘金総合支所との機能の相互補完）

③物資の輸送や人々の往来など交通機能の強化

- 緊急輸送路のルート設定の見直し・新設の必要性の検討（緊急輸送路を補完・代替するルートの設定）
- ・ 右左折や鉄道との平面交差の回避
- ・ 東西を円滑に移動できるルートの設定
- ・ 各地域の拠点市街や災害後の活動拠点となる避難場所とヘリポートを連絡するルートの設定
- ・ 基幹軸（循環軸・南北軸・東西軸）を踏まえた設定
- 緊急輸送路として十分な機能を確保するための整備の促進
- ・ 必要に応じた道路の拡幅、橋梁部の耐震化、鉄道との立体交差化
- ・ 電線や通信線の地中化
- ・ 沿道の緑化、沿道建築物の耐震化・不燃化

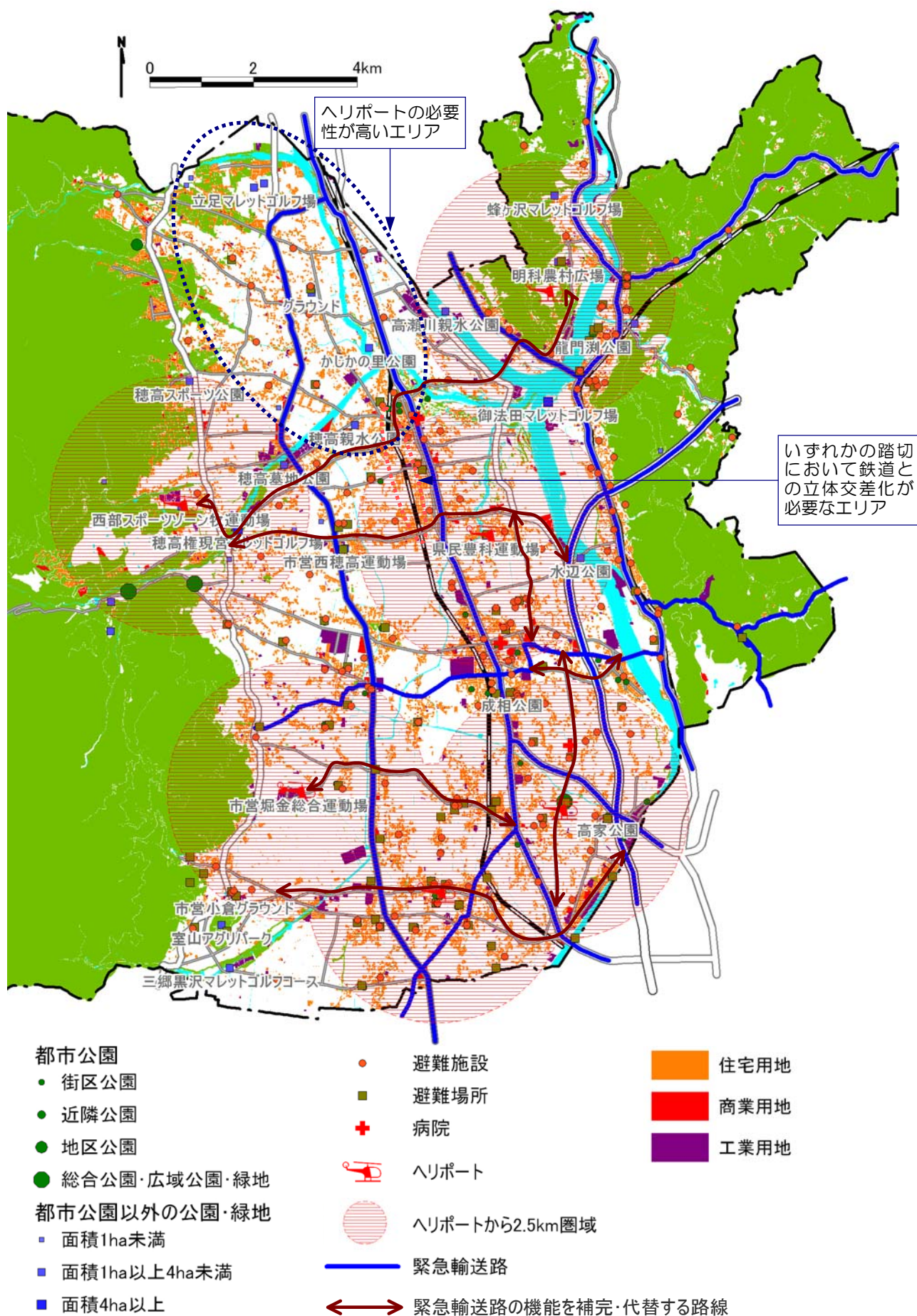


図 災害後の避難・復旧などに必要な施設の整備検討図

§ 4. その他暮らしを支える生活基盤の確保

● 上下水道施設の計画的整備・適正な維持管理

水道ビジョンに沿って、必要な上下水道施設の整備を計画的に行うとともに、既存施設の適切な維持管理を図ります。

①上水道施設

- ・ 送水施設・配水施設の適切な維持管理による上水の安定供給
- ・ 既設管や給水拠点配水地の耐震化、老朽管の布設替えの実施
- ・ 定期検査による安全な水質の保持（安心・安全な水の供給）

②下水処理施設

- ・ 計画的な整備による効率的な下水道網の構築
- ・ 既設下水道の利用の普及促進
- ・ 維持管理による適切な下水処理の継続

● その他公共公益施設の整備・既存施設の有効活用

各分野の具体計画に沿って、行政サービスの質を高めるために必要な公共公益施設の整備を図るとともに、既存施設の有効活用を推進していきます。

①庁舎

- ・ 行政経営の効率化、行政サービスの質の向上に資する本庁舎の早期建設
- ・ 新しい本庁舎建設後の各地域の総合支所の有効活用

②その他の施設

- ・ 穂高交流学习センター、豊科交流学习センター、三郷交流学习センター（建設予定）の市民活動の拠点としての活用促進
- ・ 市民ホール建設の必要性の検討（市民の意向、利用の見込みなど）
- ・ 福祉計画に基づく保育所などの福祉施設その他計画に基づいて設置する各種施設の適正な場所への立地誘導（土地利用計画との整合）

4.3 全体構想

4.3.1 エリア別のまちづくりの方針整理

将来のまちづくりの全体構想をまとめるために、4.1に示した土地利用計画を踏まえて、以下のエリア単位でまちづくりの方針を整理します。

§ 1. 市街地エリアの方針

旧町村の中心市街を拠点とする5つの市街地エリアは、既存の良好な住環境を保持しながら、新たな住宅や店舗、工場など多様な用途を計画的かつ優先的に受け入れることにより、都市機能の強化を図ります。

将来的には、これらの5つの拠点市街を核として、都市機能のさらなる集積・拡張を図り、段階的にまとまりのある市街地形成を目指します。

§ 2. 田園環境エリアの方針

平坦な農地の広がる田園環境エリアは、本市の発展の礎となる営農環境や田園風景と調和した集落の維持・継承を図ります。そのために、以下の方針に沿って、都市的土地利用の適正化を目指します。

<大規模な集落における居住地形成>

エリア内にある規模の大きな集落は、範囲を定めて、その内側に住宅や生活利便施設などを集約することによって、利便性の高い居住地形成を図るとともに、外側の農地への無秩序な宅地の拡散を防ぎます。

<まとまった集落付近への住宅などの立地の限定化>

大規模な集落以外では、一定のまとまりを有する集落の縁辺部に限定して、宅地化を認め、既存のコミュニティの維持・継承を図ります。

<既存の都市基盤や地域資源の有効活用した産業誘導>

エリア内の一定の都市基盤が整った既存の産業集積地を新たな産業の集約・拡張の核としたうえで、良好な営農環境や景観に十分配慮するなかで、エリア内の資源を産業基盤として有効に活用していきます。

§ 3. 森林環境エリアの方針

山麓・山間部や山岳に広がる森林環境エリアは、林地を主とした自然的土地利用の保全を図るとともに、点在する観光資源の有機的な連携・活用により、自然と親しむ空間として一体的な魅力形成を目指します。

①西山山麓エリア

比較的傾斜の緩やかな西山山麓エリアは、森林や温泉などの資源を活かし、面的な観光・保養の場として、その魅力を楽しむ人々を受け入れながら、森林空間の保全・活用を図ります。

②東山山麓・山間部エリア

比較的急な斜面の広がる東山山麓・山間部エリアは、土砂災害に配慮するなかで、既存の居住環境の維持するとともに、森林環境の保全・活用を図ります。

③山岳エリア

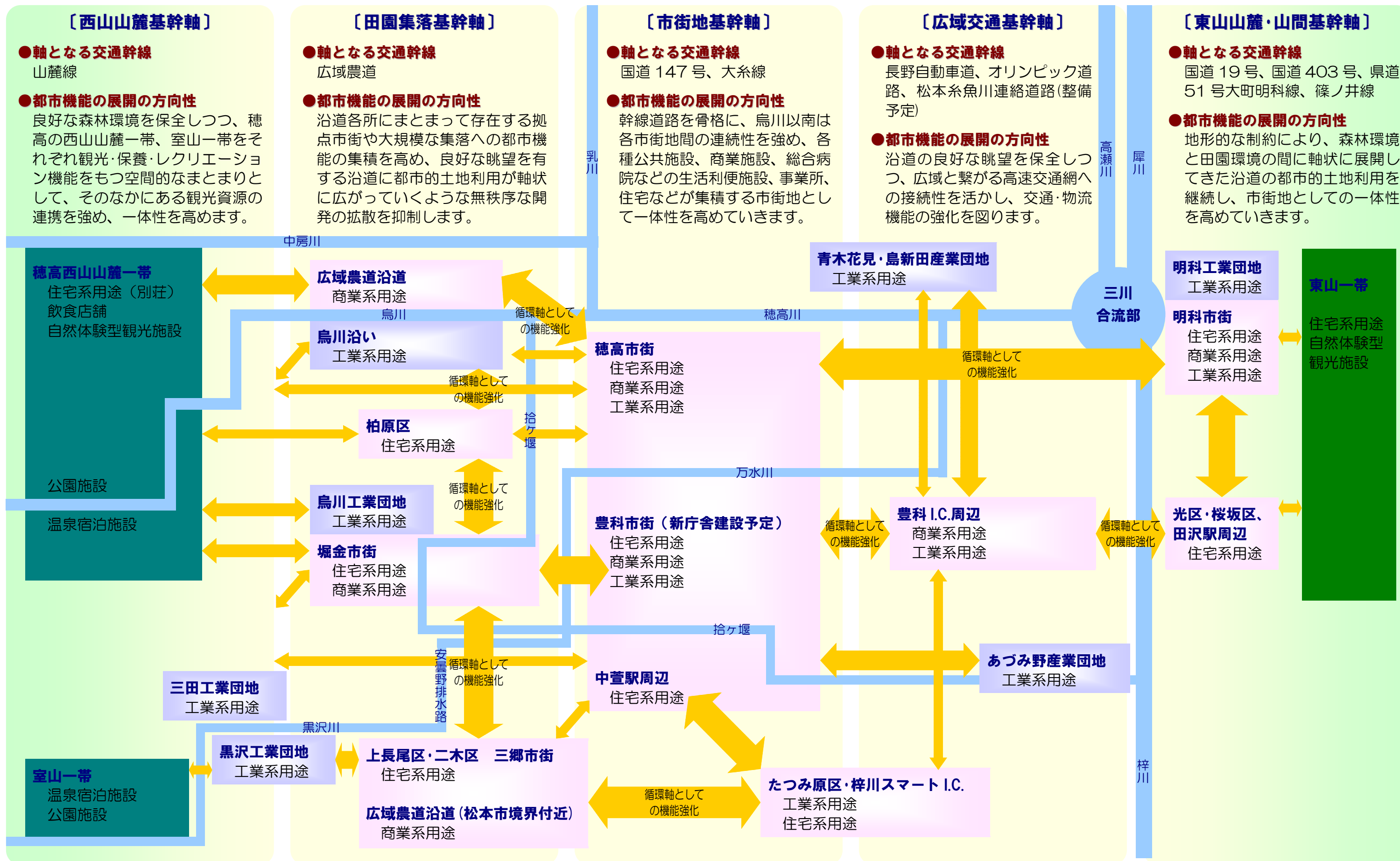
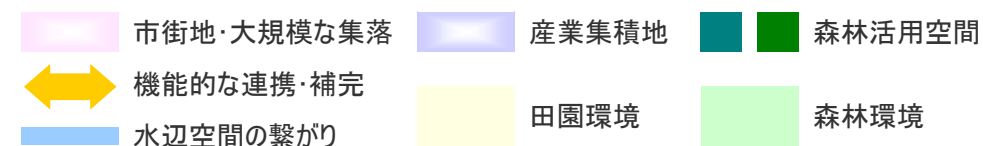
常念岳や有明山に代表される北アルプスの峰々に通じる山岳エリアは、高質な自然環境の保全を図ります。

§ 4. 各エリアを貫く水辺空間の方針

北アルプスに端を発する河川、農地を潤すために縦横に張り巡らされた堰などの水路を軸とした水辺空間は、水害などに配慮し、本来の機能保持を図るとともに、レクリエーションや自然に親しむ空間として有効活用を図ります。とくに三川合流部を中心としたエリアは安曇野の水文化の核として育てていきます。

4.3.2 都市空間の機能的な関係整理

現状において都市機能の連続性や一体性のある南北基幹軸を切り口として、前項のエリア別の方針を踏まえ、都市的土地利用の空間的なまとまりである市街地や産業集積地などの機能的な連携・補完の関係や水辺による繋がりを概念的に整理します。



4.3.3 まちづくり構想図

前項までの整理を踏まえ、20 年後を見据えて、まちづくりの目標像となる全体構想を図示します。

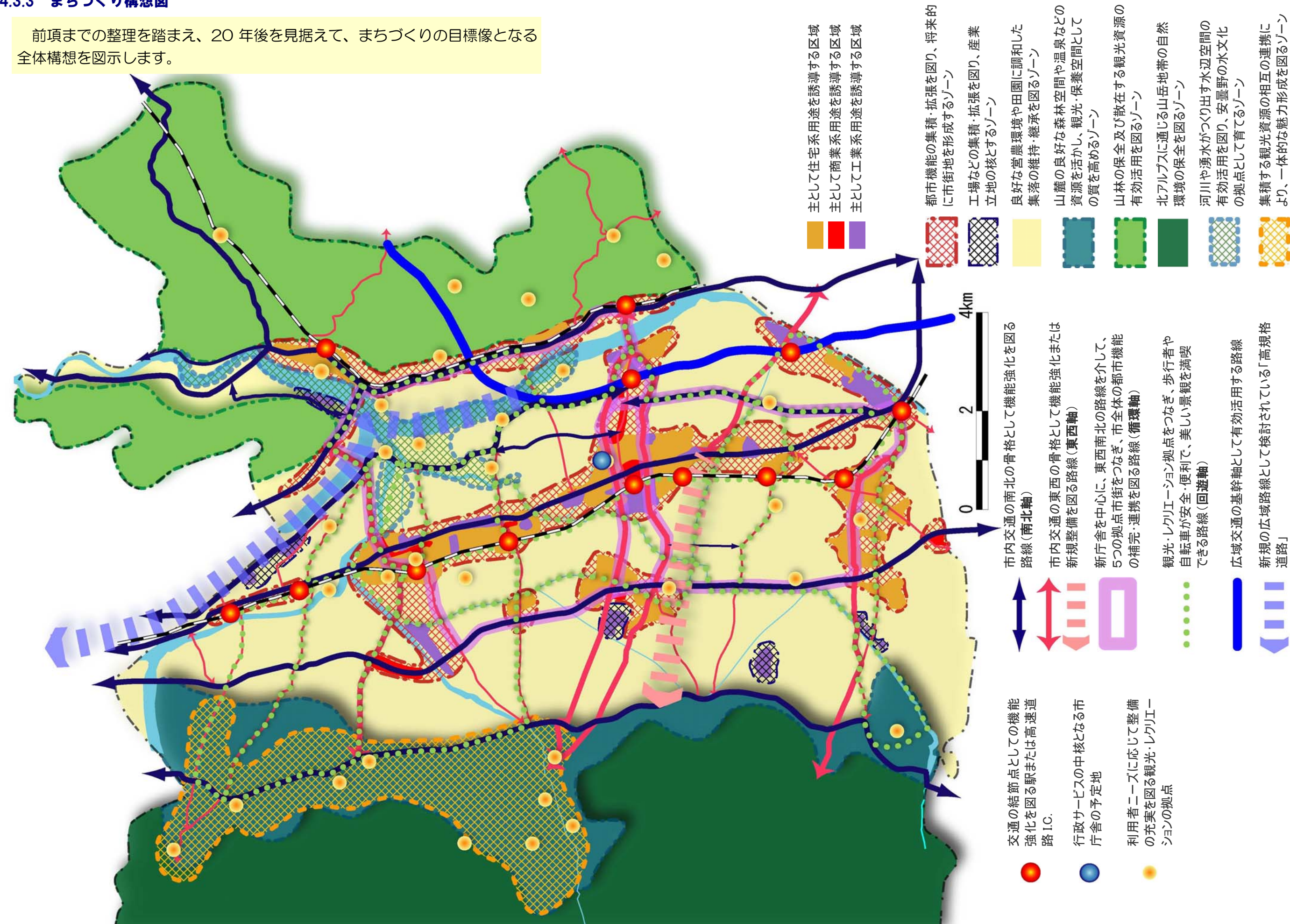


図 20 年後を見据えたまちづくり構想図

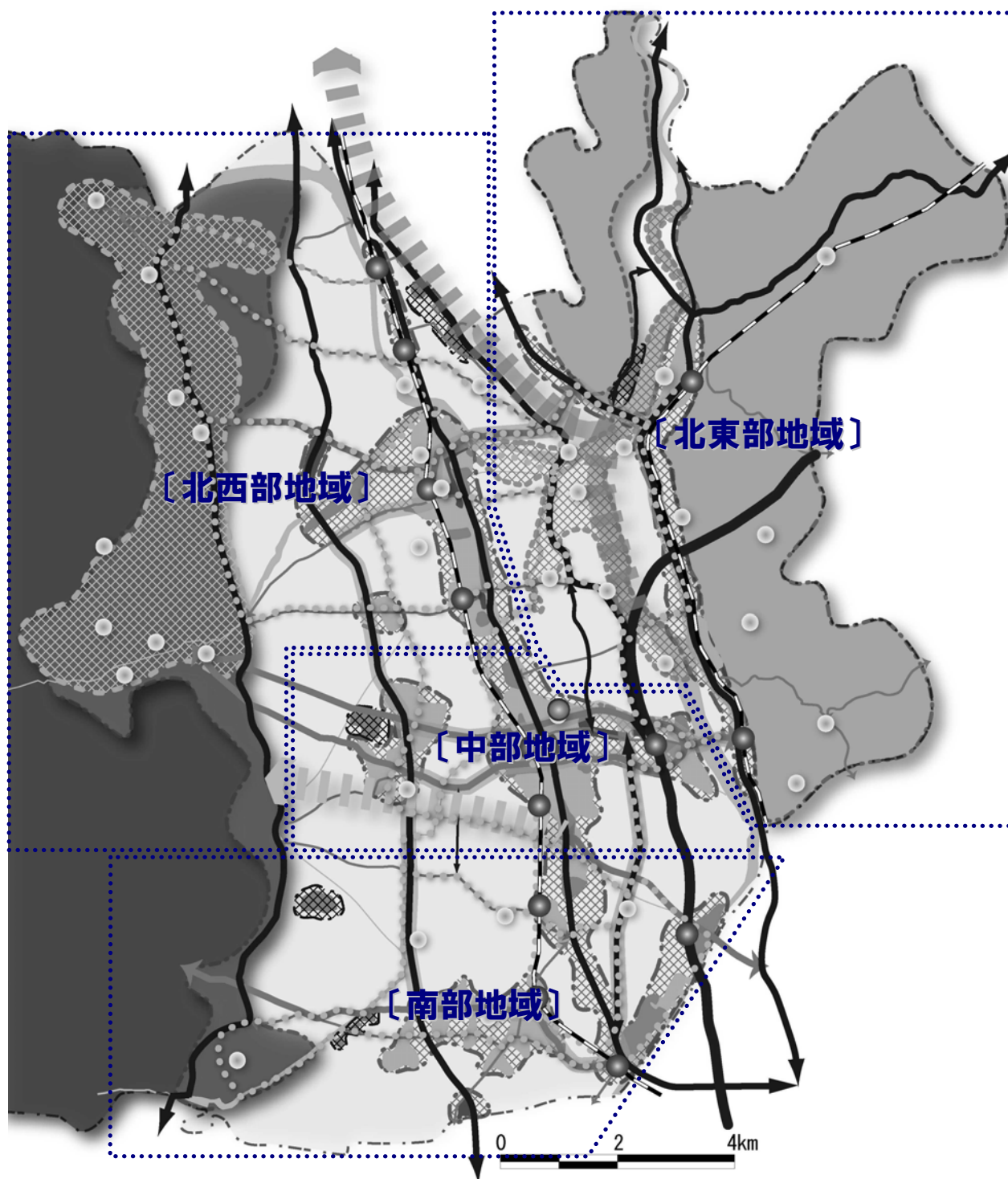
第 5 章 地域別のまちづくり構想

本章では、本市を4つの地域に区分し、それぞれの特色を踏まえて、地域別のより詳細なまちづくり構想を示します。

第5章 地域別のまちづくり構想

5.1 地域区分

旧町村の行政区域の範囲に捉われず、地理的な特性や都市機能のつながり・まとまりを踏まえて、市内をおおまかに4つの地域に区分します。



※上図に示す地域の範囲は厳密な境界によるものではありません。

図 まちづくり構想における地域区分

5.2 北東部地域

〔地域の特徴・資源の活用ポイント〕

- ・東山山麓の荒廃桑園や森林空間に点在する観光資源の有効活用
- ・河川や湧水、水辺空間の多面的な活用

§ 1. 地域づくりの目標・方針

きれいな水や変化に富んだ地形を活かし、水辺や森林の魅力と親しめる地域づくり

●人口誘導の方針

若い世代の居住の誘導と定着

●商業振興の方針

既存市街の商業機能の保持と穂高・豊科市街との連携強化による商業機能の補完

●観光振興の方針

河川や森林など多様な環境を活用した体験型レクリエーションなど地域資源の有効活用と相互の連携による観光的魅力の向上

●工業振興の方針

立地条件や地域資源を活かし、環境と調和のとれた新たな産業の創出

§ 2. 土地利用の方針

- 森林・河川の自然環境や平坦地に広がる優良な農地の保全

- 土砂災害や水害などの災害危険性など立地条件を踏まえた計画的な宅地誘導

- 駅を中心とした市街地への商業店舗の集約、田園地帯の良好な景観と調和しない沿道店舗の立地抑制

- 既存の工業団地における工場集積の維持、地域資源を活用した新たな産業用地の確保

§ 3. 都市施設整備の方針

- 「東の玄関口」となる明科駅周辺の整備による交通拠点機能の強化

- 地域の基幹軸となる国道 19 号の歩道整備、交通が集中する交差点の改良

- 各所に点在する観光施設やレクリエーション施設などへの分かりやすい案内・誘導



地域の特徴・資源

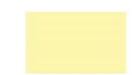
- 遠方に北アルプス、眼下に安曇平を一望できる河岸段丘の上部、山頂（光城山・長峰山）からの眺め
- 三川合流部付近に展開する水を活かした産業（養魚、わさび畑など）やレクリエーション（釣り、カヌーなど）
- 市街地对岸の整備された工業団地
- 複数の幹線道路（国道 19 号、国道 403 号、県道 51 号大町明科線など）が結節する交通の要所
- 長野駅や東京駅に市内から最短（特急利用）でアクセスすることができる明科駅
- 市街地内にある水辺に親しめる公園（あやめ公園・龍門淵公園）
- 市街地内に集積している各種公共施設（総合支所、図書館、消防署、高校、中学校、小学校など）



都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン



工場などの集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン



良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン



山林の保全及び散在する観光資源の有効活用を図るゾーン



河川や湧水が作り出す水辺空間の有効活用を図り、安曇野の水文化の拠点として育てるゾーン



市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線（南北軸）



市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）



新庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線（循環軸）



観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線（回遊軸）



広域交通の基幹軸として有効活用する路線



新規の広域路線として検討されている「高規格道路」

5.3 北西部地域

〔地域の特色・資源の活用ポイント〕

- ・温泉や美術館など多様な観光資源を有する高質な森林空間の活用
- ・各地に点在する観光資源の有機的な連携

§ 1. 地域づくりの目標・方針

安らぎのある森林空間、歴史・文化の香り漂う雰囲気を活かし、観光・交流の魅力にあふれる地域づくり

●人口誘導の方針

多様な居住空間（利便性の高い市街地、緑豊かな田園集落、閑静な森林別荘地など）への適正な居住誘導

●商業振興の方針

駅前通り沿い・国道147号沿道、広域農道沿道の商業店舗の集積を核とした商業機能の維持・強化

●観光振興の方針

西山山麓をはじめ、各所に点在する観光資源の連携強化による一体的な観光地形成

●工業振興の方針

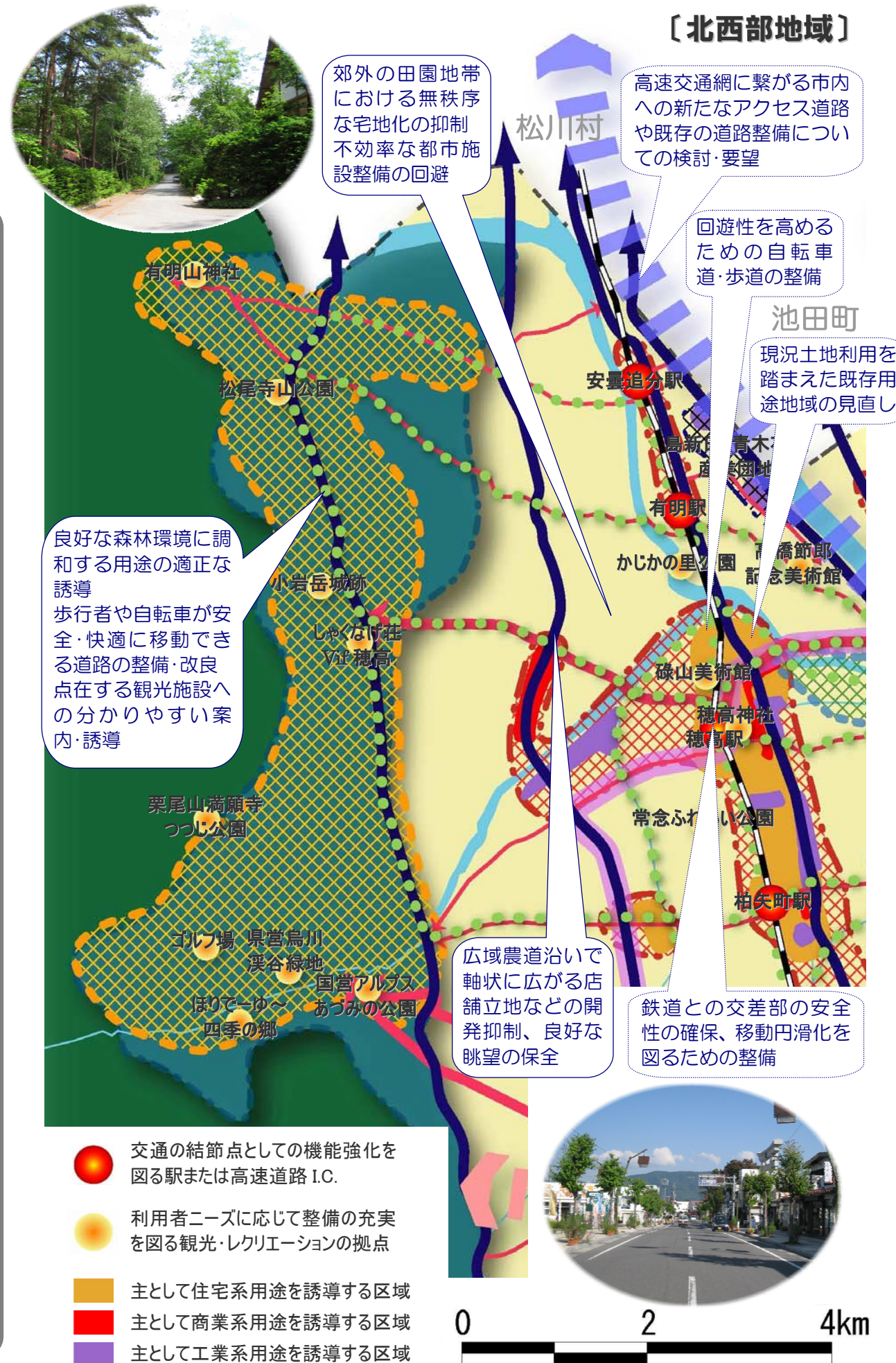
良好な田園環境や森林環境の魅力を活かした新たな産業の創出

§ 2. 土地利用の方針

- 西山山麓の森林保全と観光・保養のための有効活用
- 散在する白地農地における無秩序な宅地開発の抑制
- 幹線道路沿いなど郊外への開発の拡散防止
- 市街地内の空地や農地への計画的な開発誘導による土地利用の促進
- 良好な環境を求める業種業態（企業の研究・開発部門など）のニーズにも対応できる産業用地の確保

§ 3. 都市施設整備の方針

- 交通の集中する市街地内の幹線道路における移動円滑化・安全性向上のための整備・改良
- 良好な景観や各所に点在する観光資源を安全・快適に回遊して楽しむことができる動線の整備
- 観光拠点となる駅などにおける情報提供機能の強化
- 市街地居住の魅力の向上や防災に資する機能の充実した公園・緑地の整備



地域の特色・資源

- 西山の山麓傾斜地に広がるアカマツ林、その樹林地一帯に形成された温泉観光地・別荘地
- 鳥川沿いに連なる带状の樹林帯、市街地内のまとまった緑（穂高神社）
- 各所に点在する美術館・博物館、それらによって醸し出される芸術・文化の香り
- 市街地内の旧街道沿いに残る蔵造りの建物
- 国道147号沿いに集積している大型商業店舗
- 一定の整備が施された市街地内の2つの駅（穂高駅・柏矢町駅）及び各駅前通り
- 市街地内を流れる水路（矢原堰）
- 山麓にある2つの大規模公園（国営アルプスあづみの公園、県営鳥川溪谷緑地）

- 都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン
- 工場などの集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン
- 良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン
- 山麓の良好な森林空間や温泉などの資源を活かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン
- 北アルプスに通じる山岳地帯の自然環境の保全を図るゾーン
- 河川や湧水がつくり出す水辺空間の有効活用を図り、安曇野の水文化の拠点として育てるゾーン
- 観光資源の集積を活かし、相互に連携を図り、一体的に魅力を高めるゾーン
- 市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線（南北軸）
- 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）
- 新庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線（循環軸）
- 観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線（回遊軸）
- 広域交通の基幹軸として有効活用する路線
- 新規の広域路線として検討されている「高規格道路」

5.4 中部地域

〔地域の特徴・資源の活用ポイント〕

- ・各種公共施設や商業施設、事業所など多くの人々が集う都市施設の集積
- ・市の骨格となる東西・南北の主要幹線

§ 1. 地域づくりの目標・方針

都市機能の集積を活かし、住む人、働く人、訪れる人の多様なニーズに応えられる地域づくり

●人口誘導の方針

都市機能が集積している市街地への積極的かつ計画的な居住誘導

●商業振興の方針

広域的な商圈の核として、集客力の高い大型小売店舗や飲食店舗などの集積の魅力を活かした商業機能の強化

●観光振興の方針

広域からの自動車交通の玄関口として、来訪者の期待に応えるもてなしの空間づくり

●工業振興の方針

高速道路 I.C.への近接性など、優れた立地条件を活かした工業振興

§ 2. 土地利用の方針

- 良好な田園風景（大規模な優良農地や屋敷林のある集落）の保全

- 市の中心的な業務地区として、新庁舎（建設予定）、県安曇野庁舎、警察署、消防署、総合病院、近代美術館などの公共施設が集中している地区への都市機能の集積

- 防災機能の強化や賑わい創出を図るための密集市街地における土地区画整理や街路整備などの事業の促進

- 既存工場の拡張や新たな事業用地の確保に際しての迅速な対応と環境への配慮との両立

§ 3. 都市施設整備の方針

- 新庁舎（建設予定）を核に、業務地区としての機能や利便の向上に資する道路の整備・改良
- 通勤・通学の主要な動線となる道路の安全性向上のための整備・改良

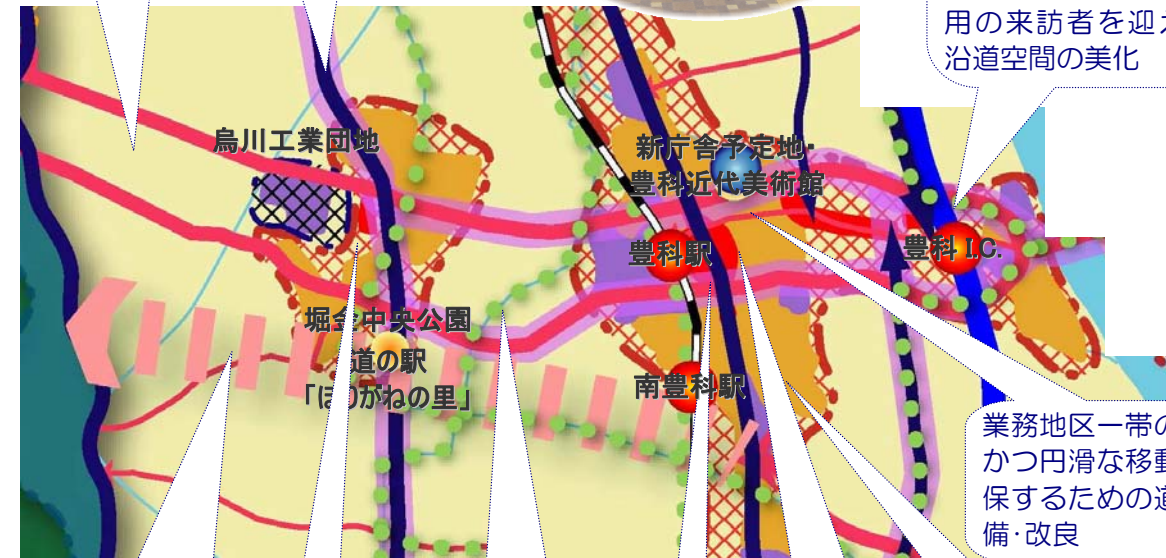
大規模公園や西山山麓に形成された観光・保養地への主要な動線となる道路景観の保全

広域農道沿いで軸状に広がる店舗立地などの開発抑制、良好な眺望の保全



〔中部地域〕

高速バス利用者の駐車場整備など交通や物流の結節・ターミナル機能の強化
広域からの自動車利用の来訪者を迎える沿道空間の美化



循環軸を形成する豊科・堀金の両市街を結ぶ東西基幹軸の機能強化を図るための新たな幹線道路の整備

堰沿いの歩道・自転車道のネットワーク整備（駅との接続性、回遊性の確保）

用途地域の設定による計画的な土地利用誘導

現況土地利用を踏まえた既存用途地域の見直し

密集市街地における土地区画整理や街路整備などの事業の促進、建物の不燃化や沿道緑化の推進



交通の結節点としての機能強化を図る駅または高速道路 I.C.



利用者ニーズに応じて整備の充実を図る観光・レクリエーションの拠点



行政サービスの中核となる市庁舎の予定地



主として住宅系用途を誘導する区域



主として商業系用途を誘導する区域



主として工業系用途を誘導する区域

豊科駅周辺、駅前通り、国道 147 号沿道商店街の改善、賑わいの創出



地域の特徴・資源

- 農地を潤し、豊かな農業生産を支える堰、良好な眺望景観を楽しむことができる水路沿いの歩道・自転車道（拾ヶ堰）
- 屋敷林に囲まれた集落と田園との景観的調和
- 低層化や周囲の緑化などによって、周囲の景観に配慮してつくられた工場
- 用途地域や地区計画などにより、計画的に誘導・整備されてきた住宅団地や工業団地
- 市の中央部にあって、新庁舎（建設予定）をはじめ、官公庁、総合病院、大規模商業店舗などが集積し、業務地区を形成している豊科市街
- 豊科市街の横丁や小路に発達した飲食店舗街
- 市内外からの高い集客力を誇る堀金中心部の道の駅、大規模商業店舗
- 広域からの自動車利用の来訪者の玄関口となる豊科 I.C.、同 I.C.から豊科市街までの沿道に形成された飲食店街
- 東西交通の基幹となる複数の幹線道路



都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン



工場などの集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン



良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン



市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線（南北軸）



市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）



新庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線（循環軸）



観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線（回遊軸）



広域交通の基幹軸として有効活用する路線



新規の広域路線として検討されている「高規格道路」

5.5 南部地域

〔地域の特色・資源の活用ポイント〕

- ・松本市街にアクセスしやすい立地条件
- ・市街地内にある都市施設（駅、高速道路I.C.、公園など）や工業団地・住宅団地に整備された既存の都市基盤の有効活用

§ 1. 地域づくりの目標・方針

**松本市への近接性や市街地内の
都市施設を活かし、居住性に優れた
地域づくり**

●人口誘導の方針

利便性の高い市街地への計画的な居住誘導（高い居住需要への適切な対応）

●商業振興の方針

充実した商業機能を有する近接の市街
(豊科・堀金・松本)との連携・補完を念
頭にした商業機能の確保

●観光振興の方針

室山一帯を中心にした長期宿泊・滞在型の観光地づくり

●工業振興の方針

高速道路へのアクセスなど優れた立地 条件を活かした工業振興

§ 2. 土地利用の方針

- 平坦地で比較的大規模なまとまりのある田畑、南西の傾斜地に展開している果樹園など優良な農地の保全
- 農地への無秩序な宅地の拡散抑制
- 居住需要に応えるための新たな住宅団地の計画的な整備、適正な場所への開発誘導
- 市街地内における用途の混在回避
- 市街地の居住機能の向上に資する駅周辺への商業店舗の誘導・集約
- 道路などの都市基盤の整った既存の工業団地・産業団地の拡張

§ 3. 都市施設整備の方針

- ### ●市街地内の複雑な道路形状の改良



第 6 章 実現のための方策

本章では、第 4 章、第 5 章にまとめた構想の実現に向けて、当面 5 年程度の間でとるべき方策を中心にまとめ、それらの方策の展開フローと計画の推進体制を示します。

第6章 実現のための方策

6.1 構想実現に向けた方策の考え方

第4章のまちづくり構想及び前章の地域別のまちづくり構想には、20年程度先を見据えた計画要素も含まれ、構想の実現には、段階を追った実現の流れが必要になります。

本章では、その段階的な流れのうち、向こう10年程度を見据えて、当面5年程度の間でとるべき重要な方策を優先的にとりまとめることとします。

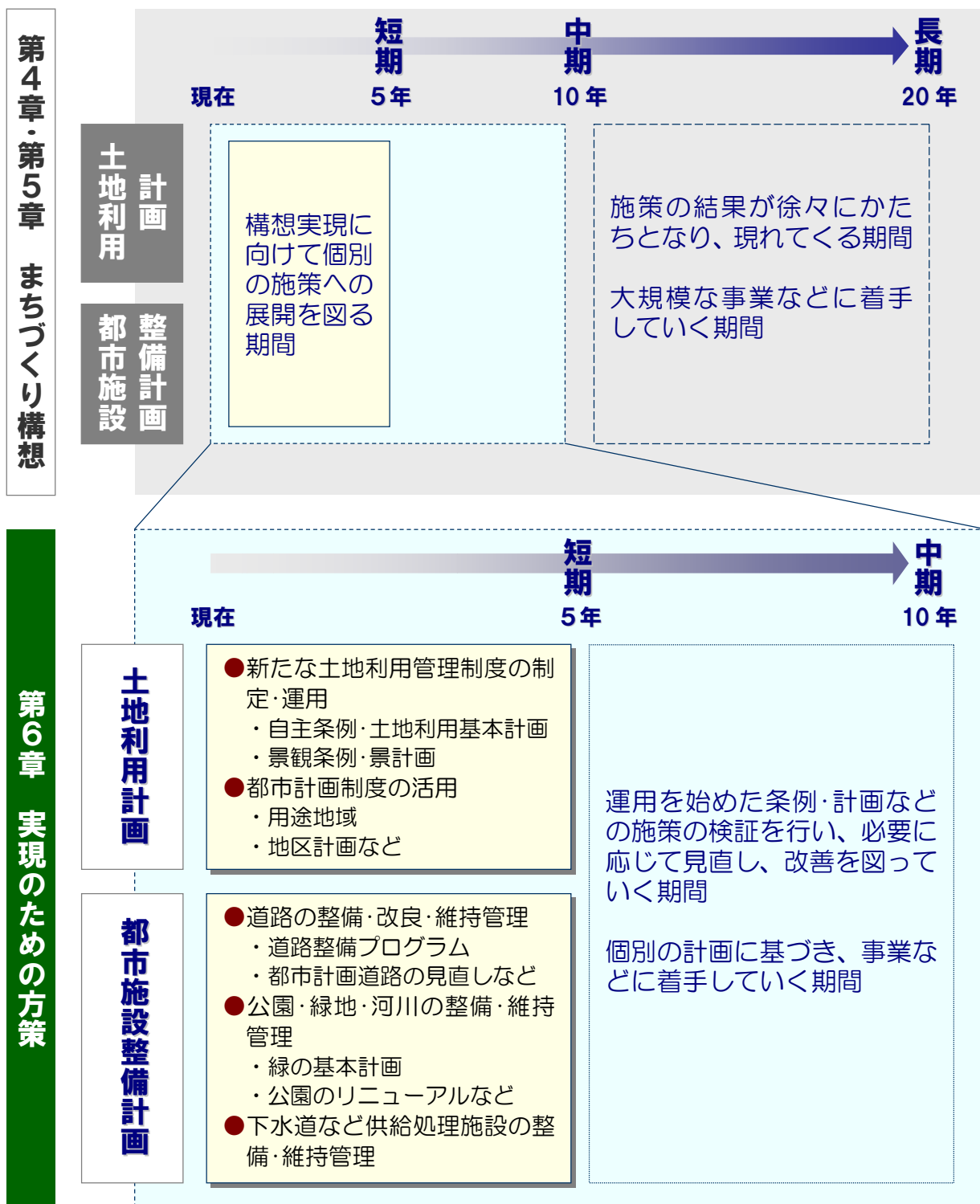


図 本章でとりまとめる方策の位置付け

6.2 方策の具体化にあたっての前提条件の整理

6.2.1 土地利用管理制度の統一化

(1) 制度の方針

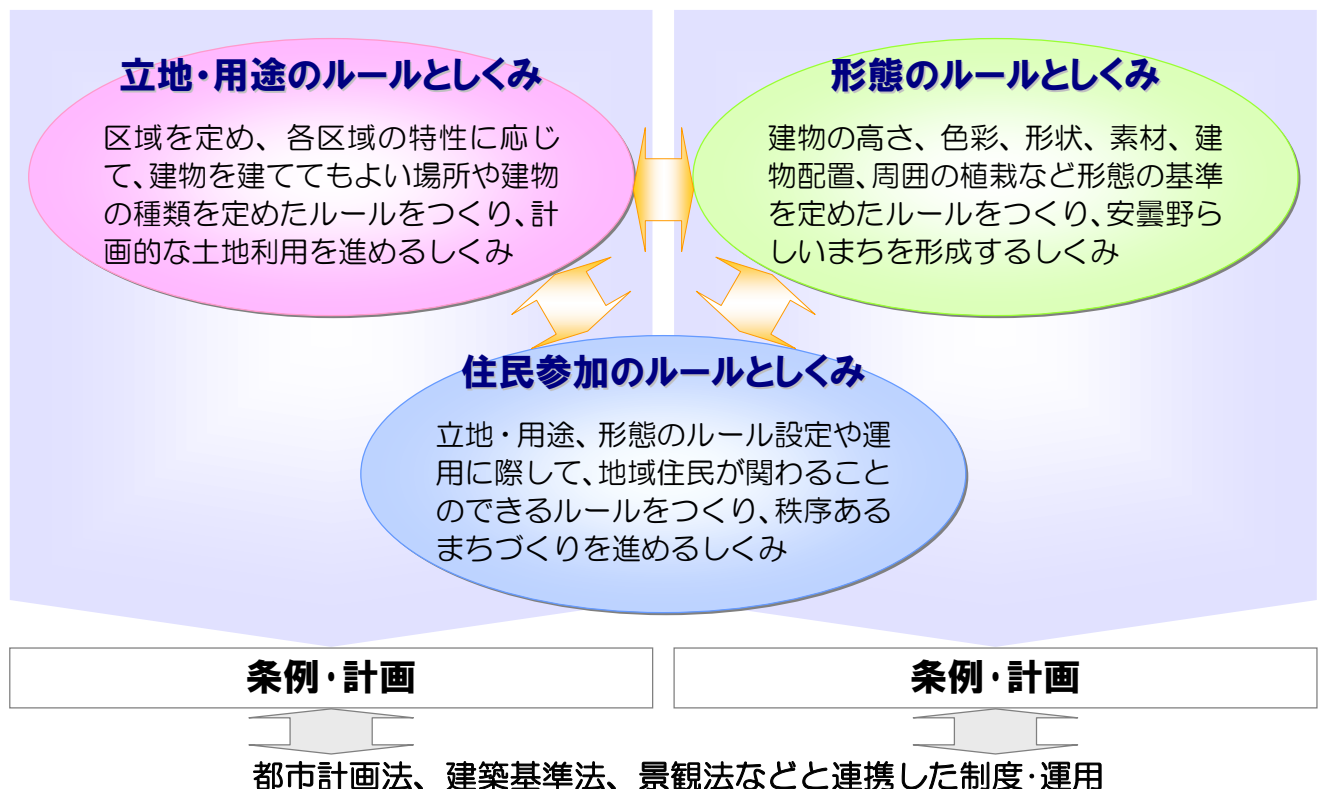
現在の都市的土地利用の管理は、旧町村の制度をそれぞれ引き継ぎ、5地域で相違があるため、平成 23 年 4 月から全市統一した新たな土地利用管理制度を施行することを目指します。これまでの検討によって、以下の方針が見出されています。

- 新たな土地利用管理制度は、自主条例を主体とした制度設計を行い、都市計画法に基づく区域区分（以下「線引き」という。）は用いない。
- 制度の全市統一化を図るために、県に対し、豊科地域における線引きの早期廃止を積極的に働きかけていく。
- 線引き以外の既存の都市計画制度（用途地域、地区計画など）は引き続き活用していく。

(2) 制度の基本的枠組み

新たな土地利用管理制度では、本市の特性を踏まえて、建物を建てる場所や種類など立地・用途に関する基準や、建物の規模や色彩など形態に関する基準を具体化した計画を策定します。

また、これらの計画を策定・運用していくしくみとして、市民がその手続きに関わることができる条例を定めます。



6.2.2 都市計画区域の統合化

現在、本市の都市計画区域は、旧町村時代に設定された区域がそのまま引き継がれ、県が区域ごとに定める都市計画区域マスタープラン（正式名：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※）も5つあります。

今後、本市の一体的な都市計画を進めていくためには、5つの都市計画区域すべてを対象としている本計画との整合を図り、できるだけ早期にこれらの区域を統合して、1つの都市計画区域（安曇野都市計画区域(案)は下図参照）を定める必要があります。

※都市計画法第6条の2に基づきます。

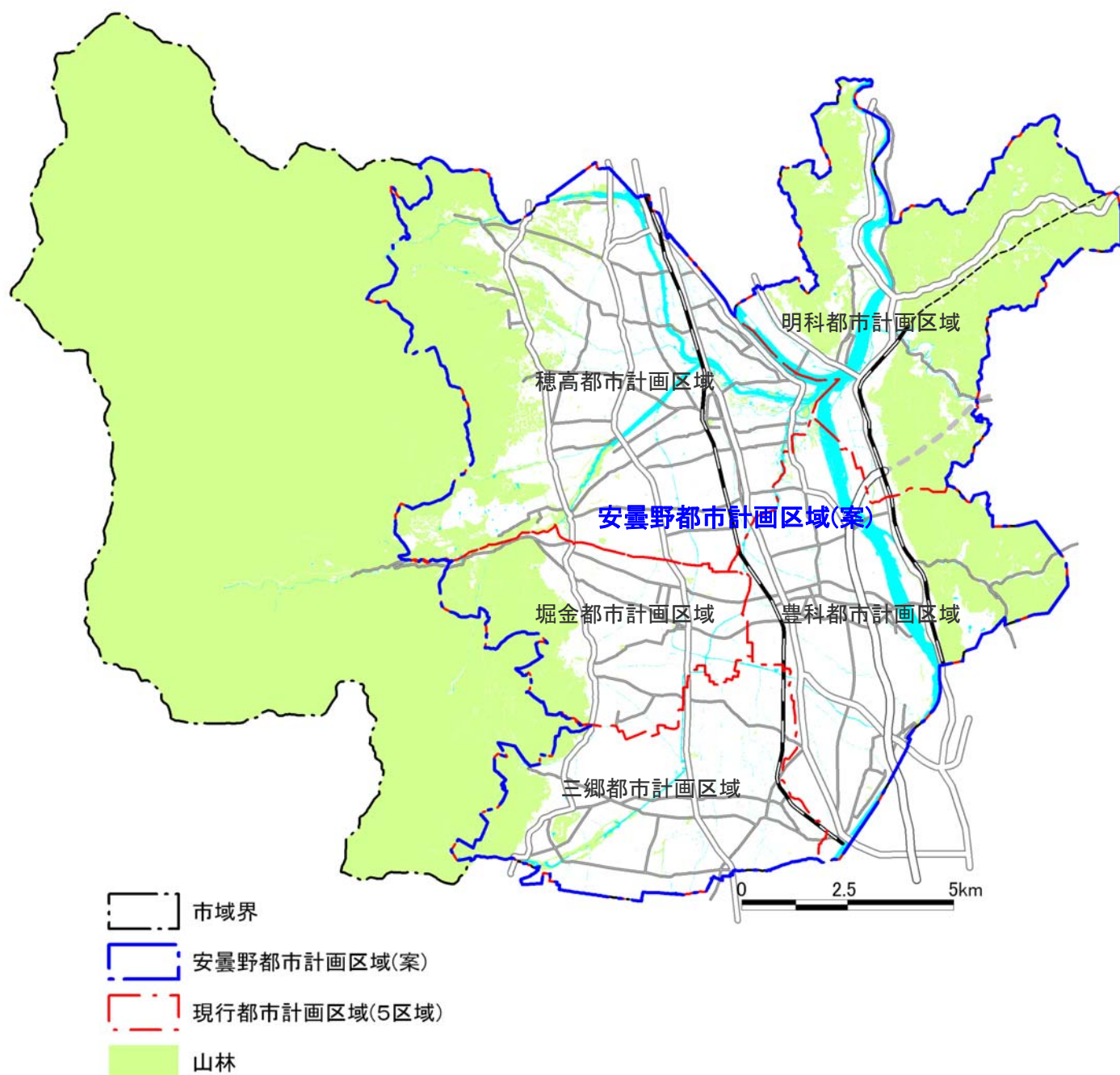


図 新たな都市計画区域の設定(案)

6.3 土地利用に関する実現方策

6.3.1 条例及び計画の策定

(1) 立地・用途に関する条例・計画

立地・用途については、自主条例として「安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地利用条例」）」及びこれに基づく「安曇野市土地利用基本計画（以下「基本計画」）」を定め、平成 23 年 4 月からの運用を目指します。

土地利用条例・基本計画の立案ポイント

◎まちづくり構想図のゾーニングを踏まえて、市内を6つの区域に区分し、区域ごとに原則として立地可能とする用途を定め、これを「**基本のルール**」として基本計画に位置付けます。

- ①拠点市街区域
将来の市街地形成の核となる区域
- ②準拠点市街区域
①の区域に準じる既存の用途地域
- ③田園居住区域
将来の市街化を見据えた大規模集落
- ④田園環境区域※
既存の集落の保全を図りつつ、田園環境を保全する区域
- ⑤山麓保養区域
西山山麓に展開する別荘・観光地
- ⑥森林環境区域
森林環境を保全する区域

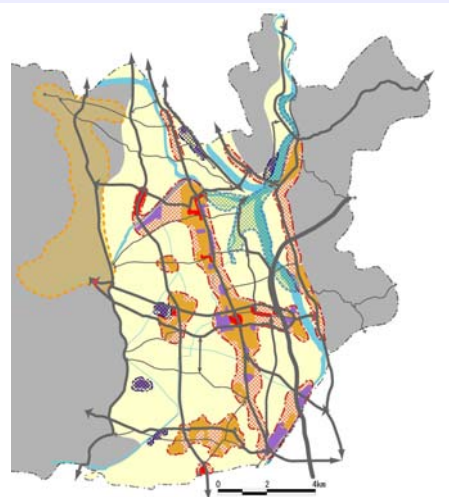
※田園環境区域内には、居住集約の核として「基本集落」を、産業集積の核として「産業集積地」をそれぞれ設定します。

◎一定規模以上あるいは周辺環境への影響が大きいと考えられる開発については、その内容が具体化する前段階で、行政との協議や住民への説明などを行うことを義務付ける手続きを土地利用条例に定めます。

◎基本計画に定めのない用途は原則として立地を不可としますが、市の発展や市民の生活の面から必要で、かつ、集約を重視するまちづくりの方針に反しない開発については、適正な手続きを通じて、個別に立地を認める「**補完のしくみ**」を土地利用条例に設けます。また、立地を認める際は、まちづくり構想図に照らして的確な判断を行えるよう、以下の視点から「**認定の指針**」を別途策定します。

- ・営農環境の保全と調和
- ・既存集落の維持・継承
- ・産業の継続的な発展・振興
- ・別荘・観光地の魅力の保持

◎一定規模以上の地区を単位とする計画的なまちづくりに迅速かつ弾力的に対応するために、基本ルールに替えて地区独自のルールを定めることができる手続きも土地利用条例に定めます。



まちづくり構想図のゾーニング



土地利用基本区域(案)

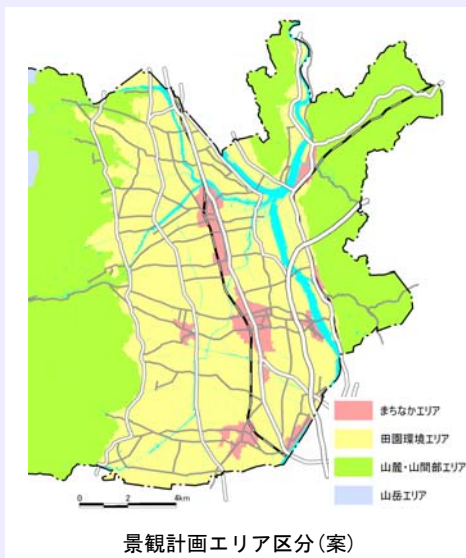
（２）形態に関する条例・計画

形態については、前述の条例・計画に加えて、景観法に基づく「安曇野市景観条例（以下「景観条例」）を定め、景観行政団体※に移行した後、「安曇野市景観計画（以下「景観計画」）」を定め、平成 23 年 4 月からの運用を目指します。

※景観法第 7 条に基づき景観行政を実施する主体で、都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事との協議・その同意を得た市町村のことをいいます。

📌 景観条例・景観計画の立案ポイント

- ◎景観法に基づくしくみを骨格として、長野県景観条例や長野県景観計画を踏まえ、独自のルールやしくみを盛り込み、本市によりふさわしい条例・計画とします。
- ◎全市を 4 つのエリアに分けて、それぞれ建築物や工作物の形態に関して「**最低限守るべき約束事**」を定め、景観計画に位置付けます。
- ◎建築物や工作物の建築・建設など景観に影響を及ぼす行為については、大規模なもののみならず、小規模なものも届出対象とし、高さや色彩、意匠、緑化など外観的な要素が本市の景観に調和するものかどうかを、前述の約束事に照らして事前に確認する手続きを景観条例に定めます。
- ◎一定規模以上の地区を単位とするより積極的な景観づくりに対応するために、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定と同様のしくみに加えて、景観計画上のルールとして地区独自の約束事を定めることができるしくみを景観条例に設けます。
- ◎市民や事業者の景観づくりへの理解と関心を高め、行政と一体となってよりよい景観づくりを推進するために、本市の景観づくりのルールやしくみを分かりやすく解説した「**安曇野市景観づくりガイドライン**」も別途策定します。



6.3.2 都市計画制度の活用

（１）拠点市街における用途地域の設定

①既存の用途地域の設定見直し

現在、豊科地域と穂高地域に設定されている用途地域は、いずれも設定後 30 年以上が経過し、人口動向や経済状況などの社会情勢が大きく変化するなかで、現状にそぐわない設定箇所もみられるため、土地利用や都市施設整備の計画内容を踏まえて、設定の見直しを行います。

平成 22 年度中に上記の検討に着手し、できるだけ早期に都市計画変更を行います。

既存の用途地域の設定見直しポイント

以下の観点から、見直しの対象となる地域を抽出します。

- ・ 現況の用途と整合が図られない地域
- ・ 本計画との方向性と整合が図られない地域
- ・ 現況のまちづくりの状況からみて規制の強化を図る地域
- ・ 都市計画道路沿道などで規制を緩和した方がよい地域
- ・ 地権者及び周辺市民からの課題や要望が出されている地域

②新たな用途地域の設定

集約重視のまちづくりを進めるなかで、集約の拠点として位置付けられる旧町村の中心市街のうち、用途地域が設定されていない3市街（三郷・堀金・明科）については、新たに用途地域を定め、計画的な土地利用誘導を図る必要があります。

平成22年度中に上記の検討に着手し、できるだけ早期の都市計画決定を目指します。なお、この決定までの間は、土地利用条例に基づいて、上記市街に用途地域に準じた地域設定を行うことも検討していきます。

新たな用途地域の設定ポイント

新たに設定する用途地域の範囲は、以下の点に配慮して定めます。

- ・ 一定規模以上の人口密度（概ね40人/ha以上）を擁する範囲
- ・ まとまった農地を含まない範囲
- ・ 道路など都市基盤整備の現況や計画を踏まえ、地形・地物で区切られる範囲

①、②の検討はいずれも、既存不適格建築物の把握や関係する市民への適切な対応、県との調整などを図りながら進めていきます。

（２）都市計画白地地域における建ぺい率・容積率の設定

現在、地域ごとに異なる建ぺい率・容積率については、全市統一した考えに基づく基準設定が必要です。

上記の設定については、基本計画に新たな基準を位置付けたうえで、県の定める「建築基準法による用途地域の指定のない区域における容積率などの建築形態制限の指定」基準の改定を働きかけていきます。

（３）都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度を活用し、地区計画など市民の発意による都市計画を推進していきます。

6.3.3 新たな産業用地の確保

既存の工場団地や産業団地内の事業用地の不足が今後懸念される状況にあるなかで、これらの産業集積地周辺への拡張の可能性を探りながら、都市基盤の整った新たな産業用地の確保に向けて、適切な場所選定の検討を進めていきます。

6.4 都市施設整備に関する施設別の実現方策

6.4.1 道路・交通

(1) 道路整備推進プログラムの策定

今後の道路整備の重点化を図るために、道路整備推進プログラムを策定し、整備対象路線（区間）や事業手法を明確にします。この計画に基づき、市道については早期事業化に取り組み、国や県の所管道路については、早期事業化に向け、関係機関に積極的な働きかけを行っていきます。

道路整備の重点化のポイント

◎幹線道路としての整備・改良

＜新規整備候補＞

- ・国道 147 号の延伸道路（拾ヶ堰橋北交差点先線）（県）
- ・松本糸魚川連絡道路（県）

＜改良候補＞

- ・下記道路のうち、循環軸・南北基幹軸・東西基幹軸に該当する区間
一般国道：19 号・147 号・403 号
主要地方道：大町明科線(51 号)・豊科インター堀金線(57 号)・穂高明科線(85 号)
一般県道：小岩岳穂高(停)線(308 号)・梓橋田沢(停)線(316 号)・穂高(停)線(317 号)・小倉梓橋(停)線(319 号)・中堀一日市場(停)線(321 号)・柏原穂高線(432 号)・豊科大天井線(495 号)・広域農道
その他市道

◎緊急輸送路及びこれを補完する機能を有する道路としての整備・改良

◎遊歩道やサイクリング道路のネットワークを構築する道路としての整備・改良

(2) 都市計画道路の見直し

長期未着手の都市計画道路については、本計画に示す方向性を踏まえて、各路線の必要性・実現性・妥当性を検証し、早期に見直しを図ります。

都市計画道路の見直しの検討ポイント

◎未着手路線（全区間）の必要性の検証

- ・既存の道路整備状況の把握
- ・現在及び将来の交通需要の検討
- ・土地利用の方向性を踏まえ、計画路線の機能・役割の検証

◎実現性・妥当性の検証

- ・未整備区間における建築状況の把握
- ・周辺の既存道路による機能・役割の代替性（網間隔の適正さ）の検証
- ・廃止・変更の必要性の判断

◎全市の交通体系を構築するうえでの新たな計画路線の必要性の検討

- ・現在の交通量、将来における適正な交通需要の見込みに基づく検討
- ・防災など道路のもつ多面的な機能・役割を踏まえた検討

（３）公共交通の利用促進

デマンド交通の利用者の拡大、既存利用者の利便性の向上を図るために、利用者の声を踏まえながら、継続的に運行システムの改善に取り組んでいきます。

また、鉄道や高速バスの利便性の向上を図るために、駅周辺や高速バス乗り場周辺における駐車場・駐輪場の設置を推進し、自動車や自転車からの乗換えの利便性を高めていきます。

6.4.2 公園・緑地・河川

（１）緑の基本計画の策定

全市的な観点から、今後の水や緑の保全の方針、公園・緑地の整備・再生の方向性を具体にするために、緑の基本計画（正式名：緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）を策定します。

今後の公園・緑地の整備については、まちづくりの方向性と公園の規模や配置のバランスを考慮するなかで、新たな整備や既存のリニューアルの必要性を見出し、事業計画の方向付けを行います。

なお、この計画策定においては、利用者のニーズに応じた整備などの方向性を見出せるよう、ワークショップなどによる市民参加の手法を活用していきます。



緑の基本計画の策定ポイント

- ◎既存の公園・緑地の実態把握・課題の整理
 - ・位置、面積、施設や植栽などの整備及び管理の状況
 - ・市民の意向（利用状況、印象、評価、要望など）
- ◎今後の公園・緑地の整備・再生に関する計画の立案
 - ・利用者のニーズに応じた整備の方向性の明確化
 - ・新たな整備やリニューアルにおいて確保すべき施設・機能などの水準設定

（２）公園施設長寿命化計画の策定ポイント

緑の基本計画における各公園・緑地の位置付け・役割を踏まえて、既存の公園施設の老朽化に対し、計画的な維持管理を行い、長期にその機能を保っていくために、公園施設長寿命化計画の策定を検討していきます。



公園施設長寿命化計画の策定ポイント

- ◎現地調査と健全度判定
 - ・遊具やトイレなど建築物の性能、損傷・劣化の程度、植栽などの状況
- ◎長寿命化計画（予防保全的な管理）
 - ・時間経過に伴う劣化や損傷の予測
 - ・補修や更新に係る工法の選定
 - ・必要なコストの算出
 - ・緊急度の判定に基づく補修・更新時期の検討

（３）水辺に親しめる河川空間の整備

河川堤防や堰沿いなど遊歩道やサイクリング道路として活用可能なルートについては、散策路としてのコース設定や水辺に親しめる公園などの整備を図ります。

6.4.3 上下水道施設

（１）下水道利用の普及促進

下水道整備計画に基づく整備を進め、下水道普及率を高めていきます。既設下水道の有効利用を促進するために、下水道加入率の向上に努めます。

（２）必要な機能を保持するための維持・管理

上水の安定供給、下水の適切な処理を継続するために、定期的な点検、必要な維持・管理を行っていきます。

6.4.4 その他公共公益施設

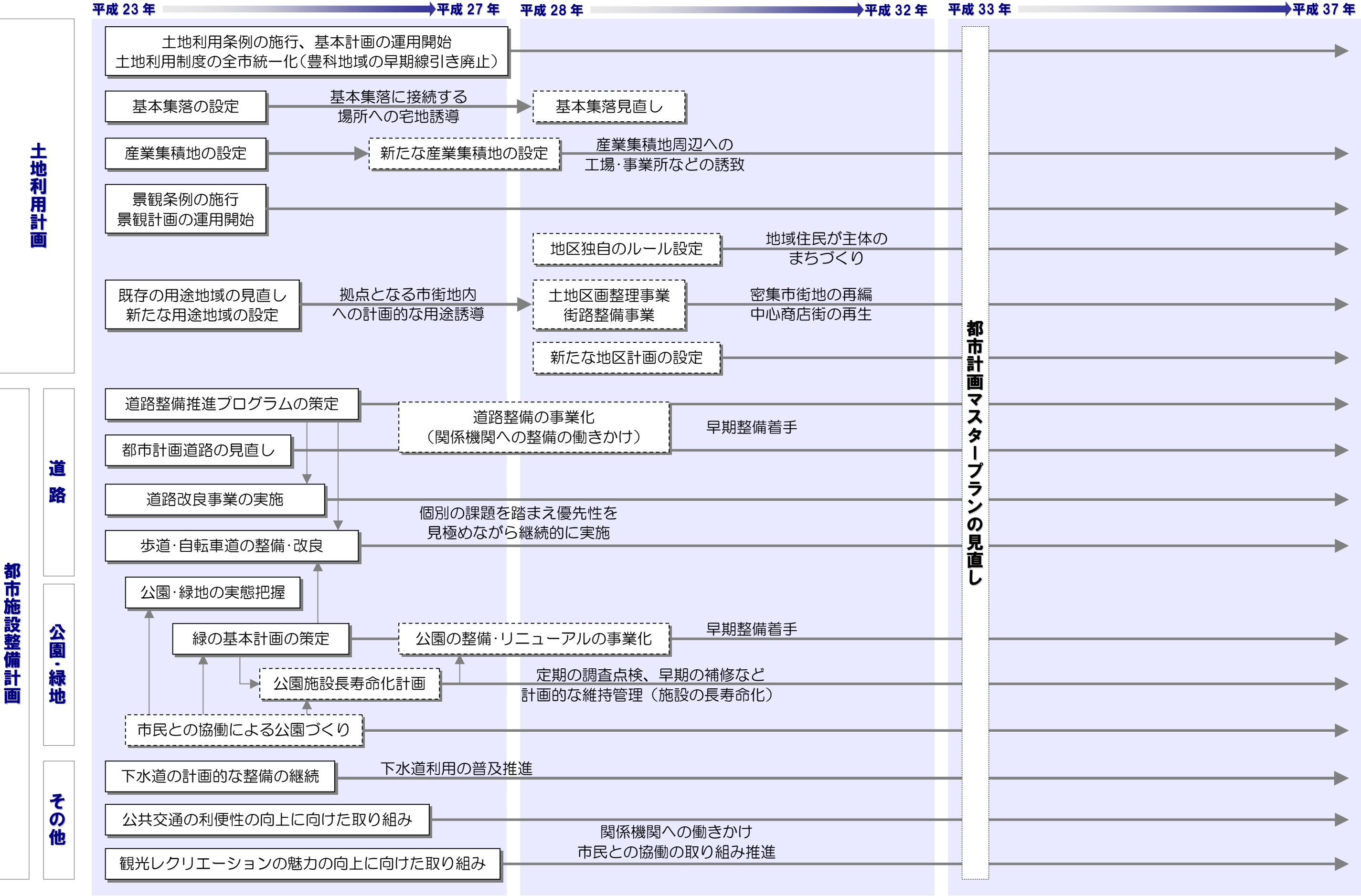
（１）防災施設

必要に応じて、防災マップの更新を行い、市民への災害情報の周知徹底を図ります。また、防災基盤施設の整備については、本計画の方針を踏まえて、地域防災計画に沿った整備や取り組みを進めていきます。

（２）情報提供施設

本市を訪れる来訪者のニーズを踏まえ、適切な案内・誘導、的確な情報提供ができるよう、駅などの交通結節点における情報提供の充実を図ります。

6.5 主な施策の展開フロー



6.6 計画の推進体制

本計画を実現していくために、市民と行政が協働で計画を推進できる体制をつくり、的確な調査や市民の意向把握などを踏まえて、定期的に計画の見直しを検討することにより、計画の継続的な改善を図り、その実効性を担保していきます。

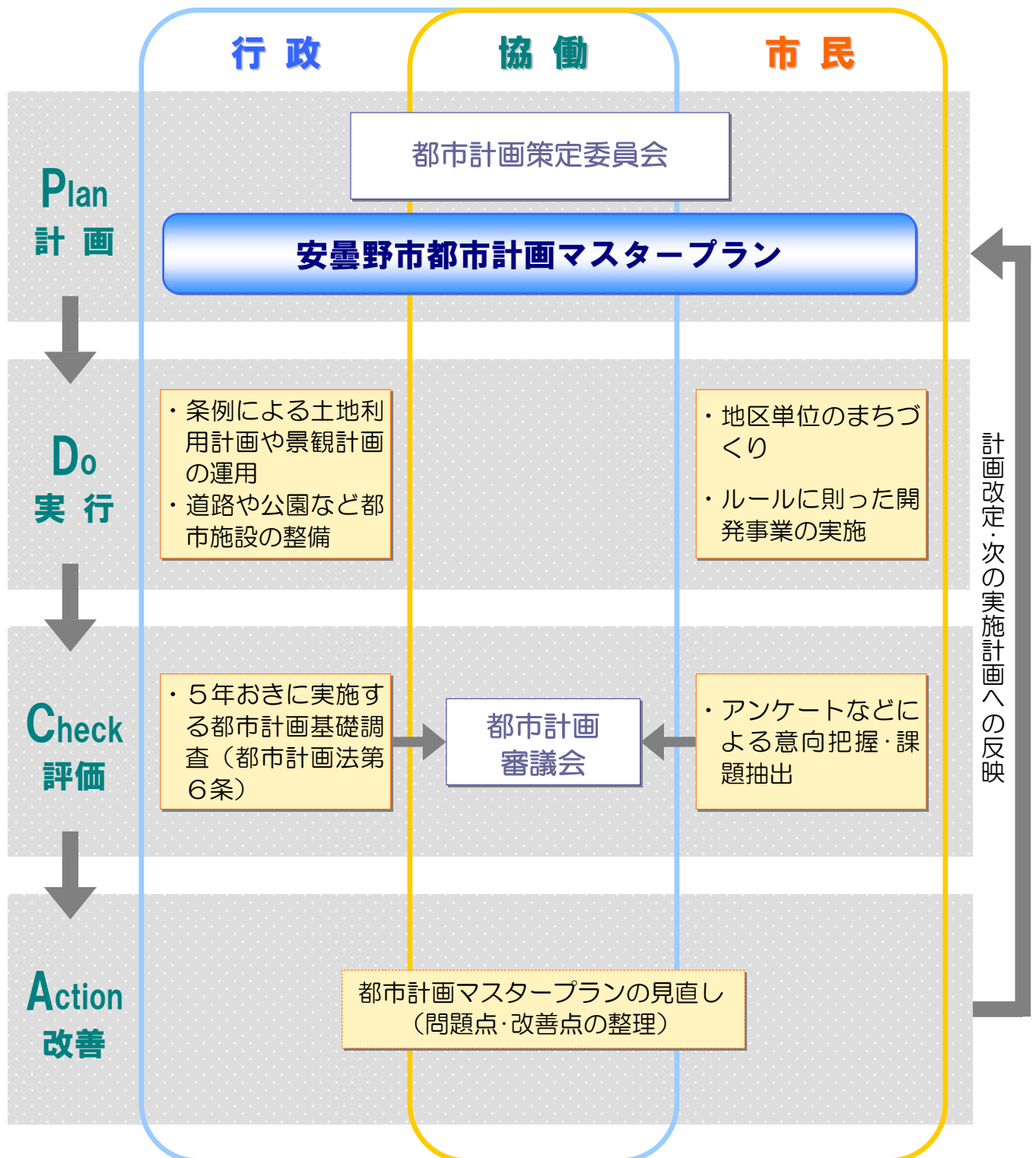


図 計画の推進体制の検討図

安曇野市都市計画策定委員会 名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属
青 柳 雅 夫	前土地利用市民検討委員（農業振興）
○ 板 花 守 夫	前土地利用市民検討委員（農業委員会）
内 川 佳 子	前土地利用市民検討委員（消費者の会）
小 沢 寛	安曇野工業会 (第1回～第16回)
谷 寛 司	安曇野工業会 (第17回～第33回)
帯 刀 佳 郎	前土地利用市民検討委員（農業）
勝 野 利 勉	前土地利用市民検討委員（まちづくり）
田 尻 知江子	前土地利用市民検討委員（男女共同参画）
堤 守	前土地利用市民検討委員（県宅建業協会）
藤 澤 渡	前土地利用市民検討委員（安曇野市都市計画審議会）
水 谷 元 美	前土地利用市民検討委員（公募）
◎ 宮 澤 正 士	前土地利用市民検討委員（都市計画）
渡 辺 研	前土地利用市民検討委員（公募）
等 々 力 豪	安曇野市商工会青年部
沖 旻	公募委員
口 村 孝	公募委員
斎 藤 香 織	公募委員
布 施 稔	公募委員
水 口 森 隆	安曇野建設事務所 (第1回～第16回)
二 村 謙 司	安曇野建設事務所 (第17回～第33回)

◎ 会長 ○ 副会長

安曇野市都市計画策定委員会 検討経過

年 月 日	区 分 [※]	主な検討内容
平成 20 年 6 月 30 日	第 1 回安曇野市都市計画策定委員会・ 景観計画策定委員会合同会議	合併後の土地利用制度統一に向けた取り組み概要
平成 20 年 7 月 8 日	第 2 回安曇野市都市計画策定委員会	これからのまちづくりに必要なしくみ及び 具体化が必要な事項
平成 20 年 8 月 8 日	第 3 回安曇野市都市計画策定委員会	まちなかの課題および今後の都市計画の方向性
平成 20 年 8 月 27 日	第 4 回安曇野市都市計画策定委員会①	郊外部の土地利用管理手法の基本案に関する検討その 1
平成 20 年 8 月 29 日	第 4 回安曇野市都市計画策定委員会②	郊外部の土地利用管理手法の基本案に関する検討その 2
平成 20 年 9 月 10 日	第 5 回安曇野市都市計画策定委員会①	産業集積地及び山麓保養区域の現状と今後の方向性に関する検討その 1
平成 20 年 9 月 12 日	第 5 回安曇野市都市計画策定委員会②	産業集積地及び山麓保養区域と現状と今後の方向性に関する検討その 2
平成 20 年 9 月 16 日	合同意見交換会	専門委員会委員との意見交換
平成 20 年 9 月 26 日	第 6 回安曇野市都市計画策定委員会	郊外部における土地利用管理方法に関する事例検討
平成 20 年 10 月 8 日	第 7 回安曇野市都市計画策定委員会	これまでの検討内容の整理と今後の進め方に関する検討
平成 20 年 10 月 27 日	第 8 回安曇野市都市計画策定委員会	工業のあり方に関する検討
平成 20 年 11 月 13 日	第 9 回安曇野市都市計画策定委員会	商業・観光のあり方に関する検討
平成 20 年 11 月 28 日	第 10 回安曇野市都市計画策定委員会	田園環境区域における集落基本区域と開発許可地の妥当性に関する検討
平成 20 年 12 月 16 日	第 11 回安曇野市都市計画策定委員会	田園環境区域の立地ルールと田園集落区域及び山麓保養区域の範囲に関する検討
平成 21 年 1 月 8 日	第 12 回安曇野市都市計画策定委員会	拠点市街区域、準拠点市街区域の範囲及び用途地域の設定に関する検討
平成 21 年 1 月 22 日	第 13 回安曇野市都市計画策定委員会	拠点市街区域及び田園集落区域の設定に関する検討その 1
平成 21 年 2 月 6 日	第 14 回安曇野市都市計画策定委員会	拠点市街区域及び田園集落区域の設定に関する検討その 2
平成 21 年 2 月 20 日	第 15 回安曇野市都市計画策定委員会	地区別懇談会提示資料に関する検討
平成 21 年 3 月 6 日	第 16 回安曇野市都市計画策定委員会	統一制度の全体像、景観計画の中間報告及び立地・用途のルールに関する検討
平成 21 年 4 月 10 日	第 17 回安曇野市都市計画策定委員会	地域別構想の区分け及び今後の都市施設整備に関する検討
平成 21 年 4 月 28 日	第 18 回安曇野市都市計画策定委員会	交通の課題及び今後の整備のあり方に関する検討
平成 21 年 5 月 8 日	第 19 回安曇野市都市計画策定委員会	防災・レクリエーション及び環境保全の課題と今後の整備のあり方に関する検討
平成 21 年 5 月 19 日	第 20 回安曇野市都市計画策定委員会	将来を見据えた新たな構想・位置付けに関する検討
平成 21 年 6 月 3 日	第 21 回安曇野市都市計画策定委員会	新たな開発計画・構想への対応及び方向性の整理
平成 21 年 6 月 17 日	第 22 回安曇野市都市計画策定委員会	都市施設整備の施策展開の方向性に関する検討
平成 21 年 7 月 15 日	第 23 回安曇野市都市計画策定委員会	都市計画マスタープラン(概要版)イメージに関する検討

※①、②は委員会を 2 つのグループに分けての検討

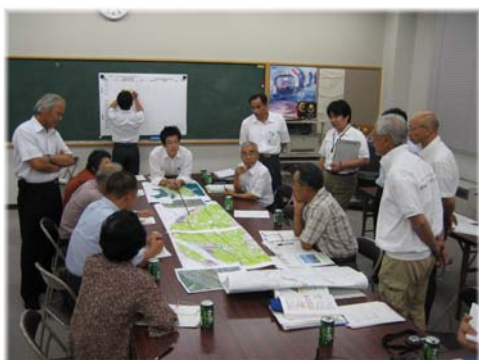
年 月 日	区 分	主な検討内容
平成 21 年 7 月 29 日	第 24 回安曇野市都市計画策定委員会	都市計画マスタープラン（3 章・4 章）の構成に関する検討
平成 21 年 8 月 26 日	第 25 回安曇野市都市計画策定委員会	都市計画マスタープラン（2 章～5 章）の構成に関する検討
平成 21 年 10 月 6 日	第 26 回安曇野市都市計画策定委員会	景観計画素案及び都市計画マスタープラン中間案に関する検討
平成 21 年 11 月 13 日	第 27 回安曇野市都市計画策定委員会	土地利用条例及び土地利用基本計画に関する検討
平成 21 年 12 月 24 日	第 28 回安曇野市都市計画策定委員会	土地利用条例、土地利用基本計画及び特定開発計画認定指針に関する検討
平成 22 年 1 月 20 日	第 29 回安曇野市都市計画策定委員会	第 5 回地区別懇談会提示資料に関する検討
平成 22 年 3 月 11 日	第 30 回安曇野市都市計画策定委員会	都市計画マスタープランの成案検討その 1 土地利用条例、土地利用基本計画、特定開発計画認定指針の検討
平成 22 年 6 月 9 日	第 31 回安曇野市都市計画策定委員会	都市計画マスタープランの成案検討その 2 土地利用条例、土地利用条例施行規則及び土地利用基本計画に関する検討
平成 22 年 7 月 21 日	第 32 回安曇野市都市計画策定委員会	パブリックコメントをふまえた都市計画マスタープラン案の改訂内容に関する検討
平成 22 年 8 月 26 日	第 33 回安曇野市都市計画策定委員会	都市計画マスタープラン最終案の検討



第 1 回 委員会



第 3 回 委員会



第 5 回 委員会



第 9 回 委員会



第 11 回 委員会



第 28 回 委員会

安曇野市都市計画マスタープラン

発行年月 平成 22 年 11 月
発 行 安 曇 野 市
編 集 安曇野市都市建設部都市計画課
〒399-8205
長野県安曇野市豊科 4340 番地（豊科総合支所内）
電 話：0263-72-3111 FAX：0263-72-8340
メール：toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp

